

令和6年9月3日 開 会

令和6年9月26日 閉 会

令和6年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月3日（火曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	5
○日程第1 会議録署名議員の指名について	5
○日程第2 会期の決定について	5
○日程第3 諸般の報告について	5
○日程第4 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	6
○日程第5 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について	6
○日程第6 議第58号から日程第21 議第71号まで	6
林市長提案説明	7
○散 会（午前10時28分）	12

9月10日（火曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	17
○欠席議員	17
○説明のため出席した者の職氏名	17
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	17
○開 議（午前10時00分）	18
○日程第1 議第72号及び日程第2 議第73号	18
林市長提案説明	18
○日程第3 質 疑（議第58号から議第73号まで）	18
3番 吉田昌樹議員質疑	19
谷村理事兼総務課長答弁	20

今井まちづくり・企業支援課長答弁	20
丹羽企画財政課長答弁	21
福井農林畜産課長答弁	21
棚橋建設課長答弁	22
3番 吉田昌樹議員質疑	23
福井農林畜産課長答弁	23
3番 吉田昌樹議員質疑	23
棚橋建設課長答弁	23
3番 吉田昌樹議員質疑	24
○休憩（午前10時20分）	24
○再開（午前10時20分）	24
棚橋建設課長答弁	24
4番 武藤行儀議員質疑	24
安達税務課長答弁	25
服部市民環境課長答弁	26
4番 武藤行儀議員発言	26
7番 寺町祥江議員質疑	26
谷村理事兼総務課長答弁	26
11番 山崎 通議員発言	27
○休憩（午前10時29分）	27
○再開（午前10時29分）	27
11番 山崎 通議員質疑	27
服部市民環境課長答弁	27
11番 山崎 通議員質疑	28
安達税務課長答弁	28
11番 山崎 通議員質疑	29
久保田副市長答弁	29
10番 操 知子議員質疑	30
○休憩（午前10時39分）	30
○再開（午前10時39分）	30
服部市民環境課長答弁	30
10番 操 知子議員質疑	30

森理事兼健康介護課長答弁	31
○日程第4 委員会付託（議第58号から議第73号まで）	31
○散 会（午前10時44分）	31

9月18日（水曜日）第3号

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○説明のため出席した者の職氏名	33
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	34
○開 議（午前10時00分）	35
○日程第1 一般質問	35
1. 3番 吉田昌樹議員質問	35
(1) 補助教材費の無償化と就学援助制度の拡充について	35
平工学校教育課長答弁	36
吉田昌樹議員質問	38
服部教育長答弁	39
吉田昌樹議員質問	39
林市長答弁	40
吉田昌樹議員発言	40
(2) 加齢性難聴対策について	40
森理事兼健康介護課長答弁	42
岩田福祉課長答弁	43
吉田昌樹議員質問	43
森理事兼健康介護課長答弁	44
吉田昌樹議員発言	44
(3) 神崎地域のデマンド型交通のあり方について	44
丹羽企画財政課長答弁	45
吉田昌樹議員発言	45
○休 憩（午前10時46分）	45
○再 開（午前10時55分）	45

2. 11番 山崎 通議員質問	46
(1) 一票の格差問題について	46
谷村理事兼総務課長答弁	46
山崎 通議員質問	47
○休憩 (午前11時02分)	47
○再開 (午前11時03分)	48
谷村理事兼総務課長答弁	48
○休憩 (午前11時05分)	48
○再開 (午前11時13分)	48
(2) ごみ処理問題について	48
服部市民環境課長答弁	49
山崎 通議員質問	50
久保田副市長答弁	51
(3) 自治会について	52
谷村理事兼総務課長答弁	52
山崎 通議員発言	53
3. 5番 田中辰典議員質問	54
(1) 災害時備えについて	54
谷村理事兼総務課長答弁	55
田中辰典議員質問	56
谷村理事兼総務課長答弁	56
田中辰典議員発言	57
(2) 鳥獣被害について	57
福井農林畜産課長答弁	57
(3) L e t ' s カーボンマイナスチャレンジについて	58
服部市民環境課長答弁	59
田中辰典議員質問	60
○休憩 (午後0時00分)	60
○再開 (午後0時02分)	60
林市長答弁	61
○休憩 (午後0時04分)	61
○再開 (午後1時10分)	61

4. 4番 武藤行儀議員質問	61
(1) 通学定期券補助制度の創設について	61
丹羽企画財政課長答弁	62
武藤行儀議員質問	63
丹羽企画財政課長答弁	64
武藤行儀議員発言	64
5. 9番 加藤義信議員質問	64
(1) 「マイナ保険証」の普及と利用促進等について	64
服部市民環境課長答弁	66
加藤義信議員質問	66
服部市民環境課長答弁	68
加藤義信議員質問	69
服部市民環境課長答弁	69
(2) 窓口での軟骨伝導イヤホンの導入について	70
森理事兼健康介護課長答弁	71
加藤義信議員質問	71
森理事兼健康介護課長答弁	72
○休 憩 (午後1時50分)	72
○再 開 (午後2時00分)	72
6. 6番 奥田真也議員質問	72
(1) 子どもたちの山県学園構想であるために	73
平工学校教育課長答弁	73
奥田真也議員質問	74
平工学校教育課長答弁	75
奥田真也議員発言	75
(2) 空家バンクについて	76
今井まちづくり・企業支援課長答弁	76
奥田真也議員質問	77
今井まちづくり・企業支援課長答弁	78
奥田真也議員発言	78
(3) 防災士について	79
谷村理事兼総務課長答弁	80

奥田真也議員質問	80
谷村理事兼総務課長答弁	81
奥田真也議員発言	82
○散 会（午後2時35分）	83

9月19日（木曜日）第4号

○議事日程	85
○本日の会議に付した事件	85
○出席議員	85
○欠席議員	85
○説明のため出席した者の職氏名	85
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	86
○開 議（午前10時00分）	87
○日程第1 一般質問	87
7. 2番 川島亜也議員質問	87
(1) 通学路の交通安全対策について	87
平工学校教育課長答弁	87
川島亜也議員質問	88
棚橋建設課長答弁	88
川島亜也議員発言	89
(2) 山県市のPR活動について	89
今井まちづくり・企業支援課長答弁	90
川島亜也議員質問	90
今井まちづくり・企業支援課長答弁	91
川島亜也議員発言	91
8. 10番 操 知子議員質問	91
(1) こども目線の離婚後共同親権について	91
平工学校教育課長答弁	92
正治子育て支援課長答弁	93
操 知子議員質問	94
平工学校教育課長答弁	95
正治子育て支援課長答弁	95

9. 1 番 河合雅俊議員質問	96
(1) 投票率の向上の為の取り組みについて	96
谷村理事兼総務課長答弁	97
河合雅俊議員質問	98
谷村理事兼総務課長答弁	99
河合雅俊議員発言	99
○休憩（午前10時49分）	100
○再開（午前11時00分）	100
10. 7 番 寺町祥江議員質問	100
(1) 多様な視点を活かした災害対応や防災・減災の取り組み強化を	100
谷村理事兼総務課長答弁	101
寺町祥江議員質問	102
谷村理事兼総務課長答弁	103
(2) 社会全体で主権者教育を推進する取り組みを	104
谷村理事兼総務課長答弁	105
寺町祥江議員発言	106
(3) 子育て世帯訪問支援事業の実施を	106
正治子育て支援課長答弁	107
○散会（午前11時31分）	108
9月26日（木曜日）第5号	
○議事日程	109
○本日の会議に付した事件	113
○出席議員	117
○欠席議員	117
○説明のため出席した者の職氏名	117
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	118
○開議（午前10時00分）	119
○日程第1 常任委員会委員長報告	119
○日程第2 委員長報告に対する質疑	121
○日程第3 討 論（議第58号から請願第2号まで）	122
1 番 河合雅俊議員反対討論	122

3番 吉田昌樹議員賛成討論	122
3番 吉田昌樹議員反対討論	124
11番 山崎 通議員反対討論	127
○休憩（午前10時31分）	127
○再開（午前10時32分）	127
○日程第4 採 決（議第58号から請願第2号まで）	128
○日程第5 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について	132
武藤孝成議会運営委員会委員長趣旨説明	132
○日程第6 質 疑	133
○日程第7 討 論	133
○日程第8 採 決	134
○休憩（午前10時45分）	134
○再開（午前11時10分）	134
○日程第9 議員の派遣について	135
○閉 会（午前11時11分）	135
○会議録署名者	135

令和6年9月3日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 9月3日（火曜日）

○議事日程 第1号 令和6年9月3日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 議第58号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第59号 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第60号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
- 日程第10 議第62号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第63号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第64号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第65号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第66号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第67号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認第2号 令和5年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議第68号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第3号）

- 日程第19 議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20 議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第5 報第7号 山口市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
日程第6 議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第7 議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
日程第10 議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13 議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第14 議第66号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
日程第15 議第67号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第16 認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17 認第2号 令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

- 日程第18 議第68号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）
日程第19 議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20 議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
-

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	谷村政彦
企画財政課長	丹羽竜之	税務課長	安達俊樹
市民環境課長	服部裕司	福祉課長	岩田豊実
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	浅野浩昭	学校教育課長	平工雅之
生涯学習課長	大西義彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野公男	書記	大野幹根
------	-------	----	------

午前10時00分開会

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和6年山県市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番 加藤義信議員、10番 操 知子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田茂広） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月3日から26日までの24日間とし、4日から9日まで、11日から17日まで及び20日から25日までを休会にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月3日から26日までの24日間とし、4日から9日まで、11日から17日まで及び20日から25日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（吉田茂広） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年5月から8月に実施の例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

6月5日に、令和6年第1回岐北衛生施設利用組合議会臨時会に、組合議員5名で出席いたしました。会議では、岐北衛生施設利用組合監査委員の選任同意について審議され、原案のとおり可決されました。

次に、7月17日、大垣市において、第292回岐阜県市議会議長会議に、副議長と出席いたしました。会議では、令和5年度市議会議長会会計歳入歳出決算の認定のほか、令和6年度市議会議長会会計予算を含む4議案が審議され、原案のとおり可決されました。

次に、8月29日に、令和6年第2回岐北衛生施設利用組合議会に、組合議員5名で出席いたしました。会議では、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定及び令和6年度一般会計補正予算が審議され、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 議長（吉田茂広） 日程第4、報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件です。
-

日程第5 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

- 議長（吉田茂広） 日程第5、報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件です。
-

日程第6 議第58号から日程第21 議第71号まで

- 議長（吉田茂広） 日程第6、議第58号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第59号 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第60号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について、日程第10、議第62号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第63号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第64号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第65号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第66号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第67号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について、日程第16、認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認第2号 令和5年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について、日程第18、議第68号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第19、議第69号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議第70号 令和6年度山県市介護保険特別会計

補正予算（第1号）、日程第21、議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について、以上16議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） 皆さん、改めておはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年山口市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、8月22日に発生いたしました台風10号は、29日には非常に強い勢力で九州地方に上陸、その後、西日本から東へ進みましたが、今回の台風は大変動きが遅く、暴風や長時間における大雨などによる被害が各地で発生し、県内におきましても大垣市や池田町などで河川が氾濫し、住宅浸水などの被害をもたらしました。本市におきましては、幸いにいたしまして、大きな被害は確認できておりません。

改めて、市民の尊い生命と財産を守るため、防災体制の一層の強化を進めてまいります。市民の皆様におかれましても、非常時持ち出し品の準備や備蓄、避難場所の確認など、日頃からいざというときに備えていただきたいと思います。

さて、世界気象機関は本年6月5日に、世界の年間平均気温が、数十年間という長期的な目標であるパリ協定が目指す気温上昇抑制幅1.5度を今後5年以内に超える可能性が高いとする報告書を発表いたしました。また、これまでで最も暑い夏だった昨年2023年の記録であります1.45度上昇が5年以内に更新される可能性が高いとも指摘し、温室効果ガスの一層の排出削減対策が必要だと強調しました。

本市は2022年6月に、2050年までに二酸化炭素排出量の実質マイナスを目指しますカーボン・マイナス・シティ宣言を表明いたしました。2023年には、脱炭素重点対策実施地域の認定を受け、市民や事業者と一体となって二酸化炭素排出削減に向けた取組を加速いたしております。

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用しました太陽光発電設備等設置費補助金につきましては、補助対象が家庭用設備のみだったものを今年度から市内事業者に対しても補助を拡充いたしました。また、カーボン・マイナス・シティの実現に向けて、PPA事業により市の公共施設へ太陽光発電設備等を導入いたします。平時には、太陽光発電システムの再エネ電力の利用によるCO₂の削減を図り、災害停電時には太陽光発電システムによる電力を避難所運営等に活用しようとするものでございます。

また、本年7月には、本市は、やまがたテラス・西濃建設共同事業体とカーボン・マ

イナス・シティ実現に向けた脱炭素事業に関する協定を締結し、美山の北部地域コミュニティセンターへ太陽光発電設備等を設置することとし、令和7年4月1日運用開始を目指しております。

かけがえのない財産である自然環境を未来の世代へ引き継いでいけるよう、2050年までのカーボン・マイナス・シティの実現を目指し、引き続き各種取組を実施してまいりたいと考えております。

今後におきましても議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日提案いたしております議案は、報告案件2件、条例案件10件、決算案件2件、補正予算案件3件、その他案件1件の計18案件でございます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

初めに、資料ナンバー1の7ページをお願いいたします。

議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、こども基本法の制定に伴い策定された、国のこども大綱等を勘案し、市として統一的な子育て支援施策を実施するため、こども計画を策定する必要があること、また、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、改正するものでございます。

次に、8ページでございます。

議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、9ページ、議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公共施設等総合管理計画に基づく遊休資産の有効活用や処分等に関し、条例で定める普通財産の減額譲渡等の要件を拡大するとともに、行政財産についても普通財産と同一の要件で減額または無償貸付ができるよう、改正しようとするものでございます。

次に、10ページの議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例につきましては、今年度から岐阜県が県立山県高等学校体育施設の開放及び管理に関する手続を行うことになり、それに伴いまして、本条例を廃止するものでございます。

次に、11ページ、議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当法施行令が改正されたことに伴いまして、所要の措置

を講ずるため改正するものでございます。

次に、12ページ、議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、子どもげんきはうす児童館事業を保健福祉ふれあいセンターへ移転することに伴い、所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、13ページ、議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、保健福祉ふれあいセンター改修後、山口市社会福祉協議会が運営しておりましたデイサービスセンターのスペースに子ども家庭センターの相談室を整備し、現在、東深瀬に設置しております子どもげんきはうすを移転することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、14ページ、議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法における罰則規定が一部改正されたことに伴い、所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、16ページ、議第66号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例につきましては、農地面積の変更に伴い、農業委員会等に関する法律及び同施行令の基準に基づき、条例で定める農地利用最適化推進委員の定数を変更するため、改正するものでございます。

次に、17ページ、議第67号 山口市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、下水道法施行令の一部改正により、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が見直されたことに伴い、所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー4をお願いします。

資料ナンバー4の認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定並びに資料ナンバー5の認第2号 令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定を求めるものでございます。

一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、それぞれ監査委員の監査を受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー4の2及び資料ナンバー5の2の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を、別冊の資料ナンバー4の3、決算の成果説明書にまとめて提出させていただきます。

次に、補正予算案件3件について御説明を申し上げます。資料ナンバーの6をお願いします。

資料ナンバー6、議第68号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）は、予算

の総額に、1億6,413万円を追加し、その総額を156億1,754万4,000円とするほか、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものでございます。

歳出から、主な内容を御説明申し上げます。

まず、総務費は、公共施設等の利活用に向けた、公共施設等利活用検討業務300万円と、農家レストランおんせえよおへの継続運営支援につきまして、協議の中で、事業者が自主的な整備を行うことで合意に至ったため、当初予算に計上しておりました工事請負費等の2,050万円を減額し、代わりに支援策といたしまして、今年度から新たに創設されましたローカル10,000プロジェクトの地方単独事業を活用し、支援できるよう補助金200万円を追加するものでございます。

次に、民生費では、低所得世帯支援給付金給付事業につきまして、対象となる世帯等が想定より上回り予算の不足が見込まれることから、8,753万円を追加するものと、介護保険特別会計への繰出金88万円、福祉医療費99万3,000円は、昨年度精算返還金、後期高齢者医療費の1,427万4,000円は、昨年度の精算に伴う負担金の追加分でございます。

12ページ下段の衛生費、4,898万8,000円は、過年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算返還金でございます。

13ページ、農林水産業費の農業振興費は、スマート農業技術導入支援事業補助金と環境保全型農業直接支払交付金が、県の補助事業に採択される見込みとなりましたので、合わせて118万1,000円を追加するもので、農地費の1,026万5,000円は、農業用施設改修工事の新川水門撤去について、県と協議の結果、復旧方法について河川協議が必要となったことから設計業務委託料としまして676万1,000円を追加し、これに伴い今年度着工が困難となったため工事費189万6,000円を減額し、そのほかに土地改良施設適正化工事の市内3か所の揚水ポンプ更新工事について資機材費等の高騰によります計画時の事業費では、予算に不足が生じるため、540万円を増額するものでございます。

次に、14ページ中段の治山林道事業費311万円は、舟伏山登山道へのアクセス道路であります林道夏坂線におきまして、7月の豪雨により落石及び倒木が発生したことを受け、落石防護柵の次年度設置に向け、その設計委託料を追加するものでございます。

下段の商工費の729万9,000円は、中小企業等活性化補助金の今年度申請実績による増額でございます。原材料価格の高騰や光熱費を含む経費が増加する中で、設備投資をしようとする企業に対し、支援を行おうとするものでございます。

次に、15ページ、土木費の181万円は、申請件数の増加が見込まれることから木造住宅耐震診断事業と木造住宅耐震補強工事補助金を増額しようとするものでございます。

次に教育費の小学校費231万円と下段の中学校費99万円は、児童・生徒に配布している

1人1台タブレット端末の次期更新におきまして、各学校ごとのネットワーク環境の調査と改善計画策定が国庫補助を受ける要件として必須となったことから追加するものでございます。

次に、8ページの歳入をお願いします。

8ページの歳入、普通交付税9,739万8,000円は、今年度の額の決定に伴うものでございます。続く分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金は、いずれも歳出に連動するものでございます。

10ページの繰越金5,072万2,000円は、令和5年度決算に伴う補正でございます。

なお、今般の補正により余剰となりました財源につきましては、9ページ一番下になりますが、財政調整基金繰入金を6,124万8,000円減額いたしております。

4ページをお願いします。

4ページの第2表、債務負担行為の補正は、公共施設等利活用検討業務について、継続したプロモーション活動と公的不動産活用契約支援が必要なため、令和7年度の債務負担を設定するものでございます。

5ページ、第3表、地方債補正につきましては、今般の補正に伴いまして借入限度額を変更しようとするもので、臨時財政対策債は、発行可能額の確定によるものでございます。

次に、19ページをお願いします。

19ページの議第69号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、予算の総額に、2,802万9,000円を追加し、その総額を31億4,062万3,000円にしようとするものでございます。内容につきましては、昨年度の実績額の確定に伴う精算返還金が主なものとなっています。

次に、27ページをお願いします。

27ページ、議第70号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、予算の総額に、7,659万9,000円を追加し、その総額を31億1,759万9,000円にしようとするものでございます。

内容としましては、国保連合会に委託する第三者行為求償事務の手数料が確定したことによる負担金の追加と、昨年度の実績額の確定に伴います精算返還金でございます。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

次に、資料ナンバー1の18ページを御覧ください。

議第71号 山県市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

山県市クリーンセンター運営管理委託事業の入札につきましては、事後審査型一般競争入札とし、1社が入札に参加し、8月16日に入札を執行した結果、日立造船株式会社中部支社が落札候補者となりました。その後、入札参加資格要件や関係書類の確認など事後審査を経まして、8月26日に、29億9,052万6,000円で仮契約を締結いたしましたので、議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

○議長（吉田茂広） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、9月10日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。

午前10時28分散会

令和6年9月10日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 9月10日(火曜日)

-
- 議事日程 第2号 令和6年9月10日
- 日程第1 議第72号 令和6年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議第73号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 質 疑
- 議第58号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
- 議第62号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第63号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第64号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和5年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 議第68号 令和6年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第69号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第70号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第71号	山県市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
議第72号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第73号	令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第4	委員会付託
議第58号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
議第60号	山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
議第61号	岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
議第62号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第63号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第64号	山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第65号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第66号	山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
議第67号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
認第1号	令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	令和5年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
議第68号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第69号	令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第70号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第71号	山県市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
議第72号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第4号）

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 質 疑
- 議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
- 議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 議第68号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について

議第72号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）
議第73号	令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第4	委員会付託
議第58号	山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第59号	山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
議第60号	山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
議第61号	岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
議第62号	山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第63号	山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第64号	山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第65号	山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第66号	山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
議第67号	山口市下水道条例の一部を改正する条例について
認第1号	令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
議第68号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）
議第69号	令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第70号	令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第71号	山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
議第72号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）
議第73号	令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	谷村政彦
企画財政課 長	丹羽竜之	税務課長	安達俊樹
市民環境課 長	服部裕司	福祉課長	岩田豊実
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援 課長	正治裕樹
農林畜産課 長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	浅野浩昭	学校教育課 長	平工雅之
生涯学習課 長	大西義彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野公男	書記	大野幹根
書記	山口真理	書記	太田奈々子

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第72号及び日程第2 議第73号

○議長（吉田茂広） 日程第1、議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）、日程第2、議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上2議案について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー7の議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に60万円を追加し、その総額を156億1,814万4,000円としようとするものでございます。

一般会計の補正の内容につきましては、後に御説明いたします後期高齢者医療特別会計の補正に伴う繰出金の追加でございます。

9ページをお願いいたします。議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に882万7,000円を追加し、その総額を5億1,582万7,000円としようとするものでございます。

15ページの歳出をお願いします。今年度から自己負担額をなくし無償化をいたしました後期高齢者健康診査事業でございますが、受診者数が当初の想定を大幅に上回り、医療機関に支払う委託料等に不足を生じることから、合わせまして882万7,000円を増額するものでございます。財源につきましては、14ページのとおり、後期高齢者医療広域連合からの委託金と一般会計繰入金を計上いたしております。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切な御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

日程第3 質疑

○議長（吉田茂広） 日程第3、質疑。

市長提出議案、議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてか

ら、議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの18議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。通告順位1番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、8問質問いたします。

1、資料4-3、42ページ、交通安全対策事業について。

交通事故による死者が令和4年度1名から令和5年度3名に増加しています。事故の場所、内容、対策についてお尋ねいたします。

2、資料4-3、44ページ、集落支援員・地域おこし協力隊設置業務について。

新規の地域おこし協力隊員を確保できなかった理由と、事業費1,040万5,000円の内訳についてお尋ねします。

3、資料4-3、49ページ、山県×山形地域間交流事業（山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略）について。

地域おこし協力隊員のよしもとの森 貴史さんの活動の成果についてお尋ねします。

4、資料4-3、116ページ、農業次世代人材投資事業補助金について。

現在交付している2名（4年目、5年目）の経営状況についてお尋ねします。

5、資料4-3、125から126ページ、野生鳥獣被害防止捕獲業務委託事業について。

令和4年度に比較して、カラスの捕獲が増えた以外は、そのほかの鳥獣の捕獲数が減っています。対策の効果があって鳥獣被害が減った、あるいは捕獲できていない等の理由についてお尋ねします。

6、資料4-3、152ページ、建築物耐震診断事業及び改修等補助金について。

木造住宅耐震診断13件、建築物耐震診断2棟で事業費266万8,000円となっています。補助金額の内訳についてお尋ねします。

建築物耐震診断2棟の建築時期、構造、用途等について、及び耐震診断結果とその後の全面的あるいは部分的な耐震補強工事の実施状況についてお尋ねします。

7、資料4-3、152ページ、住宅等取得祝金事業について。

定住促進と市内産業の振興を図るため祝金を交付する事業ですが、27件の区分と祝金の内訳についてお尋ねします。

8、資料4-3、154から155ページ、常備消防事業、消防団活動事業、防災対策事業

について。

いずれも財源としてふるさと応援基金が使われていますが、山県市ふるさと応援寄附金条例第2条の(1)から(7)のいずれの項目で寄附されたものか、寄附者の意向についてお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 私からは、1番目の質問についてお答えいたしたいと思
います。

交通死亡事故の令和4年1件、令和5年3件と増えておりますが、その事故の場所、
内容、対策についてお答えいたします。

まず、令和4年の1件につきましては、梅原地内県道関本巣線で、道路を横断中の89
歳の女性が自動車と衝突した事故でございます。

令和5年の1件目、高富地内の駐車場で75歳の男性が運転する自動車の単独事故でござ
います。

2点目、西深瀬地内農免道路と国道256号の信号交差点で、88歳の女性が運転する二輪
車と自動車の衝突事故で、二輪車の女性が亡くなったというものでございます。

3点目、高富森地内の信号のない市道交差点で、90歳の男性が運転する二輪車と自動
車の出会い頭の事故でございます。

以上が事故の内容でございます。

対策としましては、岐阜県警、山県警察署、道路管理者の建設課、県管理道路である
場合は岐阜土木事務所、総務課の交通安全担当が後日改めて現場に立ち会いまして検証
を行い、改修すべきところがある場合には対応をするようにしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 2番の集落支援員・地域おこし協力隊設置業
務について、私のほうからお答えします。

新規の地域おこし協力隊を確保できなかった理由についてでございますが、今回の募
集につきましては、まちづくり・企業支援課で北部活性化の後継者を確保とした募集と、
農林畜産課で有機農業の担い手という要件で募集しております。活動内容について、要
件に合う方がいなかったことが原因だと思われま

す。また、募集につきましては今後も継続していく予定でございます。

事業費の内訳につきましては、まちづくり・企業支援課の地域おこし協力隊で479万5,000

円、健康介護課の集落支援員で27万8,000円、美山支所の集落支援員と地域おこし協力隊で533万2,000円となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之） それでは、私からは3番目の御質問、山県×山形地域間交流事業の中で、地域おこし協力隊員の森さんの活動の成果についてという御質問でございますが、本事業につきましては、今年の2月15日から19日にかけて実施したもので、市長からの特命を受けた地域おこし協力隊員の森さんが、本市のふるさと納税の返礼品でもありますキャンピングカーに乗って、道中、市のPRをしながら山形県山形市を目指し、山形市の佐藤市長と面談し、今後何らかの連携の確約を得るというものでございます。

この模様につきましては、BSよしもとにて4回にわたる特集番組やCCNの番組で紹介されたほか、読売、毎日、中日、岐阜新聞などの新聞各紙、またインターネットメディア等でも取り上げられるなど、本市の認知度向上、話題性の獲得に貢献したと考えております。

また、無事、連携の確約を取り付けたことは、今年度予定しております連携協定の締結と、その後の各種連携事業につながる成果と考えております。

3番については以上でございます。

続きまして、少し飛びますが、8番の御質問をいただいておりますので、ふるさと応援基金の用途について御質問いただいておりますので、そちらについても引き続き答えさせていただきます。

8番の常備消防事業、消防団活動事業、防災対策事業に充当した山県市ふるさと応援寄附金条例第2条に掲げるこれらの事業に充当した事業項目について、どの項目に寄附されたものかについてでございますが、常備消防事業につきましては、6号の新しい未来をつくるまちづくり事業としていただきました2,671万1,000円と、7号の市長おまかせ・ふるさとまるごと支援事業で7,390万円を充当しております。

消防団活動事業には、7号の市長おまかせ・ふるさとまるごと支援事業としていただいた700万円、防災対策事業には、1号の健やかで安らかなまちづくり事業としていただいた790万円を充当いたしました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） それでは、私からは4番目の御質問にお答えいたします。

御質問の現在交付している2名の経営状況についてですが、令和元年から令和5年にかけて本補助金を活用され菌床キノコを生産されている方は、その経営状況はまだ赤字ながら、鋭意努力し改善を図っていると伺っております。

また、令和2年から本補助金を活用されている方は、ビニールハウスを設置し、イチゴを生産されております。令和4年は厳しい経営だったと聞いておりましたが、令和5年には黒字に転じたと伺っております。

以上で4番目の質問の答弁とさせていただきます。

引き続きまして、5番目の御質問にお答えいたします。

御質問の令和4年度と比較してカラス以外の捕獲数が減少した理由についてでございますが、例年4月1日に山県市猟友会との間で通年の野生鳥獣捕獲業務委託契約を締結しております。

しかし、令和5年度においては猟友会内での捕獲体制が整わなかったため、8月の契約となってしまいました。猟友会に捕獲を依頼する場合、契約の締結ができていないと捕獲許可書が出せないため、結果、捕獲期間が短くなり、捕獲数が減少したと認識しております。

参考までとなりますが、今年度の4月から8月までの捕獲数につきましては、例年並みとなっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 私のほうからは、御質問の6点目、7点目について答弁させていただきます。

御質問の6点目、建築物耐震診断事業及び改修等補助金について、事業費266万8,000円の内訳はについてでございますが、木造住宅耐震診断が13件、1件当たり4万7,300円で計61万4,900円、建築物耐震診断が2棟で計205万3,000円であります。

また、建築物耐震診断を受けた2棟について、1棟は昭和54年建築で、構造は鉄骨造1階建て、用途は工場であります。もう一棟は昭和49年建築で、構造は鉄骨造2階建て、同じく用途は工場であり、診断結果は両者とも耐震性は満たされておりました。

なお、昨年度診断されたこともあり、2棟ともまだ補強工事の実施は行われておりませんが、現在工事の検討中であると伺っております。

御質問の7点目、住宅等取得祝金事業の27件の区分と祝金の内訳についてですが、市内建設業者で建設した市内居住者の方が3件で計30万円、市外から転入していらっしゃる方が11件で165万円、市内居住者転入者で、かつ多世代同居または近居者が13件で、

計260万円、合計455万円になります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 4番について再質問させていただきます。

現在交付している2名のうちの1名、菌床キノコに携わっている方が5年目も赤字ということで、この事業についてはいろいろ審査とかをされて、独立というか、経営状況がよくなっていくということでいろいろと関わっておられると思うんですけども、この補助金の支給が終わった後、何らかの形で支援とかはできるんでしょうか。

○議長（吉田茂広） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

一応経営状況としましては、先ほど令和4年度はちょっと厳しいということで、令和5年度も横ばいというお話でした。

それで今後、やはり新規の青年農業者でありますから、将来的には認定農業者になって地域農業の振興を牽引していただくためには、また、市のほうでもそういった認定農業者に対して補助金を各種そろえておりますので、そちらのほうでまた支援していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 支援のほうをぜひよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

議第68号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第3号）について、資料6、15ページ、木造住宅耐震診断事業及び耐震補強工事補助金の追加（耐震診断15件、耐震補強工事1件）について。

当初予算で耐震診断10件、耐震補強工事3件、6月補正予算で耐震診断10件ですが、耐震診断結果及び耐震補強工事の実施状況についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 御質問にお答えします。

木造住宅耐震診断について、当初予算及び6月補正予算を含めた20件についてですけども、申込みは完了しておりますして、令和6年9月現在で9件が診断を実施済み、完了の報告を受けております。その結果は、全て倒壊する可能性が高いとの判定となっております。

また、木造住宅耐震補強工事については、7月に1件申請があり、同月に実施承諾し

ましたので、現在工事が進められており、11月ぐらいに完成予定と聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 再質問します。20件のうち9件が実施済みで、そのうち1件が耐震工事を始めたということで、この耐震工事については久しぶりのことだというふうに思うんですけど、ぜひ今後も継続して耐震診断されて、基準に達していない場合に耐震工事、それから、耐震工事に至らなくても、軽微なことでも工事の助言とかが必要だと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（吉田茂広） 暫時休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 再質問にお答えします。

木造住宅耐震補強工事について、今、御質問にも最近久しぶりやということでありましたけれども、一番近々で来られたのが平成30年です。それ以降はゼロ件ということで、今年度、久しぶりの申込みをしていただきました。

工事のほうも、いろいろこういううちの補助金があるということ、いろいろ広報等で周知していきたいと思っておりますので、これからも耐震補強とかそちらのほうを順次準備していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） よろしく申し上げます。

回答いただいてありがとうございました。以上で終わります。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

以上で吉田昌樹議員の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、発言順位2番、武藤行儀から質問させていただきます。

認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、2問質問をいたします。

1 件目、資料 4、3 ページ、歳入、不納欠損額 541 万 1,556 円について、税務課長にお尋ねをいたします。

何らかの理由により納めていただくことができず、今後もその見込みが立たないものであると認識はしております。

納税者が死亡し相続者がいない場合や時効の成立など、不納の内訳についてお尋ねをいたします。

2 件目、資料 4-3、62 ページ、個人番号カード普及促進事業について、市民環境課長にお尋ねいたします。

マイナンバーカードの累計交付枚数 2 万 678 枚、交付率は 80.95%、この数字は他の市町村と比較し多いのか少ないのか、お尋ねをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田茂広） 安達税務課長。

○税務課長（安達俊樹） それでは、認第 1 号の一般会計における市税の不納欠損額 541 万 1,556 円についてお答えします。

1 点目の資料 4、3 ページの不納欠損額 541 万 1,556 円の内訳についてでございますが、不納欠損できる法的位置づけについての人数と金額について御説明いたします。

1 点目が、地方税法第 15 条の 7 第 5 項の即時消滅でございます。

納税義務者に滞納処分する財産がない等により執行停止した場合において、地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、納入する義務を直ちに消滅することができるというものでございます。

具体的な内容といたしましては、納税義務がある外国人が帰国し、再来日する見込みがないとき、または滞納者が死亡し相続人がいない場合や、法人が解散や廃業して将来事業再開の見込みがなく、滞納処分できる財産がない場合など、この該当により不納欠損したものが 43 名、118 万 9,364 円でございます。

2 つ目が、地方税法第 18 条の 1、3 年間の執行停止によるもので、内容といたしましては、納税義務者に滞納処分する財産がないとき、滞納処分することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、義務者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明なときは、3 年間の滞納処分を執行停止することができます。

その間に納税義務者の納税力、担税力の改善が見られるものについては、執行停止を解除し徴収を行います。執行の停止が 3 年間継続したときは、納付の義務が消滅いたします。この該当により不納欠損にした者が 10 名、115 万 3,523 円でございます。

3 つ目が、地方税法第 18 条の 1 の 5 年間の時効によるものでございます。

地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年の時効により消滅いたします。この時効により不納欠損にした者が113名、306万8,669円でございます。

ただいま御説明したいずれの案件に関しても、十分な実態調査と財産調査を実施した上で不納欠損処分の判断をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 私からは、資料の4-3、62ページの個人番号カード普及促進事業のマイナンバーカードの累計交付枚数につきましてお答えさせていただきます。

まず、山県市の80.95%、こちらにつきましては岐阜県内では35位になります。岐阜県内の平均は82.0%になります。

全国の平均でございますが、全国の平均は78.7%、岐阜県のランクは7位につけて、82%となります。

全国平均からしますと、山県市の80.95%は平均以上になっておりますので、今後とも推進を進めていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（吉田茂広） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 納税につきましては、引き続き徴収に努めていただきたいというふうに思っております。

また、マイナンバーカードにつきましては、今後も普及促進に努めていただき、質問を終わります。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

続きまして、通告順位3番 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を1件行わせていただきます。

認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

資料ナンバー4-3、37ページ、北部地域拠点整備事業について、不用額4,332万円の内訳と理由についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

不用額4,332万円の内訳とその理由についてでございますが、まず、この不用額は、令

和4年度から令和5年度に繰り越した予算の請負差金による不用額でございます。

その内訳といたしましては、解体工事に関する部分が約3,800万円、外構の実施設計部分が約400万円、そのほかに、周辺家屋に影響を及ぼすといけませんので、その家屋の工損調査、それから工事の監理業務、屋外トイレの浄化槽設置工事などで約130万円、計4,332万円となりました。

なお、繰り越した予算に関しましては、若干多額の不用額が発生した場合でも、次年度による減額補正は行っておりませんので、御了解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○7番（寺町祥江） 以上です。

○議長（吉田茂広） お疲れさまでした。

以上で寺町祥江議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山崎 通議員。

○11番（山崎 通） これは通告はしていないんですが、3点あるので、3点一遍にやったほうがいいか、それとも1点ずつでいいかね。

○議長（吉田茂広） 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは、議第71号の山口市クリーンセンター運営管理委託事業、約29億9,000万円ですけど、課長から今までの経緯を説明していただきたい。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） それでは、山崎議員のクリーンセンターの運営管理委託業務の経緯につきまして御説明させていただきます。

令和5年度に現契約期間を15年の運営管理委託業務について今後の検討を行わせていただきまして、次期契約につきましては、長期契約導入可能性調査事業を実施させていただいたところでございます。

その結果、5年の長期包括契約が経済的・経常的にも評価が高く、総合的に評価したということで、5年の長期包括契約の方針を決定させていただきました。

令和5年度の第4回定例会の全員協議会の場で報告案件としまして報告させていただ

いて、経緯を報告させていただいたところです。

令和6年の第1回の定例会につきまして、5年の債務負担行為と長期契約事業者選定支援業務の繰越しをお認めいただいております。

令和6年度、事後審査型の一般競争入札につきまして、引き続き要求水準書、仕様書や事業契約書などの作成を行いまして、入札を行うための仕様書閲覧を行い、質疑の受付や入札参加申込みを受け付けて、7月29日から8月15日、郵送による入札書の提出の受付を行った結果、1社が入札に参加されました。8月16日に開札を執行した結果、日立造船株式会社中部支社が落札候補者となったところでございます。この後は市長が説明したところになります。

以上となります。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 質問を変えます。

資料4-3の59ページ、2段目のゴルフ場近傍山林の調査ですけど、これは60万4,000円なんですけど、今現在、山口市には3か所のゴルフ場があるんですけど、これの土地評価についての調査だと思うんですけど、これは毎年あるわけではないんですね。

それで、何年に1回かということと、それから、この建物、それから土地、フェアウエー、芝生、それから森林、池等々で大きく評価額が変わってくると思うんですけど、私がずっと見ているのでは、これは1,900万円やったか2,200万円か、ちょっとこれじゃないもんで分かりませんが、ずっと何年も変わらないんですけど、こういう点についてはどういう思考でみえるか伺いたいです。

○議長（吉田茂広） 安達税務課長。

○税務課長（安達俊樹） ゴルフ場の評価に関しましては、3年ごとの評価替えということで見直しております。今回は今年が6年度がございまして、6年度の今回が見直しということになりますので、前年の令和5年に調査を委託したということでございます。

そこで、ゴルフ場の評価の仕方なんですけど、総務省のゴルフ場に供する土地の評価の取扱いというのがございまして、これは平成11年9月1日で、自治省、今の総務省のほうから通達がございまして、山口市のような都市部ではなくて周辺地域に関しましては、山林比準方式で求めて近傍の山林の価格調査をしろということで、評価をしております。

評価の仕方としましては、通常の平地ですと建物が建っているところは宅地、あと池とかこういうやつは雑種地で評価することになるかと思っておりますけど、それとか、あと山林とか芝生の緑地帯、そういうのはあるんですけど、そういうのを一帯含めて、ゴルフ場用地という課税地目を設けまして、評価の仕方としては、開発可能な山林の売買価格

を比準にして、あと総務省のほうから、丘陵コースは大体平米当たり幾らかというのが通知が来ます。先ほどの山林比準の話になりますけど、開発可能山林ですと、通常の上野市は大体20円ぐらいが純山林の単価なんですけど、開発可能山林ですと500円ぐらいが相場だと思うんですけど、その評価不足国が調査した一般的な造成費、令和6年度に關しましては丘陵地帯は1,000円となっておりますけど、例えば丘陵地帯で500円不足、1,000円は決まっておりますので1,500円でございます、これは時価で換算しておりますので、その0.7掛けで大体1,000円前後という評価で、コース全体で評価しておりますものから、地目ごとの区別でやるんじゃないかと、コース一帯をゴルフ場用地という課税地目をつくって、認定して評価するというところでございます。それで上野市は3か所ございますので、3か所の開発可能山林の売買価格を基に鑑定評価をしたのがこの金額ということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） あのね、副市長、これはこうして結構なお金を納めてもらっているものでね。最近この上野市がいろんなイベントとかをやるのに、そんな大々的にゴルフ場のコマーシャルをやれというんじゃないんですが、せっかくこうして納めておっていただけるし、同じ町の中で3か所もゴルフ場があるところは数少ないので、こういうところにも配慮をするとか、啓蒙するとか、そういうことをしてもらったらどうかと思うが、どう思われますか。

○議長（吉田茂広） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 山崎議員の再質問にお答えいたします。

ゴルフ場利用税につきましては、利用税を廃止してはどうかというようなことがあります。私どもとしても存続を訴えている自治体の1つであります。県内でいきますと、可児市あたりですと年間ゴルフ場利用税が1億を超えるようなところがありまして、あそこは今やっているかどうかは分かりません。当時お話を聞いたら、1億円の1%還元で100万円で可児市杯をやるような、面白いアイデアやなと思いました。

いずれにしても、私どもはそこまでのゴルフ場利用税はありませんが、市民の健康増進に役立っておりますし、地域活性化にもつながっております。

今は来場者は、正確じゃないんですが、多分「みとか」か「ばすけっと」が1番ですが、地方創生が始まる前は美山のカントリーが1番やったということもありまして、多くの方にお越しいただいて、また、市民の方も健康増進につながっておりますので、山崎議員御提案ありましたように、今後どんな方法がいいのかというのは検討してまいり

たいと思います。

ありがとうございます。以上でございます。

○議長（吉田茂広） ほかに質疑はありませんか。

操 知子議員。

○10番（操 知子） 今回議第73号が上がりましたので、2点ほど質疑をさせていただきたいと思うんですが、保健事業費、保健保持増進事業費、健康診査費についてなんですが、当初の想定受診率と、あと人数、あと、今回補正で上がったということで、それがどれくらいに変わったかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広） 答弁者は誰ですか。

○10番（操 知子） 健康介護課長にお願いします。

○議長（吉田茂広） 暫時休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） それでは、操議員の後期高齢者の健診の事業のほうの人数の見込みのことにつきましてお答えさせていただきます。

当初見込み数よりも増えた原因といたしましては、先ほど市長が説明しましたとおり、無料で健診ができるよという形になったところで、受診者が増えたところになります。

増えた総人数としましては、700人ほど増えるということを想定しまして、総合計が今年度想定しています1,520件とさせていただきます。

繰り返しますが、当初は750件予定をしておったところを、追加で770人ほど追加をしまして、合計を1,520件ほどの予定としたところ、不足という形を取りましたので、補正をするものでございます。

以上となります。

○議長（吉田茂広） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 今回無料になったということで、後期高齢者の健診の問診票の中に認知症に関する内容も追加されているかと思うんですが、こちらは現段階で可能でしたらお答えいただきたいと思うんですが、そういった問診、認知症のってどうやって活用しているのかとか、実際に活用ができているのかということ、これは健康介護課長に可能ならお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

認知症に関する問診に関しては、うちの保健師なんか保健指導とかで今現状はどうですかというようなお話をさせていただいたり、その方のお返事とかお話を伺いしている中で、平常の生活にも気をつけてくださいとか、もしも気になることがありましたらお尋ねくださいというようなふうにはアプローチをさせていただいております。

以上になります。

○議長（吉田茂広） 以上で操 知子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの18議案に対する質疑を終結いたします。

日程第4 委員会付託

○議長（吉田茂広） 日程第4、委員会付託。

議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの18議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田茂広） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

12日は総務産業建設委員会、13日は厚生文教委員会がそれぞれ午前10時から開催いたします。18日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時44分散会

令和6年9月18日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 9月18日(水曜日)

○議事日程 第3号 令和6年9月18日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	谷村政彦
企画財政 課長	丹羽竜之	税務課長	安達俊樹
市民環境 課長	服部裕司	福祉課長	岩田豊実
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援 課長	正治裕樹
農林畜産 課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	浅野浩昭	学校教育 課長	平工雅之

生涯学習課 大 西 義 彦
課長

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野 公 男	書 記	大 野 幹 根
書 記	山 口 真 理	書 記	太 田 奈々子

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。よろしくお願いたします。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1つ目の質問です。

補助教材費の無償化と就学援助制度の拡充について。

少子化人口減少問題は、国、都道府県、市町村全てにおいて重大な問題です。2021年の国立社会保障・人口問題研究所の調査で、夫婦に理想の子供数を持たない理由を尋ねたところ、最も多い回答は「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」52.6%でした。若い層では8割近く77.8%に達しました。

山口市では、保育園の給食費無償化に引き続き、小中学校では2022年2学期から給食費が無償化となり、2023年度から18歳年度末までの医療費が無償化となりました。さらに、3歳未満児の保育料も無償化となっています。子育て、教育にかかるお金は軽減されているかのように見えますが、今、経済的困窮のため、当たり前前の学校生活を当たり前前にすることができない子供の貧困が広がっています。払うのが当然という意識が、貧困の実態を隠れて見えないようにしています。

学校教育課で調べていただいたところ、山口市の補助教材費（児童・生徒教材費、積立金等口座振替分）は、小学校6年間で9万5,146円から14万165円（令和5年、2023年度9小学校）、中学校3年間で16万1,690円から18万3,784円（同3中学校）もの保護者負担となっています。

授業で使用する補助教材、消耗品などの学校のものや、修学旅行や部活動といった学校のことに係る費用負担について、その実態を検証し、教育費負担を減らすことが必要です。

努力や工夫で、教育費負担は減らせます。日本は憲法第26条で「義務教育は、これを無償とする」ことが保障されています。受益者負担を問い直し、必要な教育費は全ての

子供に公金で保障されなければなりません。

東京都品川区では、昨年4月にスタートした給食費無償化に続き、この4月から区立学校学用品全額無償化がスタートしました。ドリルや計算カードなどの副読本、業者テスト、絵の具や習字、裁縫セット、リコーダー、鍵盤ハーモニカ、アサガオ観察セット、調理実習での食材費負担等、補助教材にかかる費用を学校に支給することで、所得制限なしで区立小中学校に子供が通う全ての保護者の負担軽減を図るものです。

一方、学校教育法第19条において、経済的支援として就学援助制度があり、それを利用する小中学生は全国で125万人(令和4年度の要保護者数約8万人、準要保護者数約117万人)います。

今年4月、子供支援に取り組む国際NGOセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの、経済的に困難な状況にある子育て世帯で、今春の中学、高校入学時に同団体の給付金を利用する世帯を対象にした実態調査では、制服代などの準備が難しく、捻出に親の食費を減らすなど生活費を削る実態が明らかになり、経済的支援はますます重要になっています。

就学援助制度の準要保護者の利用要件は生活保護基準に連動しており、自治体によって基準にばらつきがあり、岐阜市では生活保護基準の1.5倍以下の所得が対象になっていますが、山口市では1.3倍以下の所得で低い基準となっています。(山口市ホームページより、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められている人、収入額が国の定める生活扶助基準の需要額の1.3倍以内の世帯。)

学校教育課長にお尋ねします。

1、教育費の経済的負担の軽減となる補助教材費無償化に関する山口市の考えをお尋ねします。

2、学校教育法第19条の規定に基づく山口市の就学援助費支給制度の準要保護者の利用要件、具体的な所得金額及び利用状況、利用人数及び対象品目、支給費用についてお尋ねします。

3、就学援助の対象者の準要保護者を生活保護基準の1.5倍に拡充し、補助対象品目を文部科学省の定める要保護者と同じ補助対象品目(学用品費、体育実技用具費、新入学児童・生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費)とすることについての考えをお尋ねします。

○議長(吉田茂広) 平工学校教育課長。

○学校教育課長(平工雅之) 御質問にお答えします。

御質問の1点目、教育費の負担軽減となる補助教材費の無償化に関する山県市としての考えについてお答えいたします。

令和5年度実績において、市内9小学校における教材費、積立金等の1年間の平均徴収額は1万9,222円、市内3中学校においては5万7,534円になります。単純計算しますと、毎月の平均徴収額は小学校で1,600円程度、中学校で4,800円程度の負担をお願いしております。

全国の状況と比較してみますと、令和3年度に文部科学省が全国1,600校を対象に「子供の学習費調査」を実施しております。本調査では、保護者が支出した1年間の子供1人当たりの経費を調査項目としているため、PTA会費、通学用の自転車代や制服代、通学用かばんの代金も入っているため一概に比べることは難しいですが、小学校における1年間の平均額は6万5,974円、中学校では13万2,349円となっております。

山県市としましては、子育て支援策として保護者の経済的負担の軽減を目的に、給食の無償化を実施しているところです。昨年度実績で言えば、児童・生徒1人当たりの年間給食費として、小学校で5万6,000円程度、中学校で6万3,400円程度の保護者負担の軽減となっております。

教材費の無償化については、現時点では検討をしておりません。

2点目の準要保護者の認定要件及び利用状況についてですが、山県市就学援助費支給制度の認定要件としましては、市町村民税の非課税の措置や減免の措置を受けた世帯、個人事業税の減免の措置を受けた世帯、固定資産税の減免を受けた世帯、国民年金保険料や国民健康保険税の減免を受けたなど、13の認定項目を定めております。

なお、認定に際しましては、総所得金額で決定されるものではなく、家族構成や年齢構成、各種保険の控除額などが加味され判定されます。

令和5年度の利用人数につきましては、小学校102名、中学校57名の計159名です。定額支給の対象品目としては、学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、実費支給としましては、校外活動費、修学旅行費、医療費となります。

支給実績としましては、小学校支給費230万8,022円、中学校支給費382万4,851円、合計613万2,873円になります。

3点目の準要保護者を生活保護基準の1.5倍に拡充することや、補助対象品目を文部科学省の定める要保護者と同じ対象品目にするについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、山県市は、準要保護者を国の定める生活保護の基準の1.3倍以内の世帯としております。文部科学省の令和5年度就学援助実施状況調査、準要保護認定基準の概要によれば、準要保護の認定について、山県市と同等の生活保護の基準額の1.2

倍から1.3倍以下と回答した市町村の割合は43.9%であり、山県市の現状はおおむね平均的であると捉えております。今後も全国の動向を注視しながら検討してまいります。

同様に、補助対象品目につきましても、山県市はクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費は、任意加入や任意の購入という現状を踏まえて補助の対象とはしておりませんが、セーフティーネットという観点からの検討は必要であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 再質問させていただきます。

文部科学省の令和5年の就学援助実施状況等調査結果では、準要保護者、児童・生徒の率は全国平均で12.96%でした。山県市では、先ほどの学校教育課長の答弁で、令和5年度の就学援助を利用している準要保護者は9.46%、小学校102名、中学校57名の計159名で、全児童・生徒が小学校1,069名、中学校612名を合わせて1,681名で9.46%。これは全国平均12.96%を下回っています。

就学援助に関して保護者の方から「所得の少ない世帯は教材費の援助があり、コロナで低所得になっていたから、中学校の入学準備金をもらって大変助かった」「毎年学校から4月に申請についてのお知らせがある。就学援助を利用できて助かった」と聞きました。先ほどの答弁で、補助の対象としていないクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費についても、セーフティーネットという視点からの検討は必要であるということです。ぜひ補助の拡充をお願いいたします。

教育長にお尋ねします。

地域の保護者の皆さんに、教育費についてお話を伺いました。教材費や積立金で学校に直接支払っているもののほか、個人で準備しているものとして道具類（算数セット3,500円、絵の具セット2,500円、習字セット4,000円、裁縫セット4,000円、リコーダー1,300円、鍵盤ハーモニカ4,000円、彫刻刀2,000円程度です）や被服類（体操服、ジャージ、水着、上履き）があります。衣服は、成長が早く買い換えることが多いものです。特に、学校指定のものは価格が高くなります。別の保護者の方は、今個人で準備して買っているものは、体操服、算数セット、絵の具セット、リコーダー、鍵盤ハーモニカ、彫刻刀、水着セット、タブレットの傷害保険も支払うことになりそうと言っておられました。ほかにも様々な費用があります。「未就学までは手厚いけど、その後は全然手厚くない」「学童は高い」という声がありました。学童保育を利用すると、平日（授業日、振替休日、キッズウイーク）のみで月5,000円、追加で土曜日利用すると1,500円、延長保育は、朝7

時30分から8時30分1,500円、夕方6時から7時1,500円、夏休みの8月は8,000円かかります。無理して新しいものは買わず誰かにもらったりしている。保護者の方々と情報交換しながらやりくりされている現状をぜひ知っていただきたいと思います。教育費は家庭にとって大きな負担になっています。

教育長にお尋ねします。

このような保護者の声を聞いていただいて、教育費の経済的負担の軽減となる補助教材費無償化に関する考えを教育長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再質問、補助教材費の無償化に関する考えについてお答えします。

一般論として、実質的な教育費が高額になっている現状や、家計の負担が増加しているという保護者の声を私自身見過ごしてはいけないと思っています。

現行の法律においては、無償化の範囲が授業料に限られていることに対し、副教材費やその他の学校関連費用も無償にすべきだという議論があることも承知しております。

議員御承知のとおり、自治体によって独自の補助金制度を設けて、子育て世帯の経済的負担を軽減する取組が進められています。令和4年9月から始めた山県市の学校給食費無償化の施策もその一つです。

一方で、保護者の意見が直接反映される学校においても、学用品等のリサイクルという賢い選択が広まり始めています。例えば、高富中学校ではPTAが中心となって、今月28日土曜日に、制服や体操服、通学用かばんや体育館シューズなどのリユースバザーが行われる予定です。その案内は校区の小学校6年生の保護者にも配布され、循環型の文化のみならず、大人のコミュニティーの広がりにつながると自負しておみえです。こうした親の姿勢こそが、家庭の教育として意義深いと私は思っています。

また、小学校においても新1年生が全員購入する算数セットや、鍵盤ハーモニカなどを学校備品としてリユースする考えが議論され始めています。さらに、児童・生徒が使用するドリルや資料集などは、アナログからデジタルに置き換わる転換期にあり、公費負担の範囲が広がることも考えられます。

議員御提案の補助教材費無償化に向けては、国や自治体、学校や保護者、それぞれが賢い縮小について議論する必要があると考えます。もちろん、生活困窮家庭に対する準要保護者への支援については、さらなる具体的な検討と改革が必要であると考えます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 再々質問させていただきます。

保護者の方々の活動は大変意義のあるもので、今後もその活動が広がることを期待しています。一方、その活動だけで教育費の軽減になるのか。その活動に甘ずることなく、今後も教育費の軽減、無償化について検討していただきたいと考えます。

市長にお尋ねします。

子供の医療費助成は、岐阜県下のほとんどの自治体で15歳まで無償化となっています。この機会に、県に対して、教育費無償化の財源につながる市町村への財政支援を増やす政策、現在の就学前までの医療費助成を中学卒業まで延長する財政支援を提言されてはいかがでしょうか。市長のお考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 林市長。

○市長（林 宏優） 再々質問にお答えします。

教育費の無償化がそれぞれの家庭の状況に影響していることも多々ございますし、山県市としましては、先ほどお話がございましたように、18歳までの無償化はもう10年以上前から行っておりますし、それから3歳以上の子供たち、国に先駆けまして、もう数年前から、これも10年近くになると思っておりますが、行っております。そういったことも踏まえまして、今後も可能な限り、そういった子育て支援の対策に取り組んでいきたいと思っております。

また、取り組んでいく前提としてやはり財源が必要でございますので、県に対しましても、今の6歳までのところを、今県内の全ての42市町村が15歳までの対象としておりますので、そういった支援ですとか、そしてまた特に国に対しても、私ども市長会から国に対しての要望が非常に多いわけでございますが、現在国では新たな総理を選んでいただくということで、そうした中でも子育て支援に対する発言をしてみえる方もお見えになりますし、そしてまたこども家庭庁がまた来年からもう少し具体的に実質的な予算を確保してやっていただけるような要望もいたしまして、少しでも財源の確保を図りながら、それぞれの基礎自治体の各家庭に対する、子供たちに対する支援の充実を図っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 引き続き、教育費の無償化について検討をお願いしたいと思います。次の質問に移ります。

加齢性難聴対策について。

軽度難聴は、小さな声や騒音下での会話の聞き間違いや聞き取りが困難で、会議などでは聞き取り改善のために補聴器が必要です。中等度難聴は、普通の大きさの声の会話

の聞き間違いや聞き取りが困難で、日常生活で補聴器が必要となります。

小川郁慶應義塾大学医学部教授（当時、現名誉教授）の2021年の論文「認知症と加齢性難聴－認知症予防対策における補聴器の役割－」によると、近年、難聴は認知症の危険因子であるという認識は、現段階で医学界の共通の理解となっており、少なくとも何らかの因果関係があることは間違いないとされています。

過去、1980年から1990年代には、因果関係を証明できないとする研究結果が出されたこともありましたが、2000年代以降、世界的な高齢化の進行とともに、加齢性難聴と認知症の関係についてのより大規模な疫学的研究が行われ、難聴、聴覚障がいと記憶力や認知機能の低下には有意な統計学的関連があることが証明されてきました。

2017年と2020年、英国の医学誌「ランセット」に、認知症発症の危険因子に難聴があること、医学的介入による認知症の予防が可能な因子のうち、最も予防の可能性が高いのが難聴であることを示す研究結果が発表され、国際アルツハイマー病会議なども注目しています。そうした中、補聴器の装用が、認知症の予防にも効果があることを示す疫学調査の結果が出されるなどの状況となっています。

厚生省は、国立長寿医療研究センターの研究（2018年から2019年度）などを根拠に、難聴になった結果、認知症になるという因果関係については、当該事業期間中には研究結果を得るには至らなかったとする一方で、同研究や「ランセット」の指摘などを踏まえ、認知症と難聴の間には一定の相関関係は確認されていると認め、難聴への対応に関する省内連絡会議の議題の一つにも上げて研究・検証を続けています。（2024年3月27日の第7回難聴への対応に関する連絡会議。高齢難聴者に対する調査研究、厚生労働省老健局、聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究）

誰もが補聴器を買えるようにしてほしい、そんな声が広がり、軽度や中等度の難聴の高齢者などに補聴器助成を行う自治体が、今年1月4日時点で238になりました。

2021年、厚生労働省が自治体の補聴器助成の状況などを調査した「難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」では、金沢市の医師会に委託して聴力検査を行いました。2019年実績で、補聴器が必要と判定されたのは65人、実際に装用したのは7人。装用した全員がほぼ満足と答えました。補聴器をつければ生活の質が上がるのは確実だが購入するまでがかなりハードルが高いとして、価格の問題もあると指摘しています。

東京都港区では、補聴器相談医が補聴器の装用を必要と認めた60歳以上の住民に、13万7,000円まで助成しています。（住民税課税者には2分の1）

制度を始めた22年度の利用は523人と、当初の見込み220人を大きく上回りました。担

当課は「医師会や補聴器販売店とも相談して助成額を決めた。初期には13万7,000円以内の補聴器で適応する人も多いので、自己負担なく買えることが申請の多さにつながったと思う」と話し、住民からは「制度があったから購入できた」「聞こえるようになり、集まりにも行けるようになった」などの声が寄せられたといいます。

良好な聞えを維持することは、QOL、生活の質を高めるだけでなく、認知症リスクを軽減します。国際アルツハイマー病協会は、2020年、認知症のリスクを高める因子の中で最大のものが難聴で、これを避けられれば認知症の発症を8%抑えられると医学誌「ランセット」で報告しました。

今年3月策定の山県市の第3次山県市総合計画「自然と活力調和プラン」の中で、「介護認定に至ったきっかけ調べ」で、最も多い理由が認知症となっています。また、認知症に関する相談も増加しており、早期発見、早期対応、地域の理解が重要としています。認知症の早期対応として、加齢性難聴に対する取組が重要です。

1、理事兼健康介護課長にお尋ねします。

聴力低下に早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで、生活の質を維持し社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように聴力検査を実施し、早期発見、保健指導を行うことが必要と考えます。認知症やフレイル予防対策として、聴力検査の実施や保健指導の実施についての考えをお尋ねします。

2、福祉課長にお尋ねします。

加齢性難聴者に対する自治体の補聴器購入費助成制度は、高額な補聴器購入に対して非常に効果的です。岐阜県下では、飛騨市、輪之内町、白川村、海津市、岐南町、高山市、関市で加齢性難聴者に対する自治体の購入費助成制度があると聞いています。加齢性難聴に対する補聴器購入助成についての考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、認知症やフレイル予防対策としての聴力検査の実施や保健指導の実施についてでございますが、人生100年と言われる長寿社会において、いつまでもその人らしい生活が送れるよう、山県市ではフレイル予防対策を行っております。加齢とともに聴力が低下していく状態を年のせいと放置することは、外出先で音が聞こえにくくなるために事故に遭いやすかったり、災害を知らせる情報に気づきづらくなるなどの危険性が増加します。また、議員御発言のように、聴力低下により周りとの交流が減少し、認知症のリスクが高まる可能性もあります。

現在、山県市が行う後期高齢者健康診査では、国が示す健診内容で実施しておるため、

聴力検査は行っておりません。健診後の保健指導やフレイル予防事業の中で、加齢による聴力低下の早期発見、早期対応の勧めとともに、家族などの周囲の人が気づくことが多いため、加齢性難聴に関する情報発信を行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実） 御質問の2点目、加齢性難聴に対する補聴器購入助成についてでございますが、加齢性難聴は誰にでも起こる可能性があり、老化による聴覚機能の低下であるため根本的な治療がないと言われており、日常生活での聞こえづらさを補うためには、補聴器の使用が有効な手段とされております。

本市においては、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がい6級以上の方の場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費として補聴器購入費用の支給を行っているところでございます。

身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴の補聴器購入への補助につきましては、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであり、今後、国や県の動向を注視しながら、他市町村の事例や本市の高齢者福祉サービスの状況を踏まえ、検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 答弁していただいたように、健診後の保健指導やフレイル予防事業の中で、加齢性難聴の早期発見、早期対応を進めるとともに、家族や周囲の方への情報発信を行い、認知症予防やフレイル予防につなげていただきたいと思います。

理事兼健康介護課長にお尋ねします。

さらに調べたところ、岐阜県下では、先ほどの7市町村に加えて、神戸町、安八町が増えて、現在9市町村で加齢性難聴に対する補聴器購入費助成制度があります。担当課は、飛騨市地域包括課、輪之内町福祉介護課、白川村村民課、海津市高齢介護課、岐南町保険年金課、高山市高年介護課、関市高齢福祉課、神戸町健康福祉課、安八町福祉課であり、医療、介護、福祉の担当課で対応しています。ぜひ山県市でも健康介護課と福祉課が連携して、加齢性難聴に対する補聴器購入費助成制度を対応していただきたいと思います。

岐阜県下での比較的小規模の市町村で、補聴器購入費助成制度が先行して行われています。このような市町村の動向、国や県の動向について、理事兼健康介護課長が具体的に把握されていることや、お考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

御質問の国や県、市町村の動向について具体的に把握されていることや考えについてですが、加齢性難聴に対する補聴器購入助成制度をはじめとした様々なメニューに対して注視し、有利な情報を得て、今後活用していきたいと考えております。

議員御発言の健康介護課と福祉課が連携してという点においては、例えば、山口市高齢者施策検討委員会などを2課で実施しており、フォーマルサービスとして介護保険制度上のこと、インフォーマルサービスとして市民や地域でできることなどを両課で検討してまいります。

今後においても、医療、福祉、介護の観点からも現状を把握し、高齢者に対する事業を実施してまいりたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 引き続き現状を把握し、健康介護課と福祉課で連携して検討を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

神崎地域のデマンド型交通のあり方について。

令和3年6月に山口市バスターミナルがオープンし、葛原地域や柿野・乾地域においてデマンド型交通、神崎地域は定時定路線型の神崎B T線が運行することとなり3年がたちました。その間に、神崎線地域に辻石・三日月地域はバス停までの距離が遠くて困っているとの問題が議会で取り上げられ、葛原地域のデマンドワゴンが利用できるようになりました。

神崎線地域では「バス停までの距離があり、お年寄りは大変な思いをしている」（谷合の住人）、「円原地域や伊住戸地域はバス停までの距離が遠く、バスが走っていないので難儀をしている」（円原や伊住戸の住人）という声が上がっています。そこで、北山地域の自治会長さんが、神崎B T線の在り方を再検討したいと話をされています。

山口市の公共交通の政策を検討する公共交通会議を傍聴させていただきましたが、有識者である副会長の岐阜大学工学部倉内教授が、地域の皆さんの声や要望を吸い上げ、検討し、単なる行政側の承認機関にならないように、また、年2回ではなく数回開催されるように努力をしていただきたいと思いますとの御挨拶もありました。

企画財政課長にお尋ねします。

1、6月の公共交通会議では、北山地域の地域バス調整会議の開催が方針に上がって

いましたが、該当地域の皆さんと地域バス調整会議を開催し、神崎線の見直しを検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

2、岐阜バスの一部運行撤退の話もあり、この件も含めた来年度4月からの神崎地域の公共交通の新たな実施に関して、地域バス調整会議において見直しの検討が必要だと思います。見直し案が合意されたとして、10月からの予算編成の検討や、臨時の公共交通会議開催などの具体的なスケジュール等の見直しについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田茂広） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、地域バス調整会議の開催についてでございますが、現在、いわ桜自治会連合会長より、北山地区を運行するバス路線について御相談を受けており、連合会長や神崎の観光事業者等と複数回打合せを行っております。その中で、市と北山地区の自治会長や地域住民、観光事業者との意見交換会を開催してほしいとの御要望をいただいたことから、9月末にお伺いする予定でございますが、ここでいただいた御意見等を踏まえ、年内に北山地区での地域バス調整会議を開催したいと考えております。

御質問の2点目、具体的なスケジュール等の見直しについてでございますが、岐阜バス岐北線の一部経路につきまして、岐阜乗合自動車株式会社より廃止の意向をお聞きしておりますので、先ほど申しました北山地区のほか葛原地区を運行する路線バスの代替運行案を作成し、10月から12月頃に当該地区での地域バス調整会議を開催したいと考えております。これら地域バス調整会議で御承認いただいた代替案を基に予算に計上し、来年度4月からの運行開始に向け進めていく予定でございます。

また、臨時の公共交通会議の開催については、現在のところ予定しておらず、次回は当初スケジュールのとおり来年1月の開催を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 美山地域の該当地区の公共交通を守っていただけることを重ねてお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で吉田昌樹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で10時55分から再開いたします。

午前10時46分休憩

午前10時55分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 2 番 山崎 通議員。

○1 1 番（山崎 通） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、3 点ほど一般質問をさせていただきます。

まず最初に、谷村理事兼総務課長に一票の格差の問題についてお尋ねします。

一票の格差とは、同一岐阜県内の選挙区ごと、あるいは人口数が異なることから、一票の価値や選挙区民一人一人の価値が異なることから不平等が生じ、一票の格差が問題視されます。法の下での平等という憲法で保障された権利を侵害するだけでなく、税制や補助金配分の極みなど、様々な点で望ましくない影響をもたらします。近隣の美濃市は、人口減少から民主主義の確立のために関市との合区になり、関・美濃選挙区になりました。人口激減の山県市においても、今後の在り方について将来展望を総務課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

人口減少下にある山県市選挙区についての将来展望についてお答えします。

御承知のとおり、一票の格差とは、議員定数 1 人当たりの有権者数が選挙区によって異なることにより、有権者 1 人が持つ 1 票の重みが不平等になることとございます。

議員御発言の法の下での平等については、日本国憲法第 14 条に規定されており、公務員の選挙についても成年者による普通選挙が保障されております。

都道府県議会議員の定数及び選挙区は、公職選挙法の規定にのっとり、人口などを基準にそれぞれの都道府県条例で定めることとされております。

令和 5 年に執行されました岐阜県議会議員選挙においても、公職選挙法の規定を遵守した選挙区や定数の設定となっておりますが、最大 2.8 倍を超える格差がございました。

一般的に一票の格差を解消させるためには、議員定数と選挙区の見直しが主な手法となると思います。

選挙は、住民の代表を選び、その意見を政治に反映させるためのもので、身近な代表者が不在になると、人口が少ない地域の住民の意見は届きにくくなってしまう可能性もございます。そんな地域からの声も届くようにするために、一票の格差が生じる選挙区割や定数配分も許容されるという意見もありますが、国政選挙においては最高裁判所で違憲状態という判決もございますので、選挙管理委員会といたしましては、格差是正の取組についてその動向を注視してまいります。

議員御発言にありました美濃市選挙区については、平成 27 年の国勢調査人口が公職選

挙法の規定に定める基準人数を下回ったことから、県内では初の強制的な合区の対象となり、関市選挙区との合区が平成30年7月の県議会で可決され、平成31年の統一地方選挙から適用されております。

山県市選挙区は、令和2年の国勢調査人口が2万5,280人で、強制的な合区の対象となる人口を上回っておりますが、平成27年の調査に比べ、山県市の人口減少率が岐阜県全体の人口減少率を上回っておりますので、楽観視することはできません。

現在、山県市が取り組んでいる魅力向上施策を継続していくことで、急激な人口減少に歯止めがかかり、山県市民の声が岐阜県政に届くよう、山県市選挙区が存続することを願っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは再質問いたします。

今、たまたま美濃市選挙区を例に挙げましたが、民主主義の原点は選挙にあると言っても過言ではありません。都市部の人口が増えているため衆議院の一票の格差が広がっており、小選挙区制が導入された1998年以降は、首都圏の転入超過が続き、一票の格差は2倍を超えていました。その後裁判所は、格差を許容する目安は2倍未満とされました。2014年の衆議院選挙においては2.43倍になったことを踏まえ、違憲の一步手前とする違憲状態と判断しました。島根県と鳥取県の選挙区は御存じのとおりですし、一票の格差の格差是正問題で合区になったり、10増10減問題も衆議院の小選挙区制の数を5都県で10増やし、10県で10減らす、議員1人当たりの有権者数の1票の重さを推しはかるものです。

県内では、羽島市が5万5,217人の有権者数で1人区です。岐阜市は33万2,735人の有権者数で9人です。山県市は2万1,250人の有権者数で1人です。人口減少というより、私は人口激減時代と捉えておりますが、こうした状況のことを「つるべ落としのごとく」というようなことわざがありますが、今のちょうどこの時期に合う、夕暮れになると一気に真っ暗になるというようなこんな状況を表すんですけれども、そうした時期がすぐそこにやってくるというようなことですので、市民に負託をいただいている役所が違憲状態にならないように早くから啓蒙すべきではないかということでお尋ねをしましたが、改めて理事兼総務課長の答弁を求めます。

○議長（吉田茂広） 暫時休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時03分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

山県市の選挙区が違憲状態にならないようにということでございますが、現在の人口減少の状況を鑑みますと、次の国政選挙でも山県市の強制合区という状態にはならないのではないかと推測をしております。

ただ、それが一票の格差を減少させるためには山県市を、例えばですけども、岐阜市に合区させるということがその格差の解消につながるかと思いますが、私としては山県市に選挙区を確保していただいて、山県市民の声が県政に少しでも届きやすくなるようにしたほうが良いと思っております。そのための啓蒙ということは、皆さんが選挙に行っていただくことだと思いますので、投票率の向上にも同時に努めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 暫時休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時13分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山崎 通議員。

○11番（山崎 通） どっからやったらよかったね。

○議長（吉田茂広） 再々質問か質問を変えていただくかどちらかで。

○11番（山崎 通） 質問を変えます。

2点目、ごみ処理問題について、服部市民環境課長にお尋ねします。

山県市においてのごみ処理計画についてを質問します。

ごみ処理施設から排出されるダイオキシン類の排出抑制を図るため、平成11年3月に岐阜県ごみ処理広域化計画が策定されました。山県市が山県郡の頃、ごみ処理については、美山地区の方々の御協力や御理解によって、谷合の2457番地で一部事務組合での一般廃棄物の処理がなされていきました。その後、紆余曲折がありましたが、山県市クリーンセンターとして廃棄物処理がなされてきました。

当時、特に問題視されていたのは、ダイオキシン類の大幅な排出削減対策と循環型社会の実現に向けた法整備が進められていたと記憶しております。

人口減少や厳しい財政状況を見ると、維持管理、更新コストの増大といった廃棄物処理を顧みますと、山口市単独で担うことは極めて厳しいと考えられます。今後の山口市クリーンセンターのごみ処理の基本的な考え方をお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の今後の山口市クリーンセンターでのごみ処理の基本的な考え方についてでございますが、この山口市クリーンセンターの設置に際しましては、設置、運用までの概要を御説明させていただきます。

以前は、旧3町村で組合を設立し、山県郡環境衛生施設組合中間処理施設としてごみ処理施設を稼働してまいりましたが、国内の環境規制が厳しくなる中、旧施設もダイオキシン類規制法により平成14年に休止せざるを得なくなったため、平成22年まで岐阜市の焼却施設で可燃ごみの焼却処理をお願いしておりました。

その間、広域化等の検討がなされましたが調整がつかず、平成15年12月、市単独のごみ処理施設建設方針を議会に報告して建設を進め、平成22年3月に現在の山口市クリーンセンターを竣工、今年度15年目で現在に至っております。

竣工当時、平成22年の市内人口は2万9,898人でしたが、令和6年4月には2万5,072人と約4,800人ほど減少。排出されたごみの量は、竣工当時は約7,500トンありましたが、直近の令和4年度には約6,600トンほどとなり、人口減少と市民の皆様のごみの減量化推進により、約900トン減少しているところでございます。

現在、施設の維持管理につきましては、15年の包括委託契約を結び運営しており、年間の維持管理費は約4億4,000万円ほどです。今年度が最終年度となりますので、今年3月の第1回定例会にて、山口市クリーンセンター運営管理委託業務の5年の債務負担行為をお認めいただき、本議会にて請負契約の締結を上程しているところでございます。

これらの施設の維持管理費がかかるため、国や県では、施設の維持管理費の負担軽減を図るため、各自治体や施設組合に広域化への調整が進められているところでございます。

今後は、山口市クリーンセンターの維持管理経費も人件費や物価の高騰、施設の老朽化などで膨らんでいきますので、周辺の自治体や廃棄物処理施設などから情報を収集していくところでございます。

また、今後の山口市のごみ処理の在り方、その中でもクリーンセンターの今後につきましては、重点的にかつ実情に即した検討を重ねていくこととしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは、再質問をさせていただきますが、課長は今答弁してもらったとおりで大変よくやっけていただいているので本当感謝しているんですが、ちょっと付け足しますとね、岐阜市での焼却施設のごみ処理という部分の説明にやや付け加えますと、同じような話になるかもしれませんが、ダイオキシン問題に対応できる施設を目指して、もう25年ほど前ですが当時岐阜県の梶原知事が、あそこに地球環境村構想というのは、市長もよく御存じのとおりなんです、大規模な一般廃棄物とそれから産業廃棄物の施設を造るという本当に大がかりな工事を目指していたんですが、それで私どもの今お世話になっている山県市のクリーンセンターではダイオキシンの処理ができないということで、その施設、地球環境村ができるまでの当分の間、岐阜市でお願いをするということにしてあったんですが、いかんせんそれがうまくいかなくて。ダイオキシンとは何ぞやというお話もあるかも分かりませんが、そもそもダイオキシンというのはプラスチックとかビニールとかそういうものを燃やすときに出る煙が猛毒で、ベトナムという枯れ葉作戦に使うような、そういうのは皆さん御存じのとおりなんです、そういうダイオキシン類を何とかクリアしなければならないという国の方針は、燃焼の温度が800度あるいは850度以上の温度で燃やし続けなければならないと。

その当時、林市長とも話したんですが、そもそもこの山県市でその施設を運営していくということはかなり厳しいというような状況だった。さっきの説明にあったように、それから15年間続けてきて、4億4,000万。課長の説明のとおりなんです、要らなくなったものに4億4,000万ものお金を投入しておるわけですが、さらに来年7月からは5年間で29億9,000万、これは約ですよ。みんな約の話ですけども、約そのぐらいで、流動的ですから、約なんです。ちなみに、近隣の市では8,386トンで1億4,300万円。令和5年は8,089トンで2億2,700万円という値段で、私のほうの町とやり方が何ら変わりないのに半額でできているわけです。

繰り返しになりますけれども、当初からもうこの山県市でこの処理をしていくのは大変無理があったというようなことで、それ以来ずっと続いてきたわけですが、私は市長を責めているわけではありませんよ。こういう事態を思うと、やっぱり政治って大事なんだなということをつくづく思うわけですが、当時の地球環境村構想がうまくいってれば、こんなにもたくさんの何十億です。今、頭の中でちょっと計算するだけでも40億とか50億円、無駄なお金を使っておるということになるわけですが、これも市長とプライベートで話すときは同じ意見だと思うんですが。さてこれからどうするかということなんです、私はやっぱり将来、この5年間の契約はなされるんですが、これは特に副

市長にお願いしておきたいんですが、将来これにも対抗できるようなこんなにも巨額を投じなくてもいいような施設を考えてほしいということを切にお願いするわけですが、大体、反対者が多いほどその町の発展は遅れるんです。当時、環境問題である町会議員がむしろ旗で反対をしたもので、こんなふうにするすると25年間。道路でもそうでしょう。反対する人がいるとどうしても遅れる。遅れると、するとその町は発展が遅れるということになる。ということですから、そういうことのないように我々も議会もみんな協力して、できるだけ執行部の運営がしやすいようにしていきたいと思うんですが、それで副市長にお尋ねしたいと思いますが、将来像を簡単でいいですけど、こんなふうにしたいなというようなことをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

この問題は大変難しい問題でありますし、センシティブな問題でもあってとても難しいのでありますが、議員御発言のように、地域事情もあるかもしれませんが1トン当たりのコストが他の近隣自治体に比べて割高になっているという認識はあります。そのために、的確にいい方法を探し続けなければならないという認識ではおります。

過去論になりますけれども、議員御発言の地球環境村というのは旧高富町時代にあった話で私も少なからず情報を持っております。当時、産業廃棄物で、私もそれが実現できとったらということは思わんでもありません。とはいえ、過去を振り返るだけじゃ駄目なので今後なんですけれども、議会でも議論していただきましたが、今の基幹改修、15年、続けて基幹改修をやるというさらにとつもないお金がかかるというのと、今の時代ですとプラごみの分別が必要とかいろんなことを考えまして、当面5年間の改修の中で施設を生かしていこうというのは、先ほど課長が答えましたように第1回の議会で議決いただきまして、今まさに来年度以降の5年間を包括管理でやっていただくようお願いしておるところであります。

この5年間が重要ということで、今どうした方針ということは断定的に申し上げられませんが、一つには、例えば選択肢で自分ところでやっていくんだという、やっぱりごみはよそのやつを持ってくるなという住民感情って絶対ありますので、まずは自分ところでやっていくんだということになりますと、ずるずるとやっていくのか基幹改修するのかって大きな選択肢があります。

他方で、他の自治体へ持っていく、場合によっては近隣の自治体へ持っていく、隣接している自治体とか、場合によっては遠方に運んでいるところもいらっしゃいます。

なので、今の時点であらゆる選択肢を排除することなく、住民感情ですとかコストと

か、将来的なことも考えましてあらゆる選択肢の中で、5年間といたしても実質的には5年後には終わっちゃいますので、少なくともここ3年間のうちには結論を出さなければならないというのが、経験則で言ったらあれですので、今からあらゆる選択肢を排除することなくまた、逆に、新しい選択肢もあれば果敢に検討していくということで、今後、当面最長でも3年間は考えていかなければならないという認識でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 質問を変えます。

谷村理事兼総務課長に、自治会についてをお尋ねします。

自治会の在り方については、自治会そのものの機能を見直し、行政と市民が一体になって活動していくべきです。最近、社会経済状況やライフスタイルの変化によって、地域住民組織の弱体化が進んでいることは顕著です。地域住民組織が担ってきた仕事は行政にはできないものが多いと思いますが、自治会員の退会者、自治会の解散などが増加しており、行政と住民とのつながりが希薄になっています。

令和4年第2回定例会で、役所としての取組について私が質問していますが、その後の成果や今後の方策について尋ねます。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

令和4年第2回定例会で、自治会加入の促進について御質問をいただき、自治会連合会と相談しながら継続的に加入促進に努めますとお答えいたしました。それ以降の取組と今後の方策についてお答えします。

転入者への自治会加入推奨のチラシの配布は、地道に継続をしております。自治会加入や自治会の存続のお問合せには丁寧に対応しております。また、昨年度、自治会連合会で、自治会の今後と課題についてをテーマにアンケート調査を実施いたしました。結果としましては、環境美化に関することはこれからも継続する必要性を感じている、高齢化の進行、加入者の減少、行政協力事務に負担を感じているなどの意見が寄せられました。

自治会運営に寄与する市の取組といたしましては、自治会を寄り合い場所の環境整備として、自治会集会施設の改修補助10件、地域の防犯対策の向上に向けた防犯カメラ設置補助10か所、自治会連合会で参加する各種講演会7回、宿泊研修が3回、自治会連合会運営費補助、自治会連合会長報償費、自治会長報償費の継続などを行ってまいりました。

しかしながら、現状を申し上げますと、加入者が増加するどころか現状維持が難しくなっている状況でございます。

例えば、令和4年度から本年度までに2つの自治会が解散しております。また、連合会から脱会し、独自で単独の活動を行うことを決定された自治会が1団体ございます。いずれも高齢化による自治会役員の成り手不足が主な要因でございました。

今後の取組については、市長が連合会長会議の場でも申し上げましたが、市が自治会に業務や役割をお願いする行政協力事務を極力減らすように変えていきたいと思い、現在方針の検討中でございます。自治会で持続可能な地域活動など、横展開につながる先駆的な活動に取り組まれる場合は、山口市協働のまちづくり活動補助金などを活用いただけるよう、引き続き支援してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは再質問をさせていただきますが、私の自治会も退会者がでたり入会者が減少したりで、今後の対策に向かって検討会を立ち上げて、この自治会運営のためにそういうそうした組織をつくったんですが、今総務課長から各種の取組を伺いましたが、自治会脱会の1番の理由は、私のほうはですよ、私のほうは役職が受けられないと。あるいはメリットがないと。この2点が非常に多かったように思いますが、これをどうするかという話になりますと、役員はできる人がやってできない人はもう無理に押しつけなくてやろうかというような話になっていますし、メリットについては、災害などの有事のときに助け合えるということだけがメリットだと。そんなふうに提案しておるわけですが、私は自治会というものの在り方そのものが、当時も私、そういう発言をしたんですが、もっと行ったら楽しくなるような、これはもうどうしてもここにおらんといかんというような、そういう組織にすべきではないかと思うんですが。

これもひょっとしたら前も言ったか分かりませんが、ある自治会では草刈りをやるんです。草刈りをやると、草刈りに出られないと出不足金というのを何千円か払うと。私がその人たちに言ったのは、それは逆で、出ていった人にお金を払うというふうにしたらどうやというような話をしたことがあるんですが、いずれにしても、みんながそこへ行って、来てよかったなど、出不足でお金を払わんでもいいし、もらえばそれはうれしいよね。そういう状況をつくって、みんながとにかく寄り合うような方策を取らないと。今、谷村課長のこういう御努力は十分分かっていますが、さらにこれに加えて、もっとどんどん来た、ちょうど今、市長は自治会長やでね、市長からも発信してもらって、行ったらもうこんな楽しいところはないぞというような、1回行ったら何か配るとかね。

これは極端ですけど。

前、課長と話したときも、投票率を上げるという話をしましたね。投票率を上げてみんなに行け行けと言っても、そういう行きたくないいやでと言っているんです。これ、行く人にみんなプレミアム商品券でもあげてと言ったら、そうしたら課長は、これは選挙法に抵触するでいかんとか言った。でも、岡崎市は何らかの形でお金を出しているがね、こそつと。そういうふうになれば、なら、みんな行こうかということになるんですが、一家4人で行って4人ともが同じような恩恵を受けたら結構なプラスになると思うんですが。

そういう点も踏まえて、自治会がとにかくなくなるというのはもう危機的状況ですから。実際、うちの近くではないですよ、遠くの人はまだ辞めたいと。けど、なかなか自分だけは言いにくいでと言っているんですけど、そういう人たちを食い止めるには、絶対必要なことは行って楽しい、そういう場所を総務課長が自らつくっていただかないと、自治会は崩壊しますので、そこら辺を何とかふんどしを締めて頑張っていたきたいと思って。約束はしてないのは答弁はよろしいです。そんなことでよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で山崎 通議員の一般質問を終わります。

通告順位 3番 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり3点質問させていただきます。

まず1点目、災害時備えについて、理事兼総務課長にお尋ねいたします。

8月8日に日向灘で発生したマグニチュード7.1の地震を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を気象庁が初めて発令し、山県市においても、防災行政無線等で市民に向け注意を呼びかけておりました。情報は15日に解除されましたが、南海トラフ地震自体はいつ発生してもおかしくない、日頃からの備えが引き続き必要とされています。

この地域においては、今年3月23日8時31分頃、本巢市根尾を震源地としてマグニチュード4.7、最大震度4の地震が発生し、山県市美山支所では震度3、山県市高富と大門では震度2を観測し、私は当時、第1回定例会閉会の翌日で自宅にいたところ体感的には震度4以上の揺れを感じたところです。

以前に専門家の方から、葛原地域には明瞭なりニアメント（空中写真や衛星画像から読み取れる直線的なあるいは緩やかにカーブした河川や谷、崖などの連続的な地形の急変部、あるいは地質構造や土壌、植生の色調または水系模様の直線的な境界のことを指し、活断層の度重なる活動によって形成される断層地形も含まれ、活断層についての記

述や発言の場合には、断層地形や断層地形と推測される連続した直線的な地形のことを言います)が存在し、我が家のすぐ裏に武儀川断層という巨大断層が通っているとも言われ、武儀川断層は、平成12年に行われた古地震調査で、美山塩後地区の断層露頭の調査では最終氷期(7万年前から1万年前を指します)以降に活動した可能性があるとまで分かり、同じ調査で、美山中洞地区で行われたトレンチ調査結果では約2.5万年前以降顕著な活動が認められず、少なくとも4,000年前以降の断層活動がないことが分かっており、根尾から関市までに明瞭なりリニアメントが随所に見られ河岸段丘が発達していることから、太古から活発に活動している断層であることは間違いなく、近隣の根尾谷断層の平均活動間隔が2,100年から3,600年とされるので、4,000年活動していない武儀川断層は今すぐにでも大地震を起こしても不思議ではないとのことで、3月の地震が武儀川断層巨大地震の前震、南海トラフ地震臨時情報の日向灘地震になぞらえて言えば、一部割れでなければよいかと危惧しているところであります。

また、南海トラフ地震では、過去の記録等から南海トラフ地震の発生前後に、内陸部において直下型大地震が発生する傾向にあると言われ、山県市内では、宝永地震(316年前の南海トラフ地震)の前年、宝永3年に地震で山が崩れ寺が埋没したという文書が残され、木知原断層東延長上で発生したマグニチュード5から6程度の地震の可能性が指摘されています。

今年3月の第1回定例会において、他議員の質問に対する谷村総務課長の答弁の中で、山県市地域防災計画・地震対策編の中に、想定地震として海溝型地震、いわゆる南海トラフ巨大地震に加え、内陸直下型地震の揖斐川から武儀川断層帯地震ほか県内4つの断層地震に対する被害想定を算出し対策が進められているとのことでした。今後もより一層の防災対策行政の推進をお願いいたします。そこで2点お尋ねいたします。

まず1点目、井戸水災害時利用の進捗状況について。

2点目、避難所におけるトイレの状況についてお尋ねいたします。

○議長(吉田茂広) 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長(谷村政彦) 御質問にお答えします。

山県市でもいつ何どき発生するか分からない地震に対して、防災対策について御質問をいただきました。

まず1点目、災害時の井戸水利用の進捗状況については、災害時協力井戸登録事業制度の状況についてお答えします。

今年1月能登半島地震の被災地では、断水が長期化する中、地域の井戸水が水道復旧までのつなぎの役割を果たしたという情報がございます。

山口市においても大規模な災害が発生した場合、水道管の損傷などにより水道水の供給ができなくなるおそれがございます。そのような状況下においても、電源さえ確保できればくみ上げることが可能な自家用井戸水や、手こぎポンプが設置してある井戸などの水を、可能な範囲で被災市民の生活用水として提供いただく災害時協力井戸登録制度の要綱を策定いたしました。

市内の個人や事業所が日頃から使用している井戸を協力井戸として登録していただけるように、防災の日に合わせてこの9月1日から募集を開始し、9月号の広報紙や市のホームページなどでも周知しているところでございます。

現時点では協力していただける意思のある方から3件の申請を受け付け、総務課で状況の確認などを行う段階でございます。今後もこの趣旨に御賛同いただき、登録いただけます方が増えていくことを期待しております。

次に、2点目の避難所におけるトイレの状況についてでございますが、山口市の災害時備蓄資機材のうち避難所におけるトイレ対策としましては、避難所の既存便座や簡易折り畳み便座で使用できる携帯トイレを1万2,000回分備蓄しております。南海トラフ巨大地震の想定避難者数2,358人の5回分程度で、日数に換算しますと約1日分でございます。内閣府発行の「避難所におけるトイレの保管・管理ガイドライン」などを鑑み、最低3日分程度の備蓄量を確保していきたいと思っております。携帯トイレでも凝固剤の品質低下などにより使用期限が10年とされておりますので、今後、計画的に追加購入し、ローリングストックしていく計画でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 再質問のほうをさせていただきます。

2点目の避難所におけるトイレの状況についてですが、避難所におけるマンホールトイレについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 再質問にお答えします。

避難所におけるマンホールトイレについてでございますが、まず、マンホールトイレには主に2つのタイプがございます。一つは直接マンホールに仮設トイレを設置するタイプのもので、もう一つは下水道本管につながる前の排水設備の管路内に汚水を一旦貯留するタイプでございます。

山口市の下水道事業、集落排水事業では、マンホールを公道に設置してございますので、マンホール上に仮設トイレを設置するタイプのものは避難所の仮設トイレとしては

考えられておりません。また、貯留式のマンホールトイレの整備についても、現在のところ整備されているところはございません。

しかしながら、避難生活が長期化した場合のトイレの確保については、現状で足りているとは思っておりませんので、まずは先ほど答弁申し上げたように、携帯トイレの備蓄量を増加させていくことといたしております。

ちなみに、高富小学校、高富中学校については、下水道の引込みのときに敷地内に直径90センチの1号マンホールを設置してございますので、マンホールトイレへの活用について可能性を確認したいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 答弁のほう、丁寧な説明いただきました。

次の質問に移らせていただきます。

質問の2点目、鳥獣被害について農林畜産課長にお尋ねします。

全国的に野生鳥獣による被害が深刻になっており、昨年度は熊による人的被害件数が過去最多となる事態を受け、本年4月16日に環境省が鳥獣保護管理法を改正し、熊類（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）を指定管理鳥獣に指定し駆除対策が改められました。指定管理鳥獣とは、環境大臣が定めた集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣であり、既にニホンジカ、イノシシが指定されています。今回、熊類が指定管理鳥獣に指定されたことで、駆除対策などが強化されることが期待されています。

岐阜県では、今年既に下呂市や揖斐川町で人的被害も2件発生している状況ですが、山県市において熊の人的被害対策並びに農作物などの野生鳥獣被害などの被害対策はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、熊の人的被害対策についてでございますが、今年度、熊に関する目撃情報は4件ございました。幸いにも山県市において、人的被害は確認されておりません。しかし議員御発言のとおり、全国においては例年以上に熊出没による人的被害が出ていることも認識しております。

山県市としましては、引き続きホームページに熊出没に関する注意喚起を行うとともに、熊の目撃情報には必要に応じて対象区域に対し屋外拡声器にて周知いたします。

御質問の2点目、野生鳥獣被害の対策についてでございますが、山県市におきましては3つの柱を獣害対策としております。

1つ目、環境対策として里山林森林整備事業を実施しております。いわゆるバッファゾーンを設置し、人間居住区域と森林区域を分け、野生動物の侵入しづらい環境整備を実施しております。

2つ目、侵入防止対策として、地域の皆様に御協力をいただきながら追い払いを行うとともに、農業者に対して鳥獣害防止柵設置に係る費用の一部を補助しております。

3つ目、個体管理対策として猟友会の御協力をいただき、目標管理頭数の確保及び鳥獣被害が発生した地域において会員による見回りを実施しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 次の質問に移らせていただきます。

質問番号3番、質問事項L e t' sカーボンマイナスチャレンジについて、市民環境課長にお尋ねします。

最近もフリーペーパーに林市長のL e t' sカーボンマイナスチャレンジを合い言葉に取り組んでいるという記事が掲載されておりました。私ごとですが、家業の関係で東濃や飛騨、郡上といった地域の方の話を聞く機会があり、その中で山口市は山口市カーボン・マイナス・シティ宣言であったり、世界気候エネルギー首長誓約の署名といった他市がまねできないすごい取組をしているという声がありました。そのときはぴんときませんでしたでしたが後に調べてみると、環境省の2050年ゼロカーボンの呼びかけに応じ宣言した1,112自治体（2024年6月28日現在）のうちカーボンマイナスを宣言したのは、東京都の江戸川区と山口市、カーボンネガティブとして宣言した大分県国東市を含めカーボンマイナス宣言は3自治体のみようで、世界気候エネルギー首長誓約は全国で48自治体（2024年1月現在）と国内屈指の脱炭素社会を目指している自治体として誇れるものです。

江戸川区は首都圏の工業地帯で、大手及び中小の企業と官民一体となって、Jークレジット制度等を活用したカーボン・オフセットの取組を推進することでカーボンマイナス実現を目指しているようですが、山口市においてはJークレジット制度の活用等の動きは今のところないようですが、今後の取組についてお聞かせ願います。

また、岐阜県では昨年から県独自のGークレジット制度も展開されており、Gークレジット応援パートナー企業に山口市内の企業も13社（2024年7月現在）登録されており、山口市においても官民一体となってJークレジット及びGークレジット制度を利用して、豊富にある森林資源をクレジットとして活用しカーボン・オフセット用に企業に販売、さらに販売益を森林整備に還元することで山口市の炭素吸収量を増やし、カーボンマイ

ナスをより一層進められると思いますが、環境政策担当としてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、J-クレジット制度の活用など今後の取組についてでございますが、まずは国が認証する制度概要を御説明させていただきます。

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして、資金循環を目的に活用されております。

このJ-クレジット創出者（つくるひと）は、再エネ設備の導入や再生可能エネルギーの導入、適切な森林管理を行う企業、農業者、森林所有者、地方自治体等が該当し、温室効果ガスの排出削減または吸収量の増加につながる事業の実施をして、J-クレジットが売却されております。

J-クレジット購入者（つかうひと）は、自らの施設や事業などの使用電力を100%再生可能エネルギーでまかなうRE100を目指す取組であり、経団連関連のカーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用するためにJ-クレジットが購入されております。

山口市は、令和5年に環境省より脱炭素重点施策実施地域の認定を受け、令和10年まで行政が市民や事業者と一体となって省エネルギー推進や再生エネルギー導入に重点を置いて脱炭素事業を進めていくこととしております。

J-クレジット制度の活用については、現在は取り組んでおりませんが、2050年二酸化炭素排出量実質マイナスを実現するため、5年先、10年先を見据えて前向きに取り組まなければならないと認識しているところでございます。

御質問の2点目、山口市の炭素吸収量を増やし、カーボンマイナスをより一層進める上での環境政策担当としての考えについてお答えいたします。

議員御紹介のG-クレジットにつきましては、岐阜県独自の森林由来のカーボンクレジット制度で、森林吸収量認定制度のことをG-クレジット制度、通称「G-クレジット」と呼んでおります。県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を岐阜県がクレジットとして承認する制度でございます。

岐阜県では、このクレジット創出の山側と、クレジット購入の企業側のメリットも示され、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けて取引できるよう運営され、現在、500を超える企業などが購入と普及啓発のいずれかまたは両方を計画し、登録後5年にわたり毎年C

CO₂を5トン以上購入されてG-クレジット普及啓発が行われております。

市民環境課環境政策室といたしましては、岐阜県の取組についても承知しておりますが、G-クレジット制度の活用は取り組むべき施策であると考えておりますが、環境施策としてクレジット制度を導入する計画にはまだ至っておりませんので、J-クレジット制度同様G-クレジット制度の活用につきましても長期的な視野を見据えて取り組めるよう、関係機関から情報収集を行ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 市民環境課長よりとても分かりやすく説明答弁していただきました。

再質問いたします。

そこで市長にお尋ねします。カーボンマイナスを目指すには、GXの取組以上に森林によるCO₂吸収が不可欠であり、当市は約8割強が森林で占めており、そのうち11齢級以上の老齢林が大半を占め、市内外の企業のカーボンクレジットに対する関心、需要も高まりつつあり、森林吸収系J-クレジット、G-クレジットに取り組みやすい状況にあるのではないのでしょうか。

令和7年度が山県市において、5年前に10か年分の山県市森林整備計画の樹立年度に当たり、カーボンマイナス宣言以降初の計画樹立となり、森林吸収系J-クレジットの承認要件に市町村森林整備計画に基づく森林経営計画が必須で、カーボンマイナスやカーボンクレジットに関する項目を来年度樹立の山県市森林整備計画に盛り込む必要があるのではないかと考えます。

J-クレジット及びG-クレジット制度に対しては、市の環境政策担当だけでなく、森林林業担当や商工担当、財務担当など全庁的な取組が必要で、さらに森林所有者と岐阜中央森林組合や市内外の企業等への周知、理解も必要ではないかと思えます。

また、環境省の脱炭素重点施策実施地域に認定され、脱炭素事業を進められておることですが、カーボンマイナス宣言した自治体として環境省の脱炭素先行地域への認定を視野に入れるのもありかと思えますが、市長としてのお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（吉田茂広） 暫時休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後0時02分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優） それでは再質問にお答えさせていただきます。

クレジット制度ですとか、そして市内に非常に山が多いということで活用したらどうかということですか、森林整備計画の中というようなお話もございましたが、先ほど課長が答弁させていただきましたように、こういったことは可能な限り進めていきたいと思っておりますし、そして5年度に環境省の重点地域に指定をしていただきまして、事業費で40億円ほどあったと思いますが、そのことをまずはこの5年間はしっかり進めていくということになると思います。

その前提として、脱炭素の先行地域を視野に入れながら、環境省の先行地域の指定を受けたらどうかという御提案でございますけれども、現在のところ、今の山州市の自然状況ですとかそういったことを考えますと、水力発電ですとかほかのいろんなその事業を先行してやってみえるところもありますけれども、そういった事業についても内部的には調査をしたり、例えば県土連に調査をしていただいたり、昨年度しましたけれども、水力発電なんですけれども、そういったことも含めながら先行地域を視野に入れてということではございますが、現在のところ環境省に先行地域として申請する事業のメニューを今現在私は認識しておりませんので、これから先ほどの全庁的な検討の中でというようなお話もございましたが、そういったことの中から先行地域のようなメニューがあれば、具体的に時期が来ましたら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（田中辰典） 以上で質問を終わります。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で田中辰典議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時10分から再開いたします。

午後0時04分休憩

午後1時10分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

通学定期券補助制度の創設について、企画財政課長にお伺いいたします。

総務省統計局の資料によると、令和6年8月時点で全国の人口は1億2,385万人で、前年同月に比べ59万人の減少となり、13年連続して減少しています。

山口市においても今後も人口は減少していくことが見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和22(2040)年には1万7,576人になると推計されています。また、15歳から64歳の生産年齢人口も減少傾向で推移していくことが見込まれています。

当市の子育て施策は、全国に先駆けゼロ歳児から保育料無償化、未満児、保育園年少から小中学校の給食費、さらには医療費も高校世代まで無償化となっています。また、山口市高等学校就学準備等支援金や奨学金返還支援補助金が創設されるなど、子育て支援を重視した施策が展開され内容は充実しています。しかし、出生率は減少傾向で推移しており、ゼロ歳から14歳の人口は今後も減少していくことが見込まれております。

子供の出生率低下の要因の一つに、子育てにお金がかかることが挙げられ、特に高校生や大学生を持つ保護者は、学費、居住費、交通費など経済的負担が大きくなっています。

また、近年の物価高騰の影響も経済的負担を大きく押し上げています。公共交通を利用して市外の高校や大学に通学する場合、通学定期券代を軽減するため山県市区間ではバスを利用せず、保護者が自家用車で岐阜市内均一料金の停留所まで送迎しているケースもあり、山県市内のバス利用の減少につながっています。

交通事業者では、学生の優遇措置の観点から1年定期券を導入し、通学定期券の利用促進や利便性向上につなげています。当該定期券は割引率も高く、4か月半の運賃で1年間乗り放題であることから、部活や塾への足など様々な利用ができることから好評を得ています。通学定期券のうち1年定期券の占める割合は81%と、ほとんどの学生が1年定期券を利用しています。しかし、1年定期券は年度始めに購入する方がほとんどであり、年度当初の保護者負担は大きくなっています。

そこで企画財政課長にお尋ねいたします。

通学定期券購入の一部補助制度は、近隣市町（関市、郡上市、美濃市、大野町、揖斐川町、本巣市など）で実施されています。

高校生や大学生を持つ世帯の負担軽減や高校や大学の選択肢の拡大、またバス通学の促進による路線維持、さらには移住定住の促進を図る観点から、通学定期券を購入して通学する学生に対し通学定期券購入の一部費用を補助する制度が必要と考えます。

1つ目、通学定期券補助制度創設の所見について。

2つ目、山口市を起終点とする通学定期券の発行枚数についてお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、通学定期券補助制度創設の所見についてでございますが、本市では、

持続可能な地域公共交通の確保、維持、改善を図るため、令和6年3月に山口市地域公共交通計画を策定し、令和6年度から令和10年度の5年間の計画で事業を進めております。

この計画を策定するに当たり、令和4年度に通学先を検討し始める市内中学2年生の保護者や高校2年生を対象としたアンケート調査を実施いたしました。様々な御意見をいただきましたが、その中で「通学定期券が高い」「運賃が高い」といった御意見があり、議員御指摘のとおり、公共交通を利用して市外の高校に通学する場合、通学定期券が高額となり保護者に大きな負担が生じていることや、定期券代を軽減するために山口市内区間ではバスを利用せず、保護者が岐阜市内のバス停まで送迎して通学しているケースも多く見られ、市内区間での利用者の減少は今後のバス路線を維持する上でも課題となっております。

こうした背景の中、バス通学の促進による路線維持、高校生を持つ世帯の負担軽減、高校の選択肢の拡大、さらには移住定住の促進を図るため、当計画の中で新たに通学定期券補助制度の創設を実施事業に設定したところでございます。

今後、公共交通計画に掲げたこの通学定期券補助制度の実現を目指して、検討を進めていく所存でございます。

御質問の2点目、山口市を起終点とする通学定期券発行枚数についてでございますが、通学定期券を発行する岐阜乗合自動車株式会社に確認したところ、市内小学校や中学生、大学生が市外の学校に通学している例や、市外の高校生が山県高校に通っている例なども含めた数字となりますが、令和6年4月から6月までに学生定期券として販売した定期券は374枚でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） ありがとうございます。再質問させていただきます。

通学定期券補助制度が創設されれば、山口市内のバス利用者は増加し運賃収入は確保され、市が交通事業者へ支出する補助金の減額にもつながり、市にとってもメリットがあります。

また、山口市は岐阜県内唯一鉄道がない市であり、バス交通という行政サービスを高めていかなければなりません。

バスの定期券は、一般的に鉄道の定期券と比較すると割高になっています。山県バスターミナルからJR岐阜駅までの通学1か月定期券は1万9,700円、通学1年定期券においては15万1,300円。このようなことを考慮し、高校生や大学生を持つ世帯の負担軽減の

観点から、通学定期券補助制度創設の目標時期についてお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之） 再質問にお答えします。

通学定期券補助制度創設に向け、昨年度より制度設計を含め検討、調整を進めておりますが、事業を継続して実施するためには財源の確保など課題がありまして、今年度の実施は見送ったところでございます。

今後は、県や国の補助制度など注視しながら、計画期間内の早期事業実施に向け進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 再々質問はございませんが、通学定期券補助制度の創設の早期実施を要望し、質問を終わります。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で武藤行儀議員の一般質問を終わります。

通告順位5番 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） それでは今、議長より御指名いただきましたので、2点質問をさせていただきます。

まず1点目、マイナ保険証の普及と利用促進等について、市民環境課長にお尋ねをします。

今年の12月2日から従来の健康保険証は新規発行がなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行していくこととなります。円滑に移行するために、国としてはマイナンバーカードの総点検を行い、国民の信頼回復に努めてきました。本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、医療団体との連携やあらゆるメディアを通して広報展開しているところです。

また、マイナンバーカードを活用したデジタル化について、デジタル社会の実現に向けた重点計画が今年6月21日に閣議決定され、それに基づく工程表に沿って今後推進されることになりました。中身は、例えば、運転免許証は令和7年3月までに実施、また、国家資格証、お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワーク受付票、在留カードなどで、マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報にひもづけることにより、マイナンバーカードを各種カードとして利用が可能になるよう進められています。

また、現在の保険証については、マイナ保険証を保有しない方への対応として、12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効としており、そして12月2日以降、保険証利

用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に申請することなく資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができます。

一方で、「現行の健康保険証を残すべき」とか「カードの紛失や盗難のトラブルが増えている」とか「個人情報の流出や経済的被害などのリスクが拡大している」等と、市民の皆さんの不安をあおるような動きも相変わらず続いております。

こうした状況を踏まえて、市民の皆さんが安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなど、正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。1人でも多くの方にデータに基づくよりよい医療が受診できる手続の簡素化などの医療サービスの環境を提供していくことが目指されています。

現在、今年7月1日時点で、マイナンバーカードの有効申請受付件数は国民の約81%となっており、着実に交付が進んでいます。その一方で、今年5月時点の健康保険証としての利用は全体の約7.7%にとどまっている状況です。

マイナンバーカードでのマイナ保険証は御存じのとおり、カードの中に履歴情報が蓄積していくわけではなく、例えば国保の利用者であれば健康保険証の発行元である国保連、国民健康保険団体連合会等から利用するところの専用機器、カードリーダーから情報を読み込み確認するものです。要は、それぞれお持ちの健康保険証の発行元とをつなぐものであり、情報がマイナンバーカードに残るものではありません。

マイナンバーカードはデジタル社会における公的な基盤であり、マイナ保険証として利用することで、患者さん本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、例えば高額医療制度の限度額適用認定書が不要になることや、処方・調剤情報をリアルタイムで共有できることから、併用禁忌、一緒に服用すると深刻な健康被害や適正な治療効果を得られないおそれがあるため服用しないことを併用禁忌と言いますが、また、重複投薬を回避することもできるようになり、患者さんや医療現場それぞれに多くのメリットがあります。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及など日本の医療DXを進める上でも重要なベースになるとされています。

そこで、市民環境課長にお聞きをします。

1点目に、本市の現在のマイナンバーカードの普及率はどのようか。

2点目に、マイナ保険証としての登録状況はどのようか。

3点目に、マイナ保険証の利用実績はどのようか。

4点目に、国家公務員共済組合のマイナ保険証の利用率が2024年5月8日時点で5.7%

と低いことが問題になっていますが、山県市の職員のマイナンバーカードとマイナ保険証の加入率、また利用率はどのようなか、お尋ねをします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山県市のマイナンバーカードの普及率についてでございますが、令和6年7月31日時点の交付は2万948人であり、山県市民の83.01%の方が受け取っていることになります。

御質問の2点目、マイナ保険証としての登録状況についてでございますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう登録している方がマイナ保険証を利用できることとなりまして、山県市が保険者であります国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の加入者に対しまして、令和6年6月末時点の情報を把握しておりますので御説明いたします。

山県市の国民健康保険の被保険者については、加入者は5,263人、マイナ保険証として登録されているのは3,525人、66.97%の方が保有されてみえます。後期高齢者の被保険者については、加入者は5,140人、マイナ保険証として登録されているのは3,329人で、64.77%の方が保有されてみえます。

御質問の3点目、マイナ保険証の利用実績についてでございますが、同じく国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の加入者に対して、直近令和6年6月一月の利用実績情報を把握しておりますので、御説明させていただきます。

山県市の国民健康保険被保険者のマイナ保険証利用率は15.68%となり、後期高齢者医療の被保険者のマイナ保険証利用率は11.05%となります。

御質問の4点目、山県市職員のマイナンバーカードとマイナ保険証の加入率についてでございますが、山県市職員が加入しています保険者は岐阜県市町村共済組合ですので、そちらへ照会したところ情報を得ることはできませんでした。任意調査でございますが、令和4年12月に総務課人事秘書室から職員に対してマイナンバーカードの取得状況調査を行ったところ、当時の組合員数は259人で248人が取得しており、取得率は95.8%だったとのことです。その当時、マイナ保険証への登録や加入率については調査を行っていないため把握しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） ちなみに、県職員について公表されておりましたので、参考までに、会計年度任用職員等の非常勤職員や県立3病院、教育委員会、警察職員は含まれていま

せんが、令和5年3月時点でマイナンバーカードの加入率は84.2%、マイナ保険証登録率は76.6%ということでした。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認は、令和3年10月から本格運用が開始され3年が経過します。都道府県別の医療機関、薬局でのマイナ保険証の利用実績は全国的に低く、令和6年5月時点で岐阜県でも7.35%と低い利用率になっています。

そうしたことから、厚労省保険局より地方自治体に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けて御協力のお願いについてという事務連絡が7月4日付で発出をされています。これには、本年12月2日より現行の健康保険証の発行は終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを基本とする仕組みに移行することになり、このため厚労省においては、健康保険証からマイナ保険証への移行に向けて、国民や関係機関の皆様に対してマイナ保険証の利用促進を呼びかけております、と地方自治体への協力依頼がなされています。

振り返ると、令和4年11月1日から12月31日の期間、本市で初めてPay Payキャンペーンを行いました。そのとき、皆さんがスマートフォンを使いこなせるかどうかの問題となっていました。

その対策の一つとして、Pay Payを利用するためのスマホ教室の開催なども公民館等で行われました。こうした市独自の支援も行ってきました。また、家族や身近な方から利用方法を教わった方などもおられると思いますが、結果、多くの市民の皆さんがスマホによって高齢者の方ものPay Payの割引を利用されていました。また、ガラケー携帯にこだわってみえた方も、LINEなどを含めスマホの便利さを使ってみて実感された方も多くおられたことと思います。

例えば、マイナ保険証の活用について、先月の宮崎県で震度6弱の揺れが観測され、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。そうした大規模な地震などが起きた際に開設された避難所において、マイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理を行う実証実験が行われましたが、結果、入退所の手続きがスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が10分の1に短縮されたほか、調剤情報も必要量を確実に把握できるためスムーズな支援要請が可能になり、避難者、運営者両方に対して大きな効果があったと報告をされています。

さらに、現在一部地域では、救急医療における患者の健康、医療データの活用という消防庁の実証実験が行われております。これは例えば、自宅や外出先で事故や病気などによって突然救急搬送された場合等に、救急車に装備をされたカードリーダーでマイナ

保険証を読み取ると、定期的また継続的に治療を受けていた病気や、入院や病気などの既往症があるかどうか、どんな薬を服用しているのか等の情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになるもので、近い将来に全国展開をする予定と聞いています。

今回のマイナンバー保険証は、社会全体で医療DXを進めていくために重要であり、健康保険証が廃止されマイナ保険証へと移行する本年12月2日までにいかに円滑に移行していくかが重要と考えます。

そこで、再度、市民環境課長にマイナ保険証の利用促進に向けた取組についてお伺いします。

7月4日の厚労省保険局からの自治体への事務連絡には、利用促進に向けた各種イベントでのマイナ保険証体験イベントの実施や、動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。ぜひこうしたものも活用しながら、12月に向けての広報活動を強力に推進し、市民の皆様への正しい情報発信に取り組むべきと考えますが、今後の取組及びサポートメニュー等の活用や各種イベントでのさらなる広報促進についての考えをお聞きします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 再質問にお答えします。

御質問のマイナ保険証の利用促進に向けた取組についてでございますが、山県市のホームページにはマイナンバー制度についてや通知カード、マイナンバーカードについて、マイナンバーカードの保険証利用、各種オンライン申請「ぴったりサービス」などについてなど、各種制度の掲載を行っております。

また、広報やまがたには都度掲載させていただいておりますが、直近の7月号には、法改正による12月2日以降の現行の健康保険証の新規発行終了の記事を掲載、併せてマイナンバーカードの健康保険証利用は事前登録が必要である旨の情報提供を行ったところで、今後、10月と11月にはマイナンバーカードとマイナ保険証の情報提供を行う予定であります。

庁舎1階南の市民環境課戸籍住民係の窓口では、個人番号通知や個人番号カードの交付、更新などを行っており、マイナンバーカードの健康保険証利用登録や、スマートフォンアプリ、マイナポータルの利用など、操作に不慣れな方へのサポートも行っております。

マイナ保険証を利用する各種医療機関や薬局等につきましては、厚生労働省がマイナ保険証利用促進のため、顔認証つきカードリーダー増設の支援を行っております。健康

介護課の情報では、山根市の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の加盟している全ての医療機関や薬局には顔認証つきカードリーダーが設置され、窓口ではマイナ保険証利用への周知啓発チラシなどポスターが張られており、PRがなされております。

法改正により、12月2日以降現行の健康保険証の発行が終了され、健康保険証からマイナ保険証へと移行されます。医療保険を利用される皆さんは、国民健康保険や後期高齢者医療制度、各共済組合や健康保険を扱う協会けんぽ、組合健保の被保険者となりますので、各保険者や事業所などは被保険者に対して、マイナンバーカード取得とマイナ保険証登録の周知を行わなくてはなりません。

今後、マイナンバーカードを取得されていない方や取得後マイナ保険証への登録をなされていない方には、保険者から資格確認書が発行されますが、引き続き、マイナンバーカードとマイナ保険証利用の利便性を周知啓発できるよう継続して発信してまいります。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） マイナンバーカードやマイナ保険証をいまだ保有されていない方への対応について、最後にお聞きします。

マイナ保険証などの利用シーンが今後拡大していく中で、マイナンバーカードは、本市では本年7月31日時点で83.01%が保有されているとのことでしたが、冒頭の答弁でもあったように、マイナ保険証への登録やマイナンバーカードを取得したくてもできない方がまだ全国的にも、特に必要性が高いであろう高齢世帯に中心におられるようです。

現在、総務省では、市役所窓口に来られることが困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援という事業を実施しており、行政職員などが希望のある施設や自宅等に出向き一括して申請を受け付ける取組ができます。その際に出張した職員によって本人確認や写真撮影を行い、後日、郵便などで御本人にお届けするというものです。取得困難者対策として重点的に取り組むこととして、申請促進活動を実施している自治体も増加傾向にあります。これは、国庫補助のマイナンバーカード事務費として計上され、10分の10が国の補助となります。

これからの将来的なマイナ保険証による医療DX、医療サービスを考えると、希望したい高齢者や障がいを持っておられる方など、希望される方々に対して保有の機会を提供することが大変に今後重要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、具体的な対策について市民環境課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 加藤議員の再々質問にお答えします。

御質問のマイナンバーカードやマイナ保険証をいまだ保有されていない方への対応についてでございますが、山口市は令和2年度から令和4年度にかけて、国の補助制度を活用して希望する自治会や市内の事業所、福祉施設などに対して希望調査を行い、訪問による申請受付を行い、一定数の申請がございました。また、令和4年8月から7か月間、市内の公共施設や商業施設に出張窓口を設けまして、マイナンバーカード取得に興味のある方に対して申請受付を行っていた実績もございます。

さらに、令和5年12月には、厚生労働省から全国の介護福祉施設や障害福祉施設などへの出張申請受付の希望調査が行われており、市内では新たに1施設から希望がございましたので手続等を行っているところでございます。

加えまして、今まで調査で希望されていなくても、今後希望される施設等ございましたら出張申請も踏まえて対応させていただいているところでございます。

次に、マイナンバーカードを取得したくてもできない方、特に外出が困難な方、高齢者世帯などに対しましては、書面資料等が整えば代理申請も可能でございますので、そのような御相談がありましたら対応させていただきます。

いずれにいたしましても、マイナンバーカード取得につきましては強制ではありませんが、利便性のよさを周知するとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用登録やスマートフォンアプリ、マイナポータルの利用など、操作に不慣れな方へのサポートも行っておりますのでお気軽にお問合せいただければと思います。

以上、加藤議員の再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

窓口での軟骨伝導イヤホンの導入について、理事兼健康介護課長にお尋ねをします。

窓口用軟骨伝導イヤホンは、聴覚障がい者や加齢などで耳の聞こえにくい高齢者等が、市役所や金融機関などの窓口で困らないための環境整備を目的として開発されたイヤホンです。2004年に軟骨伝導聴覚の発見者によって開発されました。軟骨伝導は音伝導経路の一つで、従来から知られている気導、また骨伝導とは異なることから、第3の聴覚経路と言われ注目されています。

耳が不自由な方からは、市役所窓口には見えにくい人のために老眼鏡はあるのに、聞こえない人のための配慮がなぜないんだろうとの声に、そこで着目されたのが軟骨伝導の仕組みでした。従来の気導や骨伝導イヤホンでは、イヤホンに音を出す穴があり、先に使用した人が耳に入れると皮脂などが付着するために不清潔で使用ができませんでした。軟骨伝導イヤホンは、耳の軟骨を振動させて音を伝える新しい技術を用いたイヤホ

ンで、耳穴近くに添えるだけで音を拾うことができ、音を出す穴がなくきれいな球状で表面に凹凸がないため消毒しやすく、不特定多数の方が利用する窓口では清潔に使用できるため安心して利用できると言われていています。世界初の唯一の清潔イヤホンともされています。

そこで、健康介護課長にお聞きします。

お客様の窓口対応については、相談事などをちゅうちょなく話をさせていただき、内容を適切に説明し理解をしていただく必要があります。聞こえの状態によっては、大きめの声で対応をしなければならないこともあるかと思いますが、高齢者等の聞こえの状態によつての現在の窓口での対応についてお尋ねをします。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の窓口での軟骨伝導イヤホンの導入についてですが、加齢などにより耳が聞こえにくい方や日常生活で聞こえに不安を感じている方が、窓口での説明を楽に聞き、手続ができ、ストレスなく相談ができるように配慮することは非常に重要なことであると認識しております。

現在、山県市の窓口には、コロナウイルス感染症対策によりアクリル板が設置されています。また、感染予防のためにマスクを着用するなど、聞こえの状態によっては通常よりもさらに聞こえにくい環境にあるものと思われます。

そこで、現在の窓口での対応方法についてですが、高齢者など聞こえにくい方には、対面の場合はマスクを外してなるべく大きな声でゆっくりはっきり話す、お客様の聞こえの状態を確認しながら、お客様の横へ行く、耳元で話すなど適切な距離間で話す、必要な場合は筆談で対応するなどしております。

また、声の大きさによりプライバシーに関する内容が周囲の方に聞こえてしまうような場合は個室にて対応するなど、声の大きさや応対場所に配慮するようにしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） 高齢による加齢が原因であったり、難聴であるにもかかわらず補聴器をしていない方は、高齢の軽度から中等度難聴の方で、自分では聞こえているつもりの方が多くなると言われています。しかし、本当は完全に聞こえてはいないので窓口などで聞き漏らしがあり、トラブルの原因となったり生活上に支障が生じているとも指摘をされています。

窓口には耳が聞こえにくい高齢者も多く訪れ、個人情報扱う窓口などでは、個人情報

報を確認する際などの会話の内容については注意が必要です。職員も大きな声を出す必要がなくなり、プライバシーの保護にもつながると言えます。このことを解決することは、本人はもちろんのこと、お互いの利益にもなり得ると考えます。通常の気導イヤホンのように耳を塞がないため周囲の音も聞こえ、また、骨伝導イヤホンでは気になる側頭部への圧迫感や音漏れもあまりないようです。

軟骨伝導イヤホンは、最近では岐阜市が8月から導入され、県内では8市町に既に導入されており、2市が導入予定で、近隣市町の様子を見るといった市町もあります。数十万円もする補聴器に比べ、数万円程度の価格で購入できるといった点も挙げられます。

そこで再度、理事兼健康介護課長にお聞きしますが、本市においても来庁者サービスの観点から、高齢者対応が多い窓口や必要性がある窓口への軟骨伝導イヤホンの設置についての考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、軟骨伝導イヤホンは、イヤホン部分が球形で穴や凹凸がないため清潔に保ちやすく、汚れても簡単に拭くことができ、一般的なイヤホンに比べて衛生的であるため、多くの方が使用する窓口の設置備品として最適だと考えます。

また、近年、自治体のみならず病院や銀行などでの設置事例もあり、高齢者など聞こえにくい方の窓口のストレス軽減に大きな意味を持つと考えます。

今後は、まずは高齢者の来客が多い健康介護課窓口での使用を検討し、その結果をほかの窓口業務の担当課と情報共有していきたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○9番（加藤義信） 以上で終わります。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で加藤義信議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後2時から再開いたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。奥田真也でございます。私からは、3点質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目、子どもたちの山県学園構想であるためについて、学校教育課長にお伺いをいたします。

山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会が令和4年12月22日に答申を出した内容に基づき、現在、山県市内の小学校9校と中学校3校の12校において、山県学園構想として進められています。

この答申の最後には、「従来の学校の適正規模の考え方は、学校や学級の人数を増やすことで教育効果を高めようとするものであった。しかし、学校の適正規模というものは、実は子供一人一人にとって異なるものであるとの認識に至った。そこで、次世代の義務教育の在り方として、小規模校の一人一人に応じたきめ細やかな指導と、近隣校の仲間とのコミュニケーションを広げ切磋琢磨する学習の両方を、スクールバスの利用や県下最高レベルのスペックを持つタブレット端末の活用を図りながら、一人一人に対して多様な学びの場を可能とする仕組みを構築することを提案する」とあります。

小中の12校と地元の県立高校である山県高校が連携を深めることにより、教育の方法を無限に広げることが可能であり、子供たちが伸び伸びと学習し、コミュニケーションも取りやすく、山県市らしい教育が確保されていくものと期待しているところです。

この合同授業において非常に重要な役割を果たしているのは、スクールバスの存在であろうと思います。6台あるスクールバスが縦横無尽に走れる体制であることが、山県学園構想を支えるものであると思います。

また、話は変わりますが、夏休み中に見たこともあり子供たちがいないこともあると思いますが、グラウンドの草がかなり伸びていることが気になりました。部活動についても、合同部活などでグラウンドの使用も減っています。そして児童・生徒の数も減っているので、体育の授業などで土を踏み固めることも昔のようにならないと思います。

そこで、学校教育課長に2点質問をいたします。

1点目、小学校9校、中学校3校の12校ある中で、スクールバスは6台とのことですが、かなり無理をして運用されていないか心配になりますが、トラブルなどはなかったかどうか。また、バスの故障などの事態は発生していないかどうか。

2点目は、グラウンドの草について、どう頑張っても生えてきてしまう草ですが、学校として除去について現在はどう対応されているのか。

この2点について、学校教育課長にお伺いをいたします。

○議長（吉田茂広） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 質問にお答えします。

質問の1点目、スクールバスの故障や運用上のトラブルについてですが、市所有のス

クールバス 6 台における故障等の事案につきましては、昨年度、電気回路の不具合により配車できなかった事案 1 件の報告を受けております。今年度につきましては、現時点では故障等の報告は受けておりません。

なお、万が一バスに不具合が生じ、昨年度のように配車が難しい場合でも、業務委託業者が所有するバスで代替する契約となっております。

2 点目のグラウンドの草の除去についてですが、議員御指摘のとおり、どの学校も苦慮しているところであります。

2 学期スタート時の各学校のグラウンドは、一面緑化している現状にあります。この主な原因としましては、児童・生徒数の減少に伴いグラウンドの日常的利用の減少と、除草等の教育的活動の時間の確保ができないことにあります。

こうした現状を受け止めていただき、学校運営協議会や P T A が中心となって、地域の方々によるグラウンドの草抜きなどやっていただく計画があることも校長から報告を受けております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6 番（奥田真也） 学校教育課長の答弁により、スクールバスについては今年度は故障などの報告は受けていないとのこと。また、不具合が生じた際には、業務委託業者が所有するバスで代替する契約となっているとのこと、安心をいたしました。

また、グラウンドの草の除去についても、学校運営協議会や P T A、地域の方々の力を借りながら草抜きなど対応をいただいているとのことでした。

私は以前、美山小学校 6 年生の児童が、ジョイントスタディにて美山中学校に行くためスクールバスに乗り込んでいる姿を見たことがあります。子供たちが笑顔で同級生と話しながら乗り込む姿、また、出発していく際、先生方に手を振りながら向かっていく姿を見て、山県学園構想がすばらしい方向に向かっていると感じていると同時に、スクールバスがなければ実現しない構想であるとの実感もしているところです。

今年度初めの頃ですが、スマート連絡帳に下校時におけるスクールバス遅延のお知らせが届いたことがあります。この遅延の連絡も先生方が入力し発信しているわけであり、これについても負担軽減につなげる必要があるのではないかと感じているところでもあります。

また、私としては草の除去について先進事例等を調べていますが、なかなか見つからないのが現状です。草を刈ってもまたすぐ生えてきてしまいますし、根っこから抜く作業は人が足りません。子供たちには、きれいなグラウンドでスポーツをしてほしいと思

いますし、先生方には負担なく処理ができないものかと思うところでもあります。

逆に、自然に生える野草を、月2回から4回の芝刈りにより芝生化させる自然型芝生化という方法もあるようですが、定期的な芝刈りによるメンテナンスが必要となってまいります。

そこで、学校教育課長に2点再質問をさせていただきます。

1点目は、山県学園構想がさらなる進化をするためには、学校間連携が何より必須です。スクールバスの遅延が発生しないためにも、厳しいとは思いますが、スクールバスを1台もしくは2台購入できないかどうか。

2点目は、草の除去について今後どのように取り組んでいかれるのか。

以上2点について、学校教育課長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 再質問にお答えします。

1点目のバスの購入についてですが、今年度は山県学園構想実施2年目であり、昨年度に比べ合同授業の実施回数は増え、バスの配車に一層の工夫が必要になっていることは事実でございます。

教育委員会としましては、合同授業の実施と並行して、その効果について客観的に評価し、合同授業の教科の拡大や厳選について学校との協議を進め、その延長上で児童・生徒の輸送の手段についての検討が必要になると考えております。

2点目のグラウンドの草の除去に対しての今後の取組についてです。

まずは、我が学校の問題として児童・生徒がどう捉えているのか。あわせて、我が町の学校として校区の地域がどう見ているのかを校長に整理してもらい、校長会として教育委員会要望という形で提出していただきます。それを受けて具体的に協議してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 学校教育課長の答弁により、スクールバスの配車について一層の工夫が必要になるとのことでした。

昨年、地域×T e c h 関西というイベントがありまして、そこに参加をさせていただいたんですが、そこでは最新のテクノロジーの展示がされておりまして、そこを見学させていただいた際に、バスの位置を確認できるアプリがありました。安価であったのも確認をしておりますが、それらも含め、教員の皆さんの負担軽減につながるよう今後も検討をしていただきたいと考えております。

また、草の除去についても具体的な協議をしていただけるとのことでした。

山県学園構想を、今後も子供たち目線の教育に向け進めていただきたいと心から願っております。こどもサポートセンターのオープンが目の前でもあります。よりよい教育の実現を大いに期待し、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、空家バンクについて、まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

私は、定期的に市内全域を自転車などで走り回っているのですが、3か月前には家があったのになくなっている、ポストが外され空き家になってしまっているなど、本当にここ数年だけでも空き家がどんどん増えてきていると感じているところです。

令和6年4月30日に総務省が、令和5年住宅・土地統計調査住宅数概数集計（速報集計）の結果によりますと、空き家数は900万戸と過去最多、2018年から51万戸の増加、空き家率も13.8%と過去最高とのことでもあります。

国土交通省の空き家等の現状についてによりますと、空き家は管理しないまま放置しますと、1、倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下、火災発生のおそれなどの防災性の低下。2、犯罪の誘発による防犯性の低下。3、ごみの不法投棄。4、蚊、ハエ、ネズミ、野良猫や鳥獣による衛生の悪化、悪臭の発生。5、風景、景観の悪化。6、樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉などの飛散と、物件の市場性の低下をもたらす、不動産としての有効活用機会損失にもつながる懸念が出てきます。

また、空き家の所有者の4分の1が、車や電車などで1時間超の遠隔地に居住しているため、空き家の利活用がしにくい現状が見えてきました。

この空き家の解消に一役買っているのが、空き家バンクの制度ではないかと思います。これは自治体が運営している空き家の情報提供システムのことであり、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことにより、空き家対策の一環として、各自治体で空き家バンクの運営がスタートしています。

山県市においては、ホームページやまなびにおきまして、空家バンクのページがあり、21件の物件（美山地域9件、高富地域12件）が掲載されていることが確認できました。

そこで、まちづくり・企業支援課長に2点お伺いをいたします。

1点目、空家バンクにおいて成約数はどんな状況か。

2点目、空家バンクの登録はどんな状況か。

この2点をまちづくり企業支援課長にお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、空家バンクにおいて成約数はどんな状況かについてでございますが、

直近の3年間では、令和3年度は12件、令和4年度は14件、令和5年度は12件の成約がございました。また、過去5年間の成約件数を平均しますと、年間約13件の成約がある状況でございます。

また、令和5年度の地域別成約件数としましては、高富地区は2件、伊自良地区は1件、美山地区は9件で、過去5年間の成約件数としましては、高富地区20件、伊自良地区10件、美山地区33件といった状況でございます。

御質問の2点目、空家バンクの登録はどんな状況かについてでございますが、直近の3年間では、令和3年度は16件、令和4年度は15件、令和5年度は17件の登録がございました。また、過去5年間の登録件数を平均しますと、年間約19件の方に登録していただいている状況でございます。

また、地域別の登録件数といたしましては、令和5年度は、高富地区は11件、伊自良地区は1件、美山地区は5件という状況で、過去5年間の地域別登録件数の推移といたしましては、高富地区は若干の増加傾向、伊自良地区は横ばい、美山地区は若干の減少傾向でございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） まちづくり・企業支援課長の答弁により、成約数や空家バンクの登録の状況を確認することができました。

さて、通常の不動産サイトでは、物件の情報を公開し、借りたい人が閲覧して選びます。山口市空家バンクもそのやり方となります。しかし、とある不動産会社は、逆転の発想から借りる側の情報を公表し、オーナーが貸したい人を選んで連絡を取ることができる手法を取っており、地主さんや大家さんが借りたい人を選ぶというやり方も一つの方法ではないかと思えます。

また、市においては、市内全域の空き家の利活用を促進するため、空き家を取得や改修して定住しようとする人に対して、山口市空家利活用促進補助金の制度があります。この制度の要件には、空き家に定住することが確実であること、取得や改修した空き家に継続して10年以上居住する意思があること、自治会に加入する意思があること、同居する世帯員が市町村税を滞納していないこと、山口市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない人または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこととあり、この補助金制度は、移住定住の促進につながる制度であると言えます。

さて、山口市における空家バンクの物件情報を見てみると、外観などの写真や間取りが掲載されておりますが、他社不動産サイトと比較してみると、写真や間取りが小さく

掲載されているため、非常に見にくく理解しにくい部分があるのではないかと感じました。

そこで、再質問をまちづくり・企業支援課長に2点お伺いをいたします。

1点目は、空家利活用補助金の利用状況はどのようなか。

2点目は、市の空家バンクのホームページの写真や間取りをもう少し大きくしてはどうか。

この2点について、まちづくり・企業支援課長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 再質問にお答えいたします。

御質問の1点目、空家利活用補助金の利用状況はどのようなかについてでございますが、毎年10件前後の申請者の方がみえます。これまでは一般世帯の方の申請がほとんどでしたが、令和5年度においては、一般世帯の方が5件、子育て、新婚世帯の方が6件と半数以上が子育て、新婚世帯の方の申請となっており、申請者6件のうち5件は山縣市外からの移住者の申請であることから、山縣市の子育て支援策が移住につながり始めていると感じているところでございます。

御質問の2点目、空家バンクのホームページの写真や間取りをもう少し大きくしてはどうかについてでございますが、空家利活用希望者登録の状況は、毎年50件程度登録していただいております。令和5年度の空家利用希望者登録をしていただいた方の居住地内訳については、山縣市内で9件、岐阜市で13件、県内で13件、愛知県で10件、これ以外の地区で9件の計54件と、山縣市内に限らず県内や愛知県と近隣の方々に興味を持っていただいている状況でございます。

県内や愛知県と近隣の方々に興味を持っていただいている状況でございますし、子育て、新婚世帯の移住者の方を増やしていくためにも、議員御指摘のとおり検討してまいりたいと思います。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） まちづくり・企業支援課長の答弁により、県内や愛知県、近隣の方々が山縣市に興味を持っていただき、また、空家利活用補助金については市外からの移住者の申請もあるとのこと、今後もこの補助金制度を継続していただくことで、空き家の有効活用が進んでいければと感じました。

また、子育て、新婚世帯の移住者が増えてきているとのこと。山縣市の子育ち応援のまちは、自然体験保育や山県学園構想など内容が充実してきており、住む場所、生活す

る場として必要な住居をたくさん提供できれば人口増にもつながっていくのではないかと考えます。

まちづくり・企業支援課の皆さんには、今後も移住定住につながる対応の促進をお願い申し上げ、次の質問に入りたいと思います。

続きましては、防災士について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、山県市としては職員2名を派遣し、復旧・復興に向け全力を挙げているところです。

また、8月8日に日向灘の深さ31キロを震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎市の宮崎港で50センチの津波を観測するなど、九州から四国の各地に津波が到達し、この地震で宮崎県日南市にて震度6弱の揺れを観測し、この地震を受けて気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震が発生する可能性が高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。

この南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合などに気象庁から発表される情報で、今回の巨大地震注意につきましては、1、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上、マグニチュード8.0未満の地震が発生したと評価した場合、2、想定震源域のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合、3、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくり滑りが観測された場合、とされており、南海トラフ地震が発生する可能性が高まったと判断していたこととなります。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）は、1週間後の8月15日に地震活動に特異な変化が見られなかったことから終了していますが、いつ起こるか分からないと思っていた南海トラフ地震が改めて、もしかしたらすぐ地震が起きるかもしれないという危機感を持った方も多かったのではないのでしょうか。

また、過日の台風10号においては、8月31日に大垣市や揖斐郡池田町において家屋の浸水被害が確認されるなど被害が出ており、台風の進路によっては山県市においても甚大な被害が出ていたかもしれません。

さて、防災士という資格があります。私も取得しておりますが、防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されるもので、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人であり、市として防災士取得助成もしていただいているところです。

令和5年第2回定例会において私が一般質問させていただきましたが、防災士の人数について一般質問をいたしました。答弁では、日本防災士機構に登録された市内の防災士は126名とのことでした。

そこで理事兼総務課長に2点お伺いをいたします。

1点目は、令和5年第2回定例会以降、防災士の取得者は増えているのかどうか。

2点目は、防災士の取得助成について、活用している市民はいるのかどうか。

この2点について、理事兼総務課長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

まずは1点目、令和5年第2回定例会以降の防災士の取得者についてでございますが、認定特定非営利活動法人日本防災士機構に照会いたしましたところ、令和5年6月以降、6名の方が新たに資格を取得されたことが確認できました。これにより山県市の防災士は名簿上132名となっております。

昨年の答弁でもお答えしておりますが、防災士機構の名簿は、資格取得時に登録された情報でその後の異動等については反映されておられません。実際に現在、山県市内にお住まいの防災士の人数とは相違がございます。

また、2点目の防災士の取得助成制度の活用状況についてですが、昨年度の答弁と重なりますけれども、平成25年に防災士取得助成事業実施要綱を定め、3万円を限度とし対象経費の2分の1に相当する額を助成しており、制度創設以来累計72名に対し、金額にして36万円を交付いたしております。

令和2年度以降、防災士に登録された方は12名いらっしゃいましたが、残念ながら山県市の助成事業を活用していただいた実績はございませんでした。制度の案内は市の広報紙やホームページに掲載し周知を図っておりますし、日本防災士機構のホームページにも、資格取得助成を実施している自治体として掲載されております。

今後、助成制度を活用し、自己の防災意識の向上や、地域防災の強化につながる防災士の資格を取得される市民の方が増えることを期待しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 理事兼総務課長の答弁により、令和5年6月以降、防災士の人数は6名増え、名簿上は132名となっているとのこと。認定特定非営利活動法人日本防災士機構によると、8月現在、全国で登録者数は29万4,016名、8月の登録者数は2,186名とのこと。昨今の災害もあり、防災士の取得を目指す方々が増えてきているのではない

かと推察をいたします。

また、防災士の取得助成制度の活用実績がここ数年ないというのは大変残念なことであります。取得されましたらぜひ活用していただきたいと思うところでもあります。

さて、能登半島地震の発生時に、実家に帰省をしていた救急救命士の方の話を聞く機会がありました。そのお話の中で最も印象として残りましたのは、地震発生直後には、本人の家族だけではなく、御近所さんたちも外へ避難していたそうです。人々は漁船がどうなっているか不安だからと港へ向かおうとしている人や、パニックになってしまい掃除を始めた人などがいたそうで、すぐに避難所へ行くように誘導しようと声をかけたそうですが、全く話を聞いてくれなかったとのことでした。

つまり、よそ者の話は聞いてくれない雰囲気だったそうで、その方は実家の子供だよということを書いてアピールをしたり、地元アピールをして、また、有資格者であるということも説明したことにより、避難誘導が無事にできたとのことでした。これは、公助が始まる前における自助、共助の話になると思います。

これらについて、災害時死傷者をゼロに近づける防災・減災、また、平時から防災・減災につながる活動を行えば、市民の防災意識を高めることにつながり、日頃から活躍できる防災リーダー等の養成にもつながると思います。つまり、災害に強いまちづくりに寄与することができるのではないのでしょうか。

そこで理事兼総務課長に再質問をいたします。

地域防災士会の設立が一つの防災・減災につながるのではないかと考えます。岐阜県においては、海津市と瑞穂市に防災士会が設立されております。山県市においても山県市防災士会の設立と活動していくことが、今後起こり得るだろう災害に対応することができ、自助、共助、公助の助けになる組織となると考えますが、理事兼総務課長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 再質問にお答えします。

地域防災士会の設立についての考えでございますが、一般的に防災士会とは、自助、互助、協働を原則として、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待されかつそのために十分な意識、知識、技能を有する者として認められた人たちの集まりで構成された組織で、会員相互の交流と親睦を図り、一人一人のスキルアップと地域防災力の向上を目指し、安全で安心な社会の実現のために活動する団体という認識をしております。

防災士会には、日本防災士会という全国組織に都道府県ごとの支部が組織され、その

傘下に自治体単位あるいは地区単位で防災士会等の名称の団体が組織されているよう
ございます。そのような組織がその設立理念の下、活発に活動していただけたら
とても心強いことだと思います。

市内で多くの防災士の資格を有した方々が所属している団体には、山口市総合ボラン
ティア・サポートセンターがございます。当該ボランティア・サポートセンターは、市
の総合防災訓練や、自治会単位で行われる防災訓練、防災講座、研修などと積極的に連
携し、所属してみえます防災士の方も御活躍いただいております。

また、組織に所属されていない大半の防災士の活動状況等については掌握いたして
おりませんが、それぞれのお立場で防災士としての自覚を持って生活してみえることと存
じます。

過去の大規模災害では、その規模が大きくなればなるほど、消防署や市役所などの公
的機関による救助、援助、いわゆる公助の限界を超え、自助、共助が非常に重要となっ
てまいります。自助、共助による地域の防災力を高めるためには、地域住民が主体とな
って組織的な防災・減災活動を行う自主防災組織の育成も重要でございます。自主防災
組織の育成には、自治会における地域防災リーダーの存在が不可欠であり、防災士の方々
には、地域防災リーダーとして自主防災組織の中核となっていただけることを期待して
いるところでございます。

地域の防災リーダー的な役割や、市役所との連携をお願いするにしても、所在を把握
するために防災士の名簿を整理していきたいと思っております。その後には、防災士の方々の
意識調査などを行い、防災士会や自主防災組織での役割についても研究してまいりたい
と思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 理事兼総務課長の答弁により、防災士の名簿の整理や、地域防災士
会や自主防災組織の役割について研究いただけたとのこと。

質問の際にも述べましたが、今回、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）は、い
つ災害が起きるか分からない怖さを再認識した機会となったと考えます。いつ何どきで
も備えることができ、安心・安全に生活ができる山口市になる展開、そして展望を大い
に期待し、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で奥田真也議員の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広） これで、本日本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

一般質問の2日目につきましては、19日、明日午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時35分散会

令和6年9月19日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和6年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 9月19日(木曜日)

○議事日程 第4号 令和6年9月19日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	谷村政彦
企画財政 課長	丹羽竜之	税務課長	安達俊樹
市民環境 課長	服部裕司	福祉課長	岩田豊実
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援 課長	正治裕樹
農林畜産 課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	浅野浩昭	学校教育 課長	平工雅之

生涯学習課 大西 義彦

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公男 書記 大野 幹根
書記 山口 真理

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広） 日程第1、一般質問。

ただいまから、18日に引き続き、通告順位に従い、一般質問を行います。

通告順位7番 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

通学路の交通安全対策について。

多様な市政の中で、安心・安全なまちづくりは大変重要なものだと考えます。ですが、近年、高齢者や子供、歩行者など、自動車と比較して弱い立場にある交通弱者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。

県警のホームページには、交通事故の分析による実態として、歩行中の被害では、死傷者の数が子供や高齢者で多い傾向にあり、特に8歳、7歳の子供が上位で、登下校が多い状況です。

少子化の進行が深刻さを増している中で、安心して子供を産み育てることができる環境の整備は必要なことです。特に子育て日本一を目指す山県市においては、次世代を担う子供の安全確保に努めるべきであり、そのため、子供たちが登下校に使う通学路の安全対策は必要不可欠だと思います。

そこで、学校教育課長にお伺いします。

市内の小中学校の通学路において、危険箇所の把握とそれらに対する対策など、現状についてお伺いします。

○議長（吉田茂広） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 御質問にお答えします。

通学路における危険箇所の把握と対策の現状についてですが、平成24年に全国で下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで起きたことをきっかけに、本市においては、同年7月に各小学校の指定通学路において、関係機関と連携した緊急合同点検を実施し、現状を認識するとともに、平成27年8月に山県市通学路交通安全プログラムを策定し、市内小中学校12校を中学校区の3つのグループに分け、それぞれ3年に1度、山県警察

署など関係機関による合同点検を実施しております。

本年度は、8月26日に地域の方や保護者から報告された通学路の対策要望箇所を基に伊自良中学校区の合同点検を行い、危険箇所の实地調査及び改善箇所の検討を行いました。

今後は、10月9日に開催予定の第2回通学路安全推進会議にて、改善箇所の確定と3年前の改善実施箇所の検証を予定しております。

教育委員会としましては、通学路の安全対策は必要不可欠とする議員の御指摘も踏まえ、子供の命を守る通学路という視点から、交通安全指導を含め取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 3年に1度、関係機関による合同点検により、対策要望箇所について調査、検討、対策実施、検証が行われていること、交通安全指導も含め対策に取り組んでいくとの答弁をいただきました。

通学路の交通安全対策として様々な対策が行われている中で、やはりハード面の対策が中心ではないかと考えます。また、通学路の安全確認は、3年に1度の合同点検だけでなく日常的に必要であり、その際に確認された危険箇所等についても対応が必要ではないかと考えます。

そこで、再質問させていただきます。

1つ目、合同点検に基づき実施したハード面の主な対策内容等。

2つ目、地域の見守り隊の方など、日常の通学の際に確認された危険箇所などの対応についての考え。

この2点について、建設課長にお伺いします。

○議長（吉田茂広） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、合同点検に基づき実施したハード面の主な対策の内容などについてでございますが、合同点検に基づき、市道を管理する建設課や国県道を管理する岐阜土木事務所などが実施したハード面の対策は、歩行空間の確保、車両への注意喚起を目的とした外側線の設置や路側帯カラー舗装、いわゆるグリーンベルトの設置、交差点マーク、減速マーク設置、さらに児童・生徒を直接的に守る防護柵、転落防止柵設置などが主な内容であります。

これら以外にも、横断歩道設置などの法的な対応が必要なものに関しては、山県警察署が実施し、また、見通しや通行の支障となる草木の除草、伐採については、自治会や

地権者の方の協力もいただきながら対応をしております。

参考までに、ハード面の対策が困難な場合は、学校での交通安全指導、山県警察署による取締り強化などのソフト面の対策で行っております。

御質問の2点目、日常の通学の際に確認された危険箇所などの対応についての考えについてですが、地域の見守り隊、自治会長、保護者などの方から通学路の危険箇所や要因の情報があれば、例えば、路肩の側溝の蓋が破損し、足を落とす可能性がある。舗装の段差が著しく、転倒のおそれがある。そのような場合など、緊急性の高いものについては、これは通学路に限らず、現場確認の上、カラーコーンの設置など応急措置を行った上で、その都度、早急に対応するようにしております。今後も迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

それ以外のものについては、現場確認の上、通学路の安全対策としての必要性や重要性などを勘案し、必要に応じて次年度以降に予算化して対応する方針であります。

建設課としても、特に学校指定の通学路については、交通安全も含めた安全性の確保のために、限りある財源の中、効果的なハード面の対策、対応に取り組んでまいりたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 山県市の通学路の交通安全対策について、ハード面の対策内容や日常確認された危険箇所等への対応について答弁いただき、様々な対応がなされていることが理解できました。しかしながら、明日事故が起きないとも限らず、不測の事態を予測して備えることは重要です。

答弁にもありましたが、グリーンベルトの設置や路面の注意喚起表示等は、歩行空間の確保、また車両への注意喚起の観点からも非常に効果的なものになりますので、ハード面の対策の一つとして積極的に整備を進めていただくとともに、過去に整備したと思われるもので既に消えかかっているものも見受けられますので、そうしたものの復旧にも努めていただきたいと思います。

子育て日本一を目指す山県市において、次世代を担う子供の安全を確保するためにも、通学路の交通安全対策に努めていただきたいと思います。

では、次の質問をさせていただきます。山県市のPR活動について。

山県市が行うイベントや観光PRは、山県市のイメージアップにつながり、ひいては住みたいまちランキングに挙げられれば知名度も加速し、移住者の増加も期待できます。

山県市の代表的なイベントとしては、毎年10月の第1日曜日にふるさと栗まつりがあ

ります。ふるさと栗まつりでは、利平栗をテーマに農畜産物や観光地などを市内外にPRする山縣市最大のイベントでして、毎年約4万人の来場者でにぎわっています。こうしたイベントで山縣市をPRすることで、また山縣市に遊びに行きたいと思えるリピーターを増やすことが交流人口の増加につながり、何度も山縣市を訪れてもらうことが地域活性化につながる大切なことだと思います。

そこで、まちづくり・企業支援課長にお伺いします。

観光スポット等が新聞、雑誌、テレビ、SNSなどに山縣市が取り上げられた事例は幾つあるでしょうか。また、その影響で問合せや反響にはどのようなものがありましたか、お伺いします。

○議長（吉田茂広） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

御質問の観光スポットが新聞、雑誌、テレビ、SNSなど、山縣市が取り上げられた事例は幾つあるでしょうかについてでございますが、事例につきましても、基本的にメディアからこちらに情報提供がないこと、特にSNSについては、個人が発信するものも多くございますので、正確な件数が把握できていないのが現状でございます。したがって、担当課として把握している範囲で答弁させていただきます。

令和5年度の実績としましては、ラジオ、テレビで24回、新聞で13回、フリーペーパーなどの雑誌に8回取り上げていただいております。内容としましては、円原川、伊自良大実連柿についてが各5回取り上げられており、おんせえよお～、山県ばすけつなども取り上げられております。

令和6年度半期の実績としましては、ラジオ、テレビで10回、雑誌で8回、民間のウェブサイト等で3回取り上げていただいております。内容としましては、円原川が6回、ハヤシライス、グリーンプラザみやま、神崎川、体験農園みとかが各2回、ほか大桑城跡などが取り上げられております。

また、反響についてでございますが、特にテレビや新聞で取り上げられた直後は、電話での問合せが多く、実際に訪問される方も増加しますので、うれしい限りです。これを一過性で終わらせないようにするため、今後も継続し、山縣市のPRをイベントの出版やホームページなどで発信していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 再質問させていただきます。

様々なメディアに取り上げていただくことで、反響が多く、山縣市を訪れてくださる

方が増えていることがよく分かりました。

そこで、まちづくり・企業支援課長にお伺いします。

今後、さらに山県市をPRしていくために、新しく予定しているイベントなどはありますでしょうか、お伺いします。

○議長（吉田茂広） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 再質問にお答えします。

山県市をPRしていくために新しく予定しているイベントなどがありますでしょうかについてでございますが、昨年度よりマーサ21で実施している山県市の子育てをテーマとしたイベントを来年2月に予定しております。

また、今年度よりマーサ21のまーさキッズスマイルと連携させていただき、伊自良で田植体験イベント、稲刈り体験イベント、サツマイモ掘りイベントを企画しました。既に終了いたしました田植体験イベントと稲刈り体験イベントについては、それぞれ約50人の親子さんに参加していただき、高評価をいただいております。イベントでは山県市の観光パンフレット、子育て支援のチラシなどを配布してPRするとともに、新聞等メディアにも取り上げていただき、山県市をPRすることができました。

また、11月には自転車テーマとした伊自良湖周辺を会場としたキャンプイベント、12月には東京での山形県山形市との山県・山形のコラボイベントを開催する予定です。

各種イベントを様々なメディアに取り上げてもらうよう工夫し、さらなる山県市の認知度向上に努め、山県市をPRしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 山県市PRのため、様々なイベントが企画されていることが分かりました。また、民間企業ならではの施策も取り入れ、地域住民との連携も強化し、住民との協力体制の方策を考えるなど、メディアと行政、そして市民が協力し合い、山県市を訪れていただく方が1人でも増えるようPRしていただき、認知度を高め、今以上によりアイデアを出し合って山県市を盛り上げていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

以上で川島亜也議員の一般質問を終わります。

通告順位8番 操 知子議員。

○10番（操 知子） 議長の許可を得ましたので、通告のとおり、こども目線の離婚後共同親権について、一般質問を行います。

父母の離婚が子の養育に与える深刻な影響、子の養育の在り方の多様化、養育費、親子交流の取り決まり率、履行率の低調、また、離婚後も父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要であることを課題、背景として、本年5月には、離婚後単独親権から選択的共同親権が可能となる民法改正が成立、公布されました。この改正では、親の責務などに関する規律の新設、親権監護に関する規律の見直し、養育費の履行確保に向けた見直し、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しなどが盛り込まれております。

岐阜県の資料、岐阜地域の公衆衛生2022年によりますと、令和3年度における山県市の婚姻率は人口1,000人当たり2.4組となり、岐阜県内平均の3.4組よりも低く、離婚率は1.41組となり、岐阜県内平均の1.3組よりも高い状況にあることが分かります。

全国的に見ましても、厚生労働省の資料、人口動態調査によりますと、親の離婚に直面する未成年の子供は、2000年の26.9万人をピークに2020年には約19.4万人と、毎年約20万人ずつ生じており、学校などにおいても身近な問題であることが分かります。

そこで、山県市における現状や今後の検討状況について5点お尋ねします。

1点目、別居親の行事への参加、観覧の受入れ体制について。また、保護者登録を行う際の対応について。

2点目、別居親に対する保護者向けの公文書の共有について。

3点目、親子交流の実施におけるサポートについて。

4点目、共同養育計画の支援事業について。

5点目、養育費確保の支援事業について。

以上、1点目、2点目を学校教育課長、3点目、4点目、5点目を子育て支援課長へ御答弁を求めます。

○議長（吉田茂広） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 御質問にお答えします。

議員御説明にもありましたが、今年5月に民法の一部改正が行われ、離婚後は共同親権か単独親権かを選択することができるようになること、公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることを承知しております。

そこで、御質問の1点目、別居親の行事への参加等の受入れ体制及び保護者登録を行う際の対応についてですが、現在の学校における保護者の登録は、入学、転入時に市教委が発出する学齢簿に記載されている保護者、基本的には同一世帯の世帯主を登録いたします。一方で、子供に関わる日常的な対応や緊急対応を考慮して、家庭環境に関わる調査票等により、保護者の合意による対応の窓口を設定しております。

学校は、安全上の配慮や個人情報の保護の観点から、登録された保護者に対して行事への参加等の依頼をしております。個別案件については、その都度、保護者との確認により対応していると捉えています。

2点目の別居親に対する保護者向け公文書の共有についてですが、学校からは登録された保護者に情報を提供します。家庭においての共有の仕方につきましては、関与はしておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。私からは、御質問の3点目から5点目についてお答えします。

御質問の3点目、親子交流実施のサポートについてでございますが、本事業は、離婚時等において、親子交流の取決めをしても、具体的にどのように進めていけばよいか分からない場合や相手と直接会うのが難しい場合などに付添い等の支援を行う事業でございますが、潜在的な対象者が少ない自治体が多い中であって、岐阜県においては、統一的な支援が行われるように、岐阜県から委託された岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、全県下を対象に支援が実施されております。窓口等において相談やお問合せがありましたら、必要に応じ当該支援センターの窓口を紹介させていただくこととなりますが、現在のところ、御紹介させていただいた案件はないと確認しております。

御質問の4点目、共同養育計画の支援事業についてでございますが、御質問の計画については、離婚後も父母が互いに養育に関与することの取決めをつくることであり、その支援に関する支援と認識しております。市といたしましては、離婚後の父母間における養育の取決め等に関する支援に関して実施する予定はございません。

御質問の5点目、養育費確保の支援事業についてでございますが、本事業につきましては、養育費の確保の推進のため、養育費の取決めなどに関する専門知識を要する相談員等の相談対応や継続的な生活支援等により、ひとり親家庭の生活安定と子供の健やかな成長を図る事業でございます。親子交流支援事業と同様に、岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門知識を有する相談窓口が設置されているところでございます。

本市においては、本年度より、養育費確保に係る費用負担の軽減、養育費補助への支援を創設し、ひとり親家庭の親が子供を看護、養育するために必要な養育費について、その履行確保の促進を目的として、公正証書の作成や調停の申立てなど債務名義の取得

に係る費用の補助、養育費の継続した履行確保を図ることを目的として、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の補助を行うもので、本市は、2つの補助を共に制度化している数少ない自治体でございます。

なお、現在までにおいて、本補助制度を利用された方はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 再質問を行います。

山口市では、本年度、子供を大切にし、子供が自ら成長していく姿を家族みんなで地域ぐるみで守る子育て応援条例が制定され、子供の健やかな成長と自立を図ることや子供の権利を尊重すること、子供が安心して育つ環境の確保などが基本理念として掲げられております。

そのような中、自分は親から愛されていないと子供が感じたり、逆に、別居親や祖父母が親子分離に苦しむ現状は全国的にもあり、また、それだけではなく、子供の貧困問題や子供に対する虐待問題も挙げられております。

子供の貧困問題では、こども家庭庁の令和4年度国民生活基礎調査によりますと、世帯形態別の貧困率は、ひとり親家庭におけるものが44.5%と約半数弱にも上り、子供に対する虐待問題においては、厚生労働省の令和4年度9月の子供虐待による死亡事例などの検証結果、第18次報告によりますと、養育環境として、心中以外の虐待死における養育者世帯の状況は、ひとり親家庭におけるものが27.6%となり、孤立する子育ての現状があります。

今回の法改正では、密室で起きているDVや虐待、モラハラや精神的虐待、親から子への性的虐待など、確実に共同親権から除外できるのかという懸念が残る中、子供の最善の利益をどのように進めていくのかが大切であります。

そこで、先ほどの別居親の行事参加について、別居親に対する公文書の共有について、共同養育計画の支援について、再質問を行います。

1点目、教育現場において、別居親の行事参加を可能にすることは、子供の日々の努力を父母両方に見てもらいたいという子供の気持ちをかなえることにもつながります。そこで、子供の意見だけを純粋に受け止めてくれるスクールカウンセラーを活用してはいかがと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目、別居親に対して、子の出席状況や通知表、健診結果などを共有することで、子の心身の健康を把握することにもつながるかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、こども家庭庁の令和3年度全国ひとり親世帯など調査によりますと、現在、

養育費の取決めをしている母子世帯は46.7%、父子世帯は28.3%、そのうち現在も受給している母子世帯は28.1%、父子世帯は8.7%、親子交流の取決めをしている母子世帯は30.3%、父子世帯は31.4%、そのうち現在も行っている母子世帯は30.2%、父子世帯は48.0%となっております。

共同養育計画は、子供養育プランとして定期的な親子交流の頻度や時間のほかに、連絡手段や学校行事の参加、長期休暇の過ごし方などをできる限りで策定するものであり、取決めを行っておくことで、別居親の行事参加や別居親に対する保護者向け公文書の共有の際にもスムーズな場合もあります。

そこで、共同養育計画の支援について、保護者のニーズ調査を実施すべきであるかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、1点目、2点目については学校教育課長へ、3点目については子育て支援課長へお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 再質問の2点についてお答えいたします。

1点目のスクールカウンセラーの活用についてですが、民法が規定する親権者と、いわゆる日々の生活を監督する保護者の権利と責任については、当事者である子供にとっては自分の置かれている立場や発達段階により理解が異なることは言うまでもありません。議員御提案の子供の気持ちを大切にすべきという考えには異論はありませんが、別居親の学校行事への参加についての判断を聞くためのスクールカウンセラーの活用という考え方はございません。

仮に、そのことで児童・生徒本人がスクールカウンセラーに相談することは可能ですし、相談を受ければ学校として保護者に連絡し、具体的な対応につながると考えております。

基本的には、大人の対応については、大人同士の中で共通理解や折り合いをつけていくことが子供に負担をかけないと思いますが、子供の成長過程において、矛盾や不都合等に困り感があれば、全面的に支援してまいります。

2点目の個人情報及び公文書の提供については、原則、保護者に提供するものであり、個別案件については、適切に対応すべきだと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 再質問にお答えします。

再質問の3点目、共同養育計画の支援事業について、保護者のニーズ調査を実施する

べきであるかについてでございますが、現在のところニーズ調査を実施する予定はございませんが、山県市にお住まいのひとり親家庭等における子育て支援へのニーズにつきましては、届出時や毎年度の面談等により把握できるものと考えており、それらを含め、引き続き多様な子育て支援に関する研究、調査を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○10番（操 知子） 以上です。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

以上で操 知子議員の一般質問を終わります。

通告順位9番 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からは1点、投票率の向上の為の取り組みについて、理事兼総務課長に質問させていただきます。よろしく願いいたします。

本年4月に施行された山県市議会議員選挙の投票率は53.28%であり、その前の令和2年に施行された同選挙と比較すると増えてはいるものの、それ以前と比較すると、山県市政発足後、低下の一途をたどっているのが現状です。

過去3回の山県市議会議員選挙における投票率を年齢層別に見ると、60歳代が最も多く、年齢層が下がるにつれて投票率が下がる傾向がありました。これは、近年の国政選挙においても同様な傾向であります。

特に若年層における投票率が低く、前回の市議会議員選挙における20歳代の投票率は29.04%と、約7割の方が選挙に参加していない状況であります。また、70歳以上の投票率も、年齢の上昇に伴い低い傾向があり、今後、高齢化に伴いますます低下する可能性もあります。

令和3年度に施行された衆議院総選挙における意識調査による選挙の棄権理由を見ると、18歳から29歳の主な棄権理由として挙げられるのが、選挙にあまり関心がなかったから、仕事があったから、仕事を除く重要な用事があったから、政党の政策や候補者の人物像など違いがよく分からなかったから、適当な候補者も政党もなかったから、私1人が投票しなくても同じだから、選挙によって政治はよくなると思ったからなどが挙げられています。

その一方、70歳以上の主な棄権理由としては、体調が優れなかったから、適当な候補者も政党もなかったから、選挙にあまり関心がなかったから、選挙によって政治はよくなると思ったからなど挙げられています。

まとめますと、投票に行かない理由は大きく2つのケースに分類され、一つは、自分の意思で投票に行かないケース。選挙に関心がない。争点が見えない。選挙結果で生活が変わらない。政治や社会情勢に関する知識が不十分。もう一つは、投票に行きたくても行けないケース。仕事がある、体調不良、体が不自由などです。それぞれのケースに適応した対策を打つことが重要だと考えます。

以上のことを踏まえ、2点質問いたします。

1点目、市議会議員選挙の投票率について、市としてどのような見解をお持ちでしょうか。

あわせて、2点目として、市議会議員選挙における投票率の向上に向けたこれまでの施策と今後の対策についてお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、市議会議員選挙の投票率に関する見解についてでございますが、山口市で執行されました市議会議員選挙の投票率を振り返りますと、平成16年、合併後最初の市議会議員選挙の投票率は77.3%、平成20年は無投票で、平成24年の選挙では65.4%、平成28年が59.2%、令和2年は47.1%、本年4月の選挙では議員御発言のとおり53.3%という結果でございました。

特に令和2年の選挙では、市民に身近な市議会議員選挙でも半数以上の有権者が投票に行かれなかったという結果でした。これには、コロナ禍という特殊要因がございましたので、極端に投票率が下がったものと思われまます。この特殊要因を除いたとしましても、選挙に対する有権者の関心が毎回徐々に低下している傾向にあると推察されます。

投票率に関する分析は議員の御発言のとおり、年齢層が下がるほど低く、60代をピークに年齢層が上がるほどまた低下していく傾向にあります。棄権要因の代表的なものは、山口市でも令和3年の衆議院議員総選挙における意識調査結果に見られるものと同様だと思っております。

投票率は全国的に低下の傾向にございますが、選挙管理委員会といたしましても、投票率の向上を含めた選挙啓発に取り組む必要があるという認識でございます。

御質問の2点目、投票率向上に向けたこれまでの施策と今後の対応についてでございますが、まず、常時啓発としましては、明るい選挙推進協会が主催します選挙啓発ポスターコンクールへの応募啓発、新成人、今は18歳になりましたけれども、新成人への選挙啓発冊子の配付、選挙備品の貸出しなどを行っております。

選挙時の啓発としましては、広報紙やホームページ、広報車による巡回や、ポスター

や横断幕の設置、防災無線などによる啓発や期日前投票立会人の公募、山県高校への期日前投票所の設置などに取り組んでいるほか、今年在市議会議員選挙では、山県市公式LINEの活用や、市内中学校の生徒が描いた選挙啓発ポスターを投票済み証のデザインに採用するなど、新たな啓発にも取り組んでいるところでございます。

今後の投票率向上対策につきましては、投票環境の向上と政治への関心を高めることが重要であると考えております。

投票環境の向上としましては、期日前投票所の開設時間の延長、空調、照明、交通アクセス等の投票環境の改善、バリアフリー対策の充実や明るい投票所の雰囲気づくりなどに取り組みたいと考えております。

次に、政治への関心を高めることとしましては、効果が現れるまでに時間はかかりますが、子供の頃から政治や選挙について触れたり学んだりする機会をつくることが重要と考えておりますので、特に小中学校向けの出前講座や選挙備品の貸出し利用を促進してまいりたいと考えております。

また、親の投票行動や投票習慣が将来の子供たちの投票に影響することも考えられますので、出前講座の実施に当たっては、親と子が一緒になって政治や選挙について話す機会をつくるなど、親世代にも働きかける工夫を取り入れるほか、親と子供が一緒に投票に行く親子連れ投票のPRにも努めてまいりたいと思います。

政治への関心を高めるには選挙管理委員会ができることには限界がございますので、市政情報の発信や市民参加の促進など、市や教育委員会、議会とも連携を図りながら対応していくことが必要と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 再質問いたします。

まず、選挙啓発ポスターコンクールへの応募啓発やポスターデザインを投票済み証のデザインに採用すること、このような取組は、少なからず子供たちにとって政治に興味を持つきっかけとなる可能性もあると思いますので、今後も継続して行っていただけたらうれしく思います。

また、今後の取組として挙げられました出前講座の親子アンケートや親子連れ投票、これらは、家族間で共通の話題を持って話し合うきっかけとなり、政治への関心だけでなく、山県市の身近な問題を考える機会となり得るかもしれません。

一方、先ほど答弁の中にもありましたように、選挙管理委員会だけで取り組むことには限界があると私自身も感じます。選挙期間中に限らず、地域の皆様が日常的に身近に

政治に関心を持っていただくためには、私を含め議員一人一人の政策や行動、情報発信も重要であるとともに、地域の皆様に見てもらいやすい議会傍聴の工夫、議会放映の在り方、SNS等の効果的な発信、そして、子供たちへの教育環境も重要であると感じます。

具体的に申し上げますと、子供たちの教育の一環として、議会あるいは議場の見学等の実施、また、自治体広報アプリ、マチイロへの議会だよりの掲載、議会の視聴も、現段階ではケーブルテレビのみと限定されているため、配信方法の拡大や見直し、また、選挙時の取組としては、選挙公報のSNSの配信、また、期日前投票所を人が集まる場所、例えば商業施設など、地域の方の生活動線に寄り添った場所に設置をする必要など、考えられます。スマートフォンやSNSの普及により、時代の変化に合わせた取組が、特に若年層に対して必要になってくるのではないかと強く感じます。

以上のことを踏まえ、理事兼総務課長に再質問いたします。

若年層の政治への関心を高めるための今後の取組として総括した御意見をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 再質問にお答えします。

若年層に政治への関心を高めるためのことについて、河合議員の御提案を踏まえお答えします。

若年層に限らず、国民が選挙権を行使し政治に参加することは、民主主義社会において大切なことだと思っております。その上で、若年層について政治への関心を高めるためには、先ほど御答弁申し上げたように、成果が出るまでに時間はかかりますが、子供の頃から選挙や政治に関心を持てるような環境づくりが効果的だと思います。

情報面においては、近年の技術発達に伴い、スマートフォン一つで世界中の様々な情報を入手できるようになり、特に若者世代は、テレビや新聞よりもスマートフォンなどで必要な情報を手に入れています。そこで、選挙啓発や政治家の活動情報、政策提言等に関しても情報ツールを活用し、若者の興味を引くような内容を発信していくことが必要であると思います。そのほか、御提案いただきました内容についても、選挙管理委員会として実施可能なものについては研究し、投票率の向上に努めていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 御答弁していただき、ありがとうございます。

あくまでも投票率を向上させることはゴールではなく、一つの手段であり、5年先、10年先の山口市がよりよいまちであるために、地域の皆様一人一人が選挙を自分事として政治に関心を持つことが重要であると感じます。

恥ずかしながら私自身も、20代の大半は政治に関心がなく、投票所に行ったことすらほとんどありませんでした。今後は、私自身も1人の議員として、多くの人に政治に関心を持つきっかけを与えられる人間となれるよう精進するとともに、地域全体でこのまちの課題を解決できることを期待し、私からの質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

以上で河合雅俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位10番 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問を3件行わせていただきます。

1点目、多様な視点を活かした災害対応や防災・減災の取り組み強化を、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した地震は、多くの人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらすとともに、被害の範囲は広く及びました。国は1月31日に令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部を設置、被災地の再生に向けて政府一丸となって復旧、復興に向けての取組、今後の災害に係る検証や教訓の抽出などについての取組を進めています。

災害は全ての人の生活を脅かしますが、性別や年齢、障がいの有無などの違いにより受ける影響が異なります。災害に強い社会の実現のために、女性や子供、高齢者、障がいがある方など、それぞれのニーズの違いを踏まえた災害対応を行うことにより、人々が災害から受ける影響を最小限にすることが重要であると考えられており、男女共同参画の視点からの防災、復興の取組などが進められてきました。

能登半島地震においては、内閣府男女共同参画局の職員を非常災害現地対策本部に派遣し、災害対応力を強化する女性の視点、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイド

ライン及びガイドラインに含まれる女性の視点からの避難所チェックシートの周知、活用を依頼するなど、男女共同参画の視点から災害対応に取り組まれました。

本年第1回定例会の一般質問では、多様なニーズに対応した実効性のある防災・減災対策に向けてお尋ねをし、災害対策の取組状況や協定先との連携体制、個別避難計画や避難所での生活が困難な方への対応、今後の課題などをお答えいただきました。

7月には、女性等の視線を踏まえた避難所運営推進事業検討会が山県市で開催され、被災地に派遣された市の職員や福祉関係者により、女性視点、要配慮者視点、避難所運営業務従事者の視点の3つの視点から、避難所生活の問題点、配慮すべき事項、レイアウト、必要資材などについての検討が行われ、私も参加をさせていただきました。

グループワークでは、多様な視点から多くの意見が抽出され、検討会は大変有意義なものであったと実感しています。私の参加させていただいたグループでは、検討会を終え、実際に模擬避難所を開設して宿泊体験を行うと、より必要なことが分かるのでは、こういった機会が今までなかった、継続的にこういった機会を重ねるとよいという意見も出ました。

国は、地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行うなど、これからも男女共同参画の視点に立った取組を進め、地域の災害対応力の向上につなげていく考えです。

全国各地の自治体で、女性の視点を生かした先進的な取組が進められています。防災に関する講義で育成した地域の女性の意見を吸い上げ、マニュアルを改訂、女性職員の提案により、災害対応に当たる職員の子供の一時預かり場所の設置を実現、有志の女性職員たちで防災チームを結成し、市長公認で防災に女性の視点を入れる活動を実施などです。

山県市で開催された検討会は、必要資機材を購入するための単年度事業ではありましたが、この貴重な機会をキックオフとして、ぜひ今後、取組の発展につなげていただきたいと思います。検討会の総評と次年度以降の取組について、理事兼総務課長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

7月5日に開催いたしました検討会の総評と次年度以降の取組についてでございますが、まずは、今回の検討会には、議会の御理解により3名の女性議員にも御協力いただき、有意義な会議とすることができましたことにお礼申し上げたいと思います。本当に

ありがとうございました。

今回の検討会は、大規模災害が発生し、避難所生活が長期化するたびに問題となります女性や要配慮者に関する避難所運営について、女性議員、福祉関係の職員など、地域を代表する女性や要配慮者に関係する方、石川県の輪島市で実際に避難所運営を支援してきた市職員がそれぞれの目線で課題等を洗い出し、山口市でも今後発生し得る災害での避難所運営等に反映させることを目的として開催いたしました。

会議では、市内で一番収容可能人数が多く、自主避難所としての開設実績も多い山口市総合体育館避難所をモデル避難所に選定し、女性等の視点で、1、避難所生活を送る際の問題点、2、配慮すべき事項の洗い出し、3、避難所のレイアウトの工夫、4、避難所に必要な資機材という4つのテーマについて協議していただきました。

全部のテーマにそれぞれ参考となる多くの意見が出されました。全体的な意見として、避難所レイアウトには男女別、乳幼児、要介護者など、それぞれ専用のスペースを確保すること、あと、トイレ用品や女性用品を充実させておくことなどがございました。

今回いただいた御意見を反映し、モデル避難所に整備する資機材については、岐阜県の女性等の視点を踏まえた避難所運営推進事業による支援をいただけますので、この後、購入する資機材を決定してまいります。

本年度は県の推進事業をきっかけとして実施いたしましたが、女性視点、高齢者等要配慮者側の視点を持った方々ならではの意見は、防災担当職員のみでは気づけなかったことも多く、今後の避難所運営対策に生かしていける成果が得られたという評価でございます。

来年度以降については、今回の事業趣旨を鑑みまして、今年モデル避難所に整備します資機材等を他の指定避難所にも横展開していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 再質問をさせていただきます。

ただいま理事兼総務課長より御答弁いただきました。今後の避難所運営対策に生かしていける成果が得られたという評価、来年度以降については、今回の事業趣旨を鑑み、モデル避難所に整備する資機材等を他の指定避難所へ横展開していくお考えをお答えいただきました。

令和4年3月、内閣府男女共同参画局は、地域で女性が防災活動をするに当たっての課題、地方公共団体及び自治会、自主防災組織等の先進的な取組について、調査、分析し、女性の防災リーダーが地域で活躍するためのノウハウと事例を取りまとめました。

地域の防災活動に女性が積極的に参画し、女性の視点に立った災害対応を行うことは、地域の防災力向上につながるとして、災害に強い地域をつくるために、その本書の活用を推進しています。

「女性が力を発揮するこれからの地域防災～ノウハウ・活動事例集」は、地域で女性が力を発揮する上での課題を抽出するために、地域で防災活動を行っている女性たちを対象にしたワークショップの意見から始まります。

地域に昔から住んでいる有力者がリーダーになっているから新しい女性は入りにくい。組織に入ったばかりの女性は、会議では意見を言えない。肩書や知名度が必要。家庭や仕事との両立が大変など、以降の構成は、地域の疑問と行政の疑問の2部構成となっており、様々なノウハウや事例が紹介されています。

以前の議会でもお伝えをしてきましたが、合併による市のエリアの広域化や公務員数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、市民一人一人が災害を他人事ではなく自分事として捉え、具体的な行動を起こす地域社会を構築することが重要視されています。行政には、その活動をバックアップすることやハブ機能を持つことが必要であると考えます。

女性や要配慮者等にとって、防災研修やリーダーの育成、訓練だとハードルが高くて、日常のネットワークや取組、イベントなどに防災を結びつけるなど、自主防災組織や自治会にこだわらず、自主的な小さな活動を支援する体制が必要であると考えます。実際に7月に開催された検討会では、女性の割合が多く、私たちのグループでは、避難所での下着の扱いについてまで話題にすることができ、被災地支援経験のある職員の方の御意見はとても勉強になりました。

女性や要配慮者等が相談しやすい担当職員や女性のアドバイザーを配置した防災活動相談窓口をつくるなど、自主的な取組の推進を強化できる体制を御検討いただきたいと考えます。理事兼総務課長にお考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 再質問にお答えします。

女性や要配慮者が自主的に行う防災に関する取組などの推進を強化できる体制の整備について御質問をいただきました。

議員御発言のとおり、山口市でも、市民一人一人が災害を他人事ではなく自分事として捉え、具体的な行動を起こす地域社会の構築が重要であることは、共通の認識でございます。

現在の地域防災については、自治会を中心とした自主防災組織にそれぞれの自主性に

任せた防災訓練などをお願いし、訓練等に必要な備蓄品の提供や経費的な支援を行っております。そんな自主防災活動において、女性や要配慮者が率先して活動に参加し意見を言うのは、自治会が主体という性質上、若干ハードルが高いかもしれません。

今回、議員にも出席いただいた検討会は、今まで実施してきたような体験型の防災訓練というものではなく、女性や要配慮者目線で避難所運営をテーマとしたワークショップでございました。今年は、総務課が主催して女性や要配慮者に関係する参加者を募りましたが、例えば、防災について考える会議やワークショップ、防災訓練など、自主的に開催される場合などには、可能な限り支援をさせていただきますので、ぜひ情報を提供していただきたいと思います。

職員や女性アドバイザーの配置について御提案をいただきました。合併以降、防災担当職員は代々男性職員が担当してきており、気象警報発令時や地震発生時には夜中でも登庁しなければならないなどの条件で、私も防災担当は男性のほうが適任であると思っておりましたが、しかし、男女共同参画の今、男性でなければならない理由は見当たりません。職員配置については、男女の区別なく配置を検討してまいります。御相談事がありましたら、現在の体制でも丁寧に対応させていただきますので、何も御遠慮なさらずお越しいただくか、御連絡をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。

2点目、社会全体で主権者教育を推進する取り組みを、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

2015年に公職選挙法が改正され、選挙権を有する者の年齢が20歳以上から18歳以上へと引き下げられ、改めて主権者教育の充実を図ることが求められています。

文部科学省が示す主権者教育の目的は、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の1人として主体的に担うことができる力を身につけさせること、学校、家庭、地域が互いに連携協働しながら社会全体で主権者教育を推進することが求められています。

本年8月、石川県野々市市の選挙管理委員会は、これまで小中高校生への主権者教育を進めてこられましたが、さらに幼い頃から選挙の大切さを学んでもらおうと、オリジナル紙芝居「とうひょうにいこう」を作成、披露されました。将来、保育士等を志望する高校生が保育園年長児に対し紙芝居の読み聞かせを行い、その後、実際の選挙で使用

する投票箱や記載台を用いて、園児が翌日の遊びを決める模擬投票を実施。紙芝居は食べ物などを生み出す不思議な種を見つけた動物たちがどんな食べ物を作るかをめぐってけんかし、そこに現れた市のキャラクター、のっティが投票で決めることを提案するストーリーです。

粗筋は、市の選挙管理委員会が考え、園児に伝わりやすいよう、市内の保育士が監修されました。市と持続可能な開発目標SDGs推進の連携協定を結ぶ民間企業の協力を得て作成されたものです。

ここ数年、山口市で施行された選挙の投票率は50%台、選挙における投票率の低さ、政治への関心の低さに対する取組強化については、議員である私たちにも努力が必要であると考えますが、民主主義を尊重し、責任感を持って政治に参画する市民を育成することも重要な要素の一つです。社会全体で主権者教育を推進する取組が山口市にも必要であると考えます。理事兼総務課長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

御質問の社会全体で主権者教育を推進する必要性についての考えをお答えいたします。

主権者教育というのは、国民が生きていく上で、自ら考え、判断し、行動する能力を身につけるための教育という認識でございます。主権者教育を学校、家庭、地域社会など、社会全体で取り組んでいく必要があるという議員のお考えとたがえるところは全くございません。

そこで、選挙管理委員会における具体的な主権者教育の取組などを申し上げます。

まず、山口市生涯学習課の生涯学習まちづくり出前講座のメニューに選挙についての項目を設け、出前講座を実施しております。本年度も1月に山県高等学校で、主権者教育をテーマとした講座を予定しているところでございます。

平成26年6月には、選挙への関心を高めようと、山口市選挙備品貸出要綱を定め、学校の授業や生徒会の選挙で投票箱や記載台など本物の選挙備品を活用していただいております。

そのほか、平成28年6月に選挙権の年齢が18歳に引き下げられたことを受け、平成29年1月の岐阜県知事選挙から、選挙期間の長い県知事選挙と参議院の通常選挙で山県高等学校に期日前投票所を設置することといたしたところでございます。

学校教育の場でも、主権者教育については重要視されており、社会科の授業で政治の役割や民主政治の仕組みなどについて学ぶことはもちろん、総合的な学習で地域のことを学んだり、児童会や生徒会活動、学級活動などを通じ、協働して課題解決する力や主

体性を養うなど、知識だけでなく必要な力を育むため、教科等を超え横断的に取り組んでいただいております。

学校で学んだ知識や力を政治への関心や社会参画につなげていくには、早い段階から実際に政治や選挙に触れることが重要であり、模擬選挙を取り入れた出前講座は有効な手法の一つだと考えております。これまで選挙管理委員会の出前講座は、高等学校が中心でしたが、さらに効果的な講座手法を研究し、小中学校での実施についても積極的に働きかけていきたいと思っております。

ほかにも、議員から御紹介いただいた取組なども参考にしながら、市、議会、教育委員会、家庭など、社会全体での主権者教育の推進に参画してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） ありがとうございます。市の意思決定機関で働く議会としても、できることをこれから進めていきたいと思っております。お力添えのほどよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。3点目、子育て世帯訪問支援事業の実施を、子育て支援課長へお尋ねをいたします。

近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、養育環境が深刻な状況となる前に支援の必要性が高い人を適切な支援につなぐことが求められています。

本年4月、改正児童福祉法が施行され、子育て世帯訪問支援事業が法的に位置づけられました。本事業の目的は、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭や家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐこと、市町村には実施の努力義務が課せられました。

支援の内容は、1つ目、家事支援、食事準備、洗濯、掃除、買物の代行やサポートなど。

2つ目、育児、療育支援、育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助など。保護者に寄り添いエンパワーメントするための助言等を行います。

4点目、地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供。

5点目、支援対象者や児童の状況、養育環境の把握、市町村への報告。対象家庭を訪問し、家事支援もしくは育児・療育支援または要支援を同時に行うことを基本に、家庭

の状況に合わせて、その他の内容を包括的に実施します。

単なる家事、育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事、子育て支援を通して支援対象の家庭が自立して生活できるように、支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標像です。

児童の権利を守るため、児童の最善の利益を最優先して考慮し、保護者に寄り添う支援が必要であることを踏まえ、家事、子育ての一方的な指導や訪問支援員自身の価値観の押しつけ、児童や保護者、または妊産婦の価値観を否定するのではなく、当事者に寄り添い、保護者等の状況や心情を理解し、支援を行う事業です。

市町村は、事業の目的や地域の実情を踏まえ、家事、育児、療育支援の具体的な内容や範囲、ルール、利用料等をあらかじめ定め、利用料の設定に当たっては、利用者の所得状況に応じて減免するなど考慮することが望ましいとされています。

全国各地の自治体が本年4月よりこの事業をスタートさせ、岐阜県でも山口市と同じような人口規模の自治体が行われており、既に利用実績があることをお聞きしました。

山口市子育て応援条例の第10条、市が実施するものとする施策、基本施策には、3、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を必要とする子供に対し、当該子供の置かれた状況及び環境に応じた必要な支援。4、虐待、いじめ等の防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策。5、地域住民、学校と事業者、警察及び医療機関等と連携し、保護者が安心して子育てをすることができるよう、ニーズに応じた幅広い支援が挙げられています。

地域の実情に応じ、基本的な内容を超えて一層の取組が行われることも期待されている子育て世帯訪問支援事業、その実施のお考えを子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

子育て世帯訪問支援事業につきましては、議員御発言にありますとおり、家事、養育に係る援助や子育てに関する情報の提供、その他必要な支援を行う事業であり、市町村の実施に対し、児童福祉法においては努力義務となっております。

本市における全ての子の個を尊重し、未来へとつなげる考えの下、妊産婦のみならず、ひとり親やヤングケアラー等、どのような状況の方でも利用しやすい支援事業である本事業は、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐなど、有効な子育て支援事業と考えており、早期の実施に向けて研究を進めているところでございます。

本事業の検討に際しましては、その他の支援サービスと同様に、持続的、そして安定

してサービスを提供するため、担い手である支援者の確保が重要となります。引き続き、様々な関係団体等と調整を続けていくほか、実施に際し、必要量の把握、潜在的な要支援者の把握、利用に関する負担などにつきましても、精度を上げて研究してまいります。

なお、少子高齢化社会の中にあり、地域において子育て支援サービスを含めた労働力が減少する状況下において、安定的な子育て支援事業を継続していくためには、限りある資源をどのように分配していくかも重要であり、類似サービスとの調整なども踏まえ、慎重に進めていく予定としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 早期の実現に向けて進められているということでしたので、今回の質問はここまでにしたいと思います。

以上になります。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 御苦勞さまでした。

以上で寺町祥江議員の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

26日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午前11時31分散会

令和6年9月26日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山縣市議会定例会会議録

第5号 9月26日（木曜日）

○議事日程 第5号 令和6年9月26日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第58号 山縣市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山縣市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山縣市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
- 議第62号 山縣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第63号 山縣市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第64号 山縣市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山縣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山縣市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 山縣市下水道条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和5年度山縣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和5年度山縣市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 議第68号 令和6年度山縣市一般会計補正予算（第3号）
- 議第69号 令和6年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 令和6年度山縣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第71号 山縣市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について

- 議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
- 議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 議第68号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
- 議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）

議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第3 討 論

議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第66号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
議第67号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号 令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
議第68号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）
議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）
議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第4 採 決

議第58号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

議第60号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について

議第62号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第63号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第64号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第65号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第66号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議第67号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和5年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第68号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第69号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第70号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第71号 山県市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について

議第72号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第4号）

議第73号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早

急に行うことを求める請願書

- 日程第5 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第6 質 疑
発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第7 討 論
発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第8 採 決
発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第9 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
- 議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定

について

- 議第68号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
- 議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
- 議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

- 議第68号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
- 議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第3 討 論

- 議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
- 議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 議第68号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）

- 議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
- 議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第4 採 決

- 議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について
- 議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和5年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和5年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 議第68号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について
- 議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
- 日程第5 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第6 質 疑
 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第7 討 論
 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第8 採 決
 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第9 議員の派遣について

○出席議員（13名）

1番	河 合 雅 俊	2番	川 島 亜 也
3番	吉 田 昌 樹	4番	武 藤 行 儀
5番	田 中 辰 典	6番	奥 田 真 也
7番	寺 町 祥 江	8番	古 川 雅 一
9番	加 藤 義 信	10番	操 知 子
11番	山 崎 通	12番	吉 田 茂 広
13番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	谷 村 政 彦
企 画 財 政 課 長	丹 羽 竜 之	税 務 課 長	安 達 俊 樹

市民環境課長	服部裕司	福祉課長	岩田豊実
理事兼健康介護課長	森正和	子育て支援課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	浅野浩昭	学校教育課長	平工雅之
生涯学習課長	大西義彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野公男	書記	大野幹根
書記	山口真理	書記	太田奈々子

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（吉田茂広） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 奥田真也議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（奥田真也） それでは、議長から御指名をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月12日午前10時より開催をし、審査を付託されました議第60号、議第66号、議第67号、認第1号、認第2号及び議第68号までの所管に属する条例案件3件、決算認定案件2件、補正予算案件1件の6議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第66号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例については、改選後の配置はどのように予定をしているのか。また、この改正は農業委員の意見によるものか。

認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務産業建設関係）では、総務費、一般管理費、防犯灯維持管理事業について、防犯灯の電気量が減っているが、電気代高騰の中、減額となっている理由はどのようなか。総務費、一般管理費、防犯カメラ等設置補助事業について、防犯カメラが5台設置された場所はどこか。総務費、財産管理費、ふるさと応援寄附金事業について、物品の寄附の内容はどのようなか。総務費、企画費、山県×山形 地域間交流事業について、協定締結に向けてどのような状況か。総務費、企画費、シティプロモーション事業について、イナカム・ツアーにおいて地域課題について考えたところがあるが、どのような課題が見え、参加者の意見はどのようなか。また、SNS会員が減少した要因は。商工費、商工振興費、中小企業等活性化補助金について、申請事業者が当初の見込みより少なかった要因は。商工費、商工振興費、中小規模事業者等応援地域消費活性化事業について、ポイント還元キャンペーンの参加者が、当初の見込みより少なかった要因は。また、還元率に変更になったことも影響しているのか。土木費、公園費、公園管理業務委託について、草刈り等の業務において、削減に努めたことで不用額が生じたとのことだが、剪定・伐採は前年度並みに実施できているのか。また、削減した内容はどのようなかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されたました議第60号、議第66号、議第67号、認第1号、認第2号

及び議第68号までの6議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 寺町祥江議員。

○厚生文教常任委員会委員長（寺町祥江） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月13日午前10時から開催し、審査を付託されました議第58号、議第59号、議第61号から議第65号、認第1号、議第68号から議第73号までの所管に属する条例案件7件、決算認定案件1件、補正予算案件5件、その他案件1件の14議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第65号 山縣市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、マイナンバーカードを持っていないと医療を受けられないような不利が生じないか。認第1号 令和5年度山縣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、総務費、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード普及促進事業について、申請エラーの内容は何か。民生費、社会福祉費、生活困窮者自立支援事業について、就労準備支援事業の延べ対応件数が3倍ほど増加した理由は何か。民生費、社会福祉費、シルバー人材センター補助金について、新規会員増員事業の内容と成果はどのようなか。請負就業延べ人数の減少理由は何か。民生費、児童福祉費、病児・病後児保育事業補助金等について、延べ利用者数増加の理由と利用費補助延べ日数の減少理由は何か。民生費、災害救助費、個別避難計画作成委託事業について、避難行動要支援者名簿登録人数の算出方法と、対象者人数との相違は何か。衛生費、保健衛生費、美山北部地域巡回診療事業について、診療体制、診療回数、受診者数など事業実績はどのようなか。衛生費、保健衛生費、予防接種事業（新型コロナワクチン接種事業）について、接種見込み者数と実績数の相違の理由は何か。教育費、教育総務費、こどもサポートセンター運営事業について、利用人数、支援内容、成果はどのようなか。教育費、教育総務費、みらい留学センター事業について、事業回数、参加人数の実績と参加者の反響はどのようなか。教育費、小学校費、小学校学習ドリルアプリケーションソフトの利用について、活用方法はどのようなか。教育費、社会教育費、遺跡発掘調査事業について、不用額が生じた理由の試掘調査未実施はどのようにしてか。議第68号 令和6年度山縣市一般会計補正予算（第3号）（厚生文教関係）では、教育費、小学校費、学校管理費及び中学校費、学校管理費委託料について、ネットワークアセスメント業務委託事業の背景と目的は何か。

議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結については、契約金額の内訳はどのようなかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第58号、議第59号、議第61号から議第65号、議第68号から議第73号の13議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定し、認第1号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

また、令和6年山口市議会第2回定例会で付託されました請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書についてを議題とし、継続審査を行いました。

閉会中の継続審査は7月22日、8月28日に委員会を開催し、所管課より訪問介護費引下げ及び職員報酬の処遇改善加算による、山口市内の実績や影響について説明を受け、国の分科会委員意見などのその他の参考資料も含め、審査を深めました。

反対討論では、3年に1度の報酬改定で、現時点で今回の改定がどうであるかを結論づけるには時期尚早、緊急性に欠けている。4月からの新報酬改定後の影響、処遇改善加算の現段階の状況からは、介護事業所の倒産、経営難に至るとはとても言い難く、現状と請願の趣旨がかけ離れている。

賛成討論では、小さな事業所が経営の危機に見舞われてくることが予想され、3年後の報酬改定まで待つことができないので、早い時期に政府に意見書を出さないと手後れになるという意見がありました。

採決の結果、請願第2号は賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（吉田茂広） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（吉田茂広） 日程第3、討論。

これより、議第58号から請願第2号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 議長より発言の許可をいただきましたので、請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について、反対の立場で討論いたします。

委員会継続審査において、所管課より、今年度4月からの新報酬、単価の改定、そして、6月からの処遇改善加算を踏まえた現状の数値の説明を受けました。その数値、実情は、本請願の肝である介護事業所の倒産や介護事業所の経営難に至るとは言い難く、請願趣旨とはかけ離れているものでした。

確かに訪問介護が、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであることは事実ではありますが、4月からの新報酬、単価改定後の影響、また、処遇改善加算の現段階での状況が請願趣旨と大きく異なるため、反対討論といたします。

以上です。

○議長（吉田茂広） 次に、吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 議長の許可をいただきましたので、請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書に対する賛成討論を行います。

この請願書の内容は、喫緊の課題です。

高齢者が地域で安心して暮らすために差し迫った課題となっています。東京商工リサーチの調べで、今年1月から8月の介護事業者の倒産は114件で、前年同時期の1.44倍と激増し、コロナ禍の2020年の85件を大きく上回っています。うち約半数が訪問介護事業者です。

地方では、訪問介護事業所のない地域が増えています。6月末時点で事業所のない町村は97、1つしかない市町村は277に上ります。全国平均はおおむね高齢者1,000人に対し1事業所です。山県市の65歳以上の高齢者人口は2025年、9,136人（第9期山県市高齢者福祉計画）と予測されていますので、全国平均1,000人に対し1事業所であれば9事業所ですが、現在5事業所で、これを下回っています。

訪問介護事業所の経営難を深刻にしたのが、4月実施の介護報酬改定です。2020年度

以降、4割の事業所が赤字にもかかわらず、政府は訪問介護の基本報酬を2から3%引き下げました。全国社会福祉協議会、全国ホームヘルパー協議会、日本ホームヘルパー協会が異例の抗議文を武見敬三厚生労働大臣に提出しています。速やかに再改定すべきです。

訪問介護は人手不足で、必要なサービスが提供できない事態が広がっています。基本報酬の切下げは事態を一層深刻化させています。

既に、2024年6月5日、衆院厚生労働委員会で、介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する決議が、全会一致で決議されました。

4月実施の介護報酬改定で訪問費が引き下げられたのに対し、引下げ撤回と報酬再改定を求める運動が広がり、異例の決議となりました。

決議は、介護・障害福祉従事者は重要な職責を担っていると指摘し、他産業の給与水準と比べて低い状況だとして、優れた人材の確保、サービス提供体制を整備するため、報酬改定などの影響について介護事業者等の意見も聞き、速やかで十分な検証を行うとしています。また、賃金などの処遇改善に資する施策を検討し、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるべきだと政府に求めています。

今回の介護報酬改定では、改定分の1.59%のうち6割が処遇改善部分（介護職員の給与引上げに充てる部分）で、残りの4割が介護事業所に入ってくる収益部分としてプラスされるだけです。物価高で、水光熱費のほか、訪問介護などで使うガソリン代など、経費がかさむ中、とても見合った改定率ではないというのが介護現場共通の声です。そんな中での訪問介護基本報酬の2から3%引下げです。

訪問介護基本報酬引下げによって経営難、人手不足が加速しています。早急に介護報酬臨時改定の実施と訪問介護引下げ分を補填するための予算措置が必要です。

なぜ訪問介護が削減的になされたのか。昨年度、厚生労働省が実施した介護事業所対象のアンケート調査（令和5年度介護事業経営実態調査）では、2022年度の訪問介護の収支差率（売上げに対する利益率）が平均7.8%でした。国は、介護事業全体の平均2.4%と比べて収支差率が高かったことを引き下げた理由としています。しかし、詳細を見ると、延べ訪問回数が一番少ない事業所群（月200回以下）の収支差率は僅か1.2%で、月201回から400回以下の事業所では1.4%です。最も回数の多い事業所群（月2,001回以上）は小規模の10倍の13.2%で、大きな開きがあり、ここが平均を押し上げています。

高齢者住宅併設で、その住宅の入居者のみを対象とする事業所ほど、収支差率が高く出ると言われています。逆に、地域を一軒ずつ回る小規模な事業所ほど収支差率は低くなります。

これは、国が掲げる地域包括ケアの理念（医療・介護などが必要となっても可能な限り、その人が最期まで自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにする地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築）に反するものです。

では、山県市内の訪問介護事業所の現状はどうでしょうか。

健康介護課からいただいた資料によりますと、山県市内の訪問介護事業所は5事業所です。3事業所は月当たり訪問介護回数が100回以下、2事業所は200回台で、いずれも収支差率が低い1.2から1.4%に分類される小規模の事業所です。

山県市の訪問介護利用者数は185人（予防訪問介護を含む。ただし、住所地特例などもあり、全てが山県市在住ではありません）のうち、山県市内5事業所の訪問介護利用者は76人（41.1%）で、残りの109人（58.9%）は、山県市外の48の訪問介護事業所を利用されています。

介護報酬の減額は、今まで以上に小規模事業所の経営を困難にさせ、特に中心部より遠方の地域の事業を撤退せざるを得なくなることは明らかです。事業を撤退する事業所がない今、この請願書を採択する意味があります。事業撤退後の再開は困難です。

山県市の介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、また、介護事業所の経営を守るためにも、請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書への賛同をお願いして、賛成討論とします。

ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員、続けて、認第1号に対する反対討論をお願いします。

○3番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長の許可をいただきましたので、認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

令和5年度決算の成果説明書では、個人番号カード普及促進事業で1,136万5,000円の事業費が支出され、本来は任意であるはずのマイナンバーカード取得促進事業が行われました。

デジタル庁は8月30日、年次報告を行い、マイナンバーカードを国民の7割が所有し、日本で一番普及している本人確認カードとする一方、マイナンバーを巡る相次ぐトラブルには触れず、物価高騰やデジタル人材の不足などで遅れる自治体システムの標準化について、粛々と進めていくなどと強調しました。

デジタル庁が例年調査している社会のデジタル化に対する意識は、「社会のデジタル化をよいと思っている」が50.9%（前年比2.9ポイント増）、「社会のデジタル化に適応

できている」は29.8%（前年比1.0ポイント増）、「行政デジタルサービスに満足している」は29.8%（前年比0.3ポイント増）などと相変わらず低調なままです。

その中で、デジタル庁は、個人情報の利活用や国民監視につながるマイナンバー制度の普及や公金受取口座の登録推進、生活に関する準公共分野のデジタル化の規制緩和を進めるほか、地方自治の抑制につながる自治体の基幹業務システムの統一、標準化移行の技術支援などを進めます。

政府は12月2日に健康保険証の新規発行を停止します。運転免許証を24年度末までにマイナンバーカードと一体化し、介護保険証も一体化する方針です。また、予防接種券、母子保健の受診券、医療機関の診察券などをマイナンバーカードと一体化する方針を示しました。

さらに、医療、教育、防災、子供などの準公共分野でのデータの蓄積、利活用が進んでいないと指摘し、クラウドを活用した電子カルテの開発や、出生届のオンライン化、民間人材と教師をマッチングする共通利用基盤の構築、防災アプリ・サービスのデータ連携など、デジタル化の取組を広げる方針です。

推進体制の強化では、デジタル庁の組織を現行約1,000人体制から当面1,500人規模への増員を目指しています。デジタル庁職員の4割は大手IT企業などの民間出身者で、ほとんどが非常勤です。マイナンバーカードを活用したデータ連携が拡大する中で、出身企業への利益誘導など官民癒着が強まるおそれは払拭できません。

12月2日から保険証の発行停止をめぐって、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるなどの不安が患者、国民に広がっています。政府が、現行の健康保険証は発行されなくなります、マイナンバーカードを御利用くださいと、ポスターやチラシで宣伝しているからです。

そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは任意です。さらに、マイナンバーカードを保険証として登録し、マイナ保険証を使うかも任意です。任意の制度を普及するために、12月2日に現行の保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証に一本化することには全く道理がありません。任意のはずのマイナンバーカードの取得が事実上義務化されることとなります。現在の保険証に支障が出ていないのに、なぜ廃止する必要があるのでしょうか。

政府は現行の保険証の廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に交付するとしています。また、マイナ保険証を持つ人が、自分の保険情報が正しくひもづけられているか確認するために、資格確認書とは別に資格情報のお知らせという書面も配布します。

中小企業の労働者などが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ、約4,000万人）は、加入者全員に資格情報のお知らせを配ります。

資格確認書、資格情報のお知らせのどちらにも、保険資格について保険証と同じ内容が記載されています。保険証を廃止しても同様のものを配布するわけです。おかしな施策と言わざるを得ません。

何のために保険証を廃止するのか。これらは保険者の負担を増大させるだけです。資格確認書、資格情報のお知らせを発送する作業は、マイナ保険証を持っていない人を日常的に把握するなど手間がかかります。速やかに配布しないと保険資格の確認ができず、窓口で10割負担を強いられる事例が生じます。これを防ぐのは保険者の責務ですが、大変な作業になります。

医療機関の窓口ではマイナ保険証の読み取り機器の不具合、災害による停電など様々なトラブルが起きています。制度の仕組み上、トラブルをゼロにすることはできません。

その際、資格確認に使われているのが保険証です。円滑に受診するためにマイナ保険証と共に保険証を持参することを厚労省も推奨してきました。保険証廃止後はマイナ保険証と資格情報のお知らせを提示することになります。

さらに重大なのは、現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてくるのに対し、マイナ保険証は5年ごとに役所に行って自分で更新しなければならないことです。更新を忘れると、窓口で10割負担を求められかねません。資格確認書も法律では希望者が申請することになっており、当面の間、申請なしで送られてきますが、その後は決まっています。

現行の公的医療保険制度の下では、保険証を発行・交付する責任は国、保険者にあります。それを揺るがすことは許されません。保険証廃止を撤回し現行の保険証を残すことを求めます。

令和5年度の決算認定に当たり、こうした個人番号普及促進事業に1,136万5,000円の歳出が報告されています。本来、法律上、取得は任意であるマイナンバーカード普及促進事業を含む認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、反対をいたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

山崎 通議員。

○11番（山崎 通） あっち行ったりこっち行ったりして、分らないんですけど、この訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定というところですが、委員長報告で反対されたので、反対について賛成をしておくのですが、実は、介護事業者の倒産は、この介護保険制度が2000年にできてもう24年になるんですが、どんどんどんどん介護事業者の倒産が増えている。

これは実感として、よく自分らも覚えとらん、まあ、今度は否決になるので、やむを得ませんが、小規模事業者が非常に痛手を食っているということが新聞に書いてあるんですよ、今年の初めなんですけど。従業員20人未満が9割以上などという、小規模事業者がどんどん倒産しているということが書いてあるんですが、将来、我々こういう中にいる人間は、そういうことをしかと受け止めておかないといけないということは、老婆心ながらお話ししておきたいと思うんです。

特に、山口市みたいな小さなところは、小規模事業者に支えられていると言っても過言ではないんですが、議長がこの間、商工会の会議の来賓祝辞で、我々7人おると、議会の人間がね。で、「商工会、安心してください」というような発言があったので、私も同感なんですわ。やっぱり商工会と市長も連携を取っているいろいろやっておられるんですが、こういう小規模事業者が将来やっていけなくなるような状況というのは、我々は避けなくてはならないというふうに思っていますので、全体的を射とらんかも分かりませんが、今度の委員長報告に従いますが、将来を展望したら、そういうことを肝に銘じて進めていただきたいと思います。

賛成やでね。賛成討論やでね。

○議長（吉田茂広） 確認しますが、今、賛成討論ということでよろしいですね。

○11番（山崎 通） 反対討論やったね。ごめんごめん。反対討論です。

○議長（吉田茂広） 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書の採択……。

暫時休憩をいたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（吉田茂広） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第58号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第59号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第60号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第61号 岐阜県立山県高等学校体育施設開放に関する条例を廃止する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第62号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第63号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第64号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第65号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決され

ました。

議第66号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第67号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第1号 令和5年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

認第2号 令和5年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第68号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第69号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第70号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第71号 山口市クリーンセンター運営管理委託事業請負契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第72号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第73号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とされました。

日程第5 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（吉田茂広） 日程第5、発議第4号 特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長に説明を求めます。

議会運営委員長 武藤孝成議員。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成） ただいま議長より御指名をいただきましたので、発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について、提案趣旨説明をいたします。

資料は8になります。

本案は、山口市議会に1つの特別委員会を設置することの決議をお願いするものでございます。

委員会名は議会改革調査特別委員会とし、3つの設置目的を設定し、調査研究を行います。

目的の1点目は、今後人口減少が進んでいく中、議員を志す優秀な人材を確保するために、議員定数と議員報酬の在り方の調査研究を目的とし、2点目は、議案一体の原則

を遵守するため、予算決算の審査をする委員会設置の調査研究、3点目は、政務活動費の使用用途について、現在提示されているものをより具体的かつ明確化するため調査研究するものを、議員12名で構成し設置するものであります。

特別委員会設置根拠は、地方自治法第109条第1項及び山縣市議会委員会条例第5条第1項の規定によるものであります。

調査期間は、議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を決議するまで継続して調査を行うものとするのであります。

以上、地方自治法第109条第6項及び山縣市議会会議規則第14条第2項の規定により提案をいたします。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（吉田茂広） 日程第6、質疑。

これより、発議第4号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託はされません。

日程第7 討論

○議長（吉田茂広） 日程第7、討論。

これより、発議第4号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（吉田茂広） 日程第8、採決。

これより、発議第4号 特別委員会の設置に関する決議についてに対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決議されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名させていただきます。

議会改革調査特別委員会委員に、武藤孝成議員、山崎 通議員、操 知子議員、加藤義信議員、古川雅一議員、寺町祥江議員、奥田真也議員、田中辰典議員、武藤行儀議員、吉田昌樹議員、川島亜也議員、河合雅俊議員の12名を選任いたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、議会が本調査終了の議決をするまでとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、議会が本調査終了の議決をするまでと決定されました。

これより、全員協議会室にて特別委員会を開催し、正副委員長を選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、特別委員会で委員長及び副委員長が決定されましたので、御報告いたします。

議会改革調査特別委員会委員長に加藤義信議員、副委員長に古川雅一議員。

以上であります。

日程第9 議員の派遣について

○議長（吉田茂広） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び山縣市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定されました。

○議長（吉田茂広） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和6年山縣市議会第3回定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時11分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 吉 田 茂 広

9 番 議 員 加 藤 義 信

10 番 議 員 操 知 子